

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部 生活科学研究所報告

第 44 号

特集「2030年SDGsゴールに向けて—No.5 ジェンダー」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.44

Special Issue: Toward the 2030 SDGs Goals—No. 5 Gender

2021

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部 生活科学研究所報告

第 44 号

特集「2030年SDGsゴールに向けて—No.5 ジェンダー」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.44

Special Issue: Toward the 2030 SDGs Goals—No. 5 Gender

2021

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

REPORT OF THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY No.44 2021

CONTENTS

Report on the 2021 Symposium, The Research Institute of Sciences for Living, College of International Relations, Nihon University

Program 2

Reiko SHINOMIYA

Opening Address for the Symposium: “Toward the 2030 SDGs Goals—No. 5 Gender” 3

Megumi NAKAMURA

【Lecture Script】 UNHCR’s Refugee Assistance: From the Perspective of Gender 4

Special Issue: Toward the 2030 SDGs Goals—No. 5 Gender

Mieko NAGATA

Emotional Labor and Gender in the Tourism Industry 13

Naoyuki KANNO

International Law and Gender 19

Reiko SHINOMIYA

Gender in Society and Family 25

Report on Sciences for Living

Hiroko ISAKA and Nagako ARIKI

【Article】 Lifestyle Changes and Stress Due to COVID-19 Among University Students in Japan: Relations to interdependent-self construal, relational mobility, and morality 29

Nagako ARIKI and Hiroko ISAKA

【Article】 Lifestyle Changes and Stress Due to COVID-19 Among University Students in Japan: An analysis of open ended surveys by text mining with a focus on gender comparison 43

Shuji KATO, Yuka UEHARA, Eriko MATSUO, Yukimasa KATO, Kenzo KATO, Noriko KITADA, Kou HOTEYA and Chihiro SHIMIZU

【Article】 Knowledge and Issues concerning Doping in University Athletes 53

Ryutaro UEDA, Yuji HASEGAWA, Morihiko YAMADA, Motoyasu ISHIKAWA and Makoto MUROFUSHI

【Article】 Comparison of Meristics in the Black-stripe Sweeper, *Pempheris schwenkii*, from Coastal Waters of Central and Western Japan 65

Ken INOUE

【Article】 Postwar Japanese Poets as Translators: America in *Arechi* School Poets 71

Aki NAMBA, Misato MORI, Yasuhiro SHIBASAKI, Nobuhiro MANO, Hiroshi ANZAI and Ryutaro UEDA

【Article】 Nutritional characteristic of Japanese flounder *Paralichthys olivaceus* upon feeding a diet supplemented with high concentration of ascorbic acid 83

Shiho SUGANUMA and Ko MANIWA

【Research Notes】 Report of COVID-19 severe cases required early multidisciplinary approach to maintain oral intake 89

目 次

2021年度日本大学国際関係学部生活科学研究所 シンポジウム報告

プログラム 2

シンポジウム「2030年SDGsゴールに向けて－No.5 ジェンダー」について 四之宮玲子 3

【基調講演】「UNHCRの難民支援～ジェンダーの視点から」 中村 恵 4

特集 「2030年SDGsゴールに向けて－No.5 ジェンダー」

【研究発表】観光業にみる感情労働とジェンダー 永田美江子 13

【研究発表】国際法とジェンダー 菅野直之 19

【研究発表】社会と家族のジェンダー 四之宮玲子 25

生活科学研究所報告

【論文】大学生における新型コロナウイルス感染症による生活の変化とストレス（1）
～相互協調的自己観と関係流動性との関連～ 伊坂裕子・有木永子 29

【論文】大学生における新型コロナウイルス感染症による生活の変化とストレス（2）
～男女比較を中心にテキストマイニングによる学生の自由記述の分析～
..... 有木永子・伊坂裕子 43

【論文】大学生競技者のドーピングに関する知識と課題
..... 加藤秀治・上原優香・松尾絵梨子・加藤幸真
加藤研三・北田典子・布袋屋 浩・清水千弘 53

【論文】中部および西部日本の4地域で採集されたミナミハタンポ *Pempheris schwenkii* の
形態・形質の比較 上田龍太郎・長谷川勇司・山田守彦・石川元康・室伏 誠 65

【論文】翻訳者としての戦後日本詩人たち
——『荒地』詩人におけるアメリカ—— 井上 健 71

【論文】高濃度ビタミンC投与がヒラメの栄養特性に与える影響について
..... 難波亜紀・森 美里・柴崎康宏・間野伸宏・安齋 寛・上田龍太郎 83

【研究ノート】経口摂取量維持に対し多職種による早期介入を必要としたCOVID-19重症症例の
検討 菅沼志保・馬庭 厚 89

2021年度日本大学国際関係学部
生活科学研究所 シンポジウム報告

Report on the 2021 Symposium
The Research Institute of Sciences for Living,
College of International Relations, Nihon University

2030年SDGsゴールに向けて —No.5 ジェンダー—

Toward the 2030 SDGs Goals—No. 5 Gender

2021年度 日本大学国際関係学部生活科学研究所シンポジウム
「2030年SDGsゴールに向けて－No.5 ジェンダー－」

日 時 : 2021年12月2日(木) 13:00～16:55
オンライン配信期間 2021年12月10日(金)～12月24日(金)

場 所 : 日本大学国際関係学部 15号館1階1512教室

【第Ⅰ部】

【基調講演】

「UNHCRの難民支援～ジェンダーの視点から」 国連UNHCR協会 中村 恵 氏

【研究発表の部】

①「観光業にみる感情労働とジェンダー」

日本大学短期大学部ビジネス教養学科 教授 永田美江子

②「国際法とジェンダー」 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 菅野 直之

③「社会と家族のジェンダー」

日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 四之宮玲子

【第Ⅱ部】

【パネルディスカッション】

【前半】 研究発表者によるディスカッション

中村恵氏・永田美江子・菅野直之・四之宮玲子

【後半】 学生を含めたディスカッション

中村恵氏・永田美江子・菅野直之・四之宮玲子・本学部学生

シンポジウム「2030年SDGsゴールに向けて –No.5ジェンダー–」について

日本大学国際関係学部
生活科学研究所長 四之宮玲子

長引く新型コロナウイルス禍にも関わらず、一般の方々のご参加、関係者の協力によりまして、2021年度シンポジウムを対面およびオンデマンド配信を合わせたハイブリッド方式にて開催できたことを、心より御礼申し上げます。

今回のシンポジウムのテーマである“SDGs”は、近年耳にする機会が多くなり、今年はメディアでも頻繁に取り上げられるようになりました。また、本学で中期目標として掲げている「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を受け、シンポジウムを開催する運びとなりました。

SDGsは、2030年までに「持続可能でよりよい世界を目指す」という国際目標です。そして17のゴール、169のターゲットが設けられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」とコンセプトが掲げられています。今回は、目標5番目（No.5）のジェンダーが中心テーマです。ジェンダーという言葉も、近年さまざまな意味合いをもち、使われるようになりました。シンポジウムは、この視点をもって国際的な視野に立ち、難民支援や国際法、感情労働や家族などとの関連で、講演・研究発表、ディスカッションという2部で構成しました。講演者に国連UNHCR協会の中村恵様をお迎えし、UNHCRの難民支援について具体例を挙げながらご講演いただき、研究発表を本学教員により進めました。そして学生を含めたパネルディスカッションでは、活発な意見交換が展開されました。

2020年からSDGs「行動の10年」の期間に入りましたが、新型コロナウイルスによって2030年の目標達成がより困難となりました。しかし世界中がこのような困難な時期にあるからこそ、様々な場で一人一人が取り組む意義があります。達成にとって必要な行動は何か、ジェンダーの視点、ジェンダー研究がなぜ重要なのか、SDGsの目標に入っているのか、などを一緒に考え、新たな局面を切り拓いていく一助となりましたら幸いです。

【基調講演】 「UNHCRの難民支援～ジェンダーの視点から」



国連UNHCR協会事務局長特命（渉外担当） 中村 恵

Special Assignment (External Relations), Japan for UNHCR

皆さま、よろしくお願いいたします。ただ今ご紹介いただきました国連UNHCR協会の中村恵と申します。本日は次のような流れでお話をしたいと思っています。まず自己紹介。そのあと、国連難民高等弁務官事務所、英語ではThe United Nations High Commissioner for Refugeesというのですが、UNHCRについての説明。そして、SDGsとUNHCRの関わり。今日はジェンダーということで、ジェンダーの視点からのご説明。これからの難民支援はどうなっているのか。そして、90年代にUNHCRを率いた緒方貞子第8代国連難民高等弁務官の言葉をご紹介し、最後に今私が属しております国連UNHCR協会の使命について、触れさせていたいただきたいと思います。最後まで、お付き合いいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、自己紹介です。もう平成は終わってしまい、30年以上前になると思うと、ちょっとびっくりですが、私は、平成元年4月からUNHCRのジュネーブ本部で勤務を始めました。ちょうどその2年後ぐらいに、当時上智大学外国語学部長だった緒方貞子さんという日本の学者、初の女性、初の日本人が、私が働いていた国連組織、UNHCRにやってきました。その後、数年間ジュネーブで同じ建物の中で一緒に働いたのですが、私は93年から96年にかけて、東京の駐日事務所の広報室に転勤しました。その後、休職を経まして97年の12月から99年の4月まで、ミャンマーのラカイン州に赴任していました。ちょうど2017年の8月末ぐらいから、70万人以上の難民がバングラデシュに流出し、かなり日本でも報道されました。ミャンマーは残念なことに今年の2月には軍部によるクーデターでアウンサンスーチーさんが、また幽閉されてしまいました。私が赴任していた頃は、アウンサンスーチーさんが幽閉されていて、まだ解放されていなかった時代でした。完全に軍部の時代で、それだけに治安は良かったのです。よくヤンゴンからホテルまでタクシーに乗りますと、タクシーの運転手さんが、ここは、ニューヨークよりも安全だって言うのです。実際、安全でした。軍部が全部抑えていたので、女性が多少夕方暗くなって歩いても別に危険ではないという状況でした。私が赴任していた頃から20年以上たっても、ミャンマーという国が、今も不安定であることを残念に思っています。その後、私は2000年末に、このUNHCR職員、つまり国際公務員は退職いたしました。ちょうど同じ時、たまたま同じタイミングで、緒方貞子さんも国連難民高等弁務官を退官されました。私はその後、今属しておりますNPO法人国連UNHCR協会の設立に関与いたしまして、現在まで、考えてみると20年の月日がたってしまったわけですが、職員として勤務しています。ここまでが自己紹介です。

UNHCR創設に至る歴史から入っていきたいと思います。第一次世界大戦が終わった後、国際連盟が1920年に創設されました。当時の時代背景というのは、ロシア革命の余波やオスマン帝国の崩壊などによって、自分の国で安心して暮らせない、自分の国を追われた難民がたくさんいる状況でした。そういった状況に対処するために国際連盟は、特にロシアからの難民、ロシア革命によってロシア以外の国に逃れた方々などをヨーロッパの中で支援するための調整役に、当時ノルウェーの著名な北極探検家だったフリチョフ・ナンセンさんを任命したわけです。そのため、彼が初代の難民高等弁務官と呼ばれています。その後、第

二次世界大戦を経て、1945年に国際連合が創設されます。その3年後の12月10日、第3回国際連合総会で採択されたのが世界人権宣言です。庇護を求める権利として、すべての人間は差別されずに基本的人権を享受できる、ということが定義されました。この世界人権宣言に明記された庇護を受ける権利から、国際的な難民保護という考え方が成立していくわけです。英語ではInternational Protection。これが、UNHCRという組織にとって根幹となるキーワードです。このInternational Protectionというのは、出身国とのつながりを、強制的に断ち切られた人々の権利を保護し促進するための枠組みです。私たちは普段、国家の保護の下にいるわけです。それに頼れない、つまり自分の国の中で、警察の保護や公正な裁判などに頼れない。国外にあっては、自国の領事館に保護を求めることもできない。今のミャンマーとか、アフガニスタンあたりは、こういう感じではないでしょうか。国外にいる国民の処遇に対して、国際法で定められた基準も適用されない方々には、難民という特別の苦境に配慮した国際的な基準を別に定める必要があったわけです。このrefugeeは、もともと避難とか避難所という意味のrefugeから派生した言葉です。従ってrefugeeは、日本語で定着している「難民」という言葉よりも、「避難民」のほうが本来の意味を的確に表しているのではないかと私は思います。残念ながら、もう日本語では、この難民という言葉が定着し、なんとなく違う使い方がいろいろされていると思うのです。コロナ難民、家庭内難民などあるかもしれませんね。そういう言葉のせいで誤解されているかもしれませんが、難民とは、難を避けてきた人々を指すことを、今日は強調させていただきたいと思います。

UNHCRという国連組織が創設されたのは約70年前です。国連難民高等弁務官という官職があり、その官職はThe United Nations High Commissioner for Refugeesなのですが、その事務所なので、本来は、最初にThe office ofが付きます。最近、あまりにも長いのでThe office ofを英語でも付けないことが増えているかもしれません。日本語でも英語でも、とにかく長くて覚えられない名前です。1950年の12月3日、国連総会決議で創設が決定し、同じ年の12月14日に国連総会でUNHCR事務所規定が採択されました。そして、翌年の1951年の1月1日に活動を開始いたしました。

難民という言葉は、国際法できちんと定義されています。まずは1951年、「難民の地位に関する条約」ができました。この条約では、51年1月1日以前の時点で難民だった人々に限定されて、加入した国は適用範囲を欧州のみに限定するという選択権があったのです。そこで、67年に「難民の地位に関する議定書」ができました。この議定書は、時間的、地理的制約を取り払っています。日本はこの51年条約と67年議定書に加盟しています。そのため、今から申し上げる難民の定義に沿って、難民認定がされているわけです。それは「人種、宗教、国籍、政治的意見や、または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるか、あるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々」です。この定義に沿って、日本では、一人一人が、自分が迫害を受けたかどうかを証明する必要があるという、ハードルが高い認定基準になっています。その一方で、難民の定義は、地域条約によって拡大されているところもあります。例えば、1969年にアフリカ統一機構（Organization of African Unity）の難民条約ができています。また1984年には、中央アメリカ難民危機への対応として、カルタヘナ宣言が出されています。政治的な迫害の他に、武力紛争とか人権侵害などを逃れるために、国境を越えて他国に庇護を求めた人々を指す、というように解釈が拡大されています。そのため、UNHCRのような組織としては、このより拡大された基準を適用する方向で考えていますが、あいにく日本には、こういった地域条約もなく、どうしてもより狭い難民の定義の下で物事は考えられている状況です。そのため、ある国では難民として認定されても他の国では認定されないという、ギャップが世の中で起きてしまっているわけです。

このUNHCRという組織は、もともと今申し上げた、難民の方々を国際的に保護する役割を担っています。支援対象者を、Persons of Concernと英語では言います。関心の対象者というほうが、より正しい和訳なのかなとも思いますが、その支援対象者自体も拡大しています。まずは国内避難民です。紛争などによって住み慣れた家を追われたが、国境を越えずに避難生活を送っている人々です。日々の生活の安全を確保

するためには、外部からの支援が必要不可欠。適切な支援が実際なかった場合、この人々は、国境を越えて難民となり、結果的に受け入れ国政府や国際社会は、より重い負担を強いられることとなります。イラク、アフガニスタン、南スーダンといった政府のガバナンスが非常に脆弱な国の場合には、国内避難民を支援するのに国際的な支援が必要とされます。もちろん主権国家の同意の下に、支援は行われるわけですが、こういった国内避難民への支援も、かなり増えてきています。もう一つが無国籍者です。UNHCRには、各国政府と協力して無国籍の発生を防ぎ、既に発生してしまったケースについては、それを解決し無国籍者の権利を守るという任務もあります。日本でも、例えば、フィリピン残留孤児で、日本国籍を求めている方々がいるということが映画になったりしていますので、こういった問題とまったく関係がないということはないです。無国籍者の方は、人権が守られるかという意味で不利な立場にいますから、これを少なくしていこうと努力しています。法律を少し改正すれば、無国籍者ではなくなる可能性は大いにあるので、UNHCRは各国政府に働き掛けています。

ではここで、今年の夏の東京オリンピック、パラリンピックを思い出してみたいと思います。この新聞記事は、朝日新聞に掲載されたパラリンピック難民選手団の記事を切り抜いたものです。6人の難民選手団がパラリンピックに参加しましたが、初めての女性、アフガニスタン出身の方が、その中にいました。彼女を紹介させていただきます。アリア・イッサ選手です。パラ陸上の女子こん棒投げに出場されました。彼女は「スポーツは私に自立する力を与えてくれました。新しいコミュニティーに参加することで、同じ目標を持った新しい友人をつくることができます」と語っています。二十歳で、パラリンピック難民選手団の最年少代表でした。唯一の女性代表選手です。ギリシャに逃れたシリア人の両親のもとに生まれ、2015年に家族とともに難民として認定されました。4歳の時に、高熱によって脳に障害が残って身体的知的障害があります。幼少期はうまく言葉を話すことができず、学校でいじめられることもありました。ただ、どんなときにも夢を大きく持ちなさいと、背中を押してくれたお父さんを2017年にがんで失った後、新しく入った学校でスポーツに出会い、自分に自信を持てるようになりました。2019年に本格的にこん棒投げを始めてからは、パラスポーツ界の新星として活躍中です。ちょうどテレビで放映された時に、イッサ選手が登場し、頑張っていた姿が心に残っています。

さて、ここからUNHCRとSDGsの話に移っていききたいと思います。UNHCRは、この持続可能な開発目標、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」世界の実現のために、難民や、国内避難民、無国籍の人々が、取り残されることのない開発計画を重視しています。このSDGsの17の目標を踏まえ、さまざまなプロジェクトの作成や実行、データ収集、アドボカシー活動を行って、国際社会に対しても、SDGs達成の貢献につながる取り組みをともに実行できるように働き掛けています。17の目標の中で、UNHCRは主に12項目に深く関係しています。1番が貧困。2番は飢餓をゼロに。3番、すべての人に健康と福祉を。4番、質の高い教育をみんなに。5番、ジェンダー平等を実現しよう。6番、安全な水とトイレを世界中に。7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに。8、働きがいも経済成長も。10、人や国の不平等をなくそう。11、住み続けられるまちづくりを。16、平和と公正をすべての人に。17、パートナーシップで目標を達成しよう。この12項目です。要するに、UNHCRの場合は、難民になっている人、コミュニティー、彼らの生活すべてに関わりますから、そういった難民状態にいる人たちの生活すべてが関わってくるわけです。誰一人取り残さないという意味では、こういったすべてに関わるということ、覚えておいていただければ幸いです。

今日は目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化を行う」に焦点を当てます。皆さんこのアイコンと言葉は、よく見ると思うのですが、具体的にどんな課題を達成しようとしているのか、どういうふうやっていこうとしているのか、そういう詳しい情報に触れたことはおありでしょうか。今回の講演に向けて準備するプロセスで、いろいろ調べましたら、外務省が和訳している「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」という資料が、外務省のホームページ、

または国連広報センターのホームページからダウンロードできるようになっていました。特に学生の皆さんは、こういう資料をダウンロードして、しっかりとその内容を勉強していただきたいと思います。

今日は、目標5の詳細を、皆さんとともに勉強してみましょう。まず5.1、あらゆる場所におけるすべての女性および女兒に対する、あらゆる形態の差別を撤廃する。5.2、人身売買や性的その他の種類の搾取と、すべての女性および女兒に対する公的・私的空間における、あらゆる形態の暴力を排除する。5.3、未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。5.4、公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識、評価する。5.5、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画、および平等なリーダーシップの機会を確保する。5.6、国際人口・開発会議の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。こういう具体的な課題が書いてあります。それ以外に5.a、5.b、5.c、がありまして、課題の達成を実現するための手段や措置について書いてあります。5.aは、女性に対して経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従いオーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。5.b、女性の能力強化促進のためインフォメーション&コミュニケーションテクノロジー（ICT）をはじめとする実現技術の活用を強化する。5.c、ジェンダー平等の促進ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策、および拘束力のある法規を導入・強化する。このように17の目標それぞれについて、課題やそのための手段や措置について書かれています。よろしければ、その資料をダウンロードされると参考になると思います。

では、ここでジェンダーについて皆さんと振り返ってみましょう。多分ジェンダーという言葉は、日本語の性差とか性別という漢字の言葉に、うまく置き換わらないため、あえて片仮名でジェンダーと言っているわけです。ジェンダーとはそもそもなんでしょう。UNHCRではGender Equality Toolkitという資料が2020年にできまして、そこから英語の説明を取り出してまいりました。私の和訳ですが、一緒に確認してみましょう。ジェンダーとは、社会的に構成された女性と男性の役割を指す。それらの役割は、人々が自らを定義し、他者によって定義される姿の中核をなすことが多い。ジェンダーの役割は、習得されるものであり、時代によって変化しうるものであり、複数の文化の中や文化間でさまざまであり得る。ジェンダーが、女性と男性の義務、責任、制限、機会、特権をいかなる文脈においても定義することが多い。なるほど、日本語の性別や性差より奥深い概念なのだということが分かります。

もう今は、女性と男性だけではなく、より多様な性の話が出てきていますが、UNHCRの場合、この女性と女兒に焦点を当てるという努力は、既に2001年から始まっていました。“UNHCR’s commitment to women’s and girls” は、2001年からUNHCRの組織内で、すべての活動場面において尊重されていた考え方です。やはり難民の出るような社会って、男性中心で保守的なところが多いのです。その場合、難民に食料を配る際、未亡人の家庭、男性がいない家庭には食料が配られていなかったとか、そういう不平等が実際に起きていたわけです。そういった状況を解消していくことが、すごく重要でした。90年代の緒方貞子さんの時代から、女性に焦点を当てる、女性でなければ女性の話は聞けない、という意識は既にありましたが、きちんとした言葉で整理されたのが、ここに書いてあるUNHCR’s commitment to women’s and girlsです。これも英語を私が訳しました。女性も女兒も、平等かつ本質的にすべての意思決定、コミュニティー運営、リーダーシップ構造、支援対象者により構成される委員会に参加できる。個人の登録と証明書を直接、あるいはUNHCRの支援経路で提供される。食料、主たる救援物資、現金給付による支援に平等にアクセスできる。経済的機会、適切な仕事、質の良い教育、保健サービスに平等にアクセスできる。性とジェンダーに基づく暴力に関する包括的な予防と対応サービスにアクセスできる。こういうことを、きちんと書いて徹底しました。要するに、できなかつたらできるようにしましょうと、意識を徹底させたわけです。やはり、

UNHCRの活動というのは、現場で生の人間の命を守るために行われているわけですから、そこで人々が取り残されることがないように配慮が必要だったわけです。こういったかたちにきちんと、皆の意識を徹底させることによって、女性や女兒が取り残されることのないように、ずっと努力を続けています。

2018年には、それが少し強化されるというかたちで“Policy on age, gender and diversity”ができています。こちらを英語を私が和訳させていただきました。年齢、ジェンダー、多様性に配慮するアプローチを、すべてのUNHCRの活動に適用するというUNHCRのコミットメントを2018年に強化。2001年当時は、まだジェンダーという言葉よりは、よりwomen's and girlsでした。でも、2018年になると、よりジェンダーとダイバシティという言葉が使われるようになってきています。すべての支援対象者Persons of Concernは平等に権利を受持し、享受し、自らの生活、家族、コミュニティーに関わる決定に本質的に参画できるという原則を当てはめる。つまり、ここが一番重要なのですが、UNHCRのジェンダー平等の促進とは、人権の促進と密接に結び付いています。要するに、難民状態にいる人の人権を守ることが、UNHCRにとって一番重要な仕事であり、ジェンダーの問題によって彼らの人権が守られないことがあってはいけなわけです。そのため、人権の促進のために、このジェンダー平等を促進していく。ジェンダーの不平等とは、支援対象者の権利を侵害する重要な要因となるからです。

2020年の2月には、UNHCRのGender Equality Toolkitができました。こちらは、ジェンダー平等を推進していくための手法に関する手引書です。配布用資料ということで、再版や翻訳は、商業目的でない限り、出典元を明記することで許可されています。ここに書いてあるURLでダウンロードもできるようになっています。どんなToolkitなのでしょう。五つのツール、手引きがあったので、英語を私が和訳させていただきました。1、UNHCRの運営管理サイトにジェンダー平等を組み込むための手引き。2、緊急支援活動において、ジェンダーの視点に配慮するための手引き。3、女性と女兒の本質的な参加を増やし促進するための手引き。4、現金給付支援を運営管理サイクルで実施する際のジェンダー分析の手引き。5、ジェンダー平等、不平等とアドボカシーのための手引き、ということ。特に学生さんは、こういった資料をダウンロードして、しっかり読み込んで勉強していただくと、レポートの1本や2本は、軽く書けるのではないかと思います。

実際にUNHCRの現場では、年齢、ジェンダー、多様性に配慮したアプローチを実践しています。AGDM、つまり年齢AgeのA、GenderのG、多様性DiversityのD。主流化MainstreamingのMです。この頭文字を取ってAGDMと言います。このAGDM参加型合同調査（participatory assessment）が、援助の現場では、広く行われています。これは難民や難民申請者の方々を対象にした参加型調査です。難民が直面する課題というのは、年齢、ジェンダー、難民を取り巻く身体的、社会的、文化的環境によって立ち現れ、それぞれ異なった解決策が必要になってくるという認識のもとで、この参加型の聞き取り調査が世界各地で行われています。

小田代さんというUNHCR倫理担当の方がホームページの記事で紹介されていますので、ご紹介したいと思います。彼女は性的搾取や虐待からの保護を担当している職員です。2013年からUNHCR職員として、ウガンダ、南スーダン、スイスで勤務されています。これは、ちょうど2019年に彼女が南スーダンのマバン難民キャンプに行った時、ある学校で子ども権利クラブの子どもたちと会っている様子の写真です。子どもたちは、早婚や強制結婚に対する注意喚起のセッションを受けていました。彼女は「ジェンダーに基づく暴力は、まだ十分な注目を集めていない」と語っています。こちらは、子どもや若者の自殺が発生する南スーダンで、国内避難民のためのキャンプで会った思春期の少女たちのグループが話し合う場を設けている様子です。このようにUNHCRの現場では、日本人の特に女性の職員がすごく活躍していて、日本人だけをとってみると、恐らく男性よりも女性のほうが多いのです。なぜでしょうか。緒方貞子さんの影響が大きかったのかもしれませんが。

ここで歴代の国連難民高等弁務官について紹介します。1951年に活動を開始してから7代目までは、す

べて男性です。ヨーロッパ系の男性が多かったと思います。それが8代目に日本人で初の女性、緒方さんが10年間、国連難民高等弁務官を務めました。ちょうど私が同じ時期にUNHCR職員であったので、重なっています。彼女は、国連人権委員会日本政府代表も務めたことがあり、高等弁務官になる前から国連とのパイプが強かった方です。ちょうど90年代というのは、東西冷戦というそれまでの世界の枠組みが崩れて、たくさんの難民が出る大変な時代でした。彼女の回顧録『紛争と難民』という厚い本が集英社から出ますので、チャレンジ精神のある方は、読んでいただけたらと思います。その90年代に予算も職員も在任中に倍増しました。私がUNHCRの職員になった頃2500人くらいだった職員数が、退職する頃には倍の5000人になった、そういう時代でした。

緒方さんの後、また男性が続いています。10代目がアントニオ・グテーレスさん。彼は2017年に国連事務総長に就任しました。時々テレビにグテーレスさんが映ると、少し歳を取られたな、髪の毛真っ白になられたと私などは見てしまいます。2016年からは、11代目フィリッポ・グランディさんが、国連難民高等弁務官を務めています。彼の前職はパレスチナ難民救済事業機関の事務局長であり、もとはUNHCRの生え抜きで、アフリカ、アジア、中東、ジュネーブ本部などでの職務経験がありました。彼は緒方貞子さんが高等弁務官の時代に、まさに緒方さんの右腕として特別補佐官、そして官房長を務めました。緒方さんにとっては、一番頼りになる存在で、高等弁務官を緒方さんが退任されてからも、親しく付き合っていました。現在UNHCRは、約130カ国で活動し、UNHCRに雇用されている方、短期契約も含めると、今では、なんと1万7000人以上の人たちが働いているという、かなり大きな組織になっています。あまりいいことではないですね。実際UNHCRは、本当はなくなったほうがいい。難民とかそういった人たちがいなくなったら、もうUNHCRはいらないので、そのほうがいいのですが、残念ながら、まだ必要とされています。

次にこれからの難民支援について。2015年に欧州難民危機があったことを覚えている方はいらっしゃるでしょうか。シリアやアフガニスタンなどから、難民や、難民とは言いきれない自ら望んでいく移民が、例えば、ドイツ、イギリスなどを目指して移動しました。今もいますけれど、2015年はとにかくひどかった。ものすごい数の人たちが、ヨーロッパに押し寄せました。これが一つの契機となって、一つの機運が生まれて、国際機関、政府、市民社会、大学、個人など多様なアクターが連携した社会全体としてのアプローチが必要だという認識が広まっていったわけです。その結果、2018年にGlobal Compact on Refugeesが採択されました。並行してGlobal Compact on immigrants、移民のためのグローバルコンパクトも採択されています。Refugeesのほうは、世界が一体となって難民保護を推進していくための国際的な取り決めです。これについて少し触れさせていただきます。日本語では「難民に関するグローバルコンパクト」と呼んでいますが、四つのポイントがあります。一つは、難民受け入れ国の負担軽減。人道支援と開発援助が早い段階から連携することで、難民と受け入れ国・地域双方への効果的な支援につながります。次に難民の自立促進。受け入れ国・地域に貢献しうる人材育成にもつながります。難民に移動や労働の自由を与える支援策の実行もカギとなります。次が第三国定住の拡大。受け入れ数を増やす、家族が暮らす国に定住、人道ビザの発給、あるいは奨学生としての受け入れなど、第三国定住の枠にとどまらない柔軟な対応も求められています。次が、安全かつ尊厳ある帰還に向けた環境整備。難民のふるさとの現状や、課題解決に向けた取り組みの拡大が必要です。とにかくUNHCRだけ、あるいは難民支援を専門とするようなNGOの活動だけでは、もう立ち行かないのです。いろいろな方々が、それぞれできることで関わっていきましょうという共通認識が持たれるようになり、世界各地で努力が続けられています。

ここで、今日のジェンダーの話との結び付きを説明します。難民のためのグローバルコンパクトは、年齢、ジェンダー、多様性への配慮に強く焦点を当てる必要があること、ジェンダー平等の促進、女性と女児の能力強化、すべての性とジェンダーに基づく暴力の廃止を、強調しています。しかし、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、多くの国でジェンダーに基づく暴力が増加している

現状があります。親密なパートナーによる女性や女兒に対する暴力、そして今非常に注目を集めている性的マイノリティーといわれる方々、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス、クィア、全部まとめて今LGBTIQプラスと言うそうですが、こういった方々が受ける暴力のリスクが急増しているわけです。そんな中でUNHCRとしては、支援の強化策が必要になっています。職員もコロナ対策をしながら、様々な制限のなかで昨年来活動しています。まずはリモートでの支援として、例えば、365日24時間対応できるホットラインとか、被害者の通信手段となる通報できるための手段の拡大、リモートでのケースマネジメントの強化などに取り組んでいます。次に、暴力の防止やリスクの軽減策と被害者の対応として、現金給付支援策などで、暴力の被害者やリスクにさらされている人を守ろうとしています。次に、暴力の予防や被害者のケアにおける難民の女性との協働として、心理的応急処置に対応する訓練を受けた女性のアウトリーチボランティアの活動など。すごく参加型が重視されています。難民の方々は、支援を受けるだけではなくて、しっかりとトレーニングを受けて、自分たちが実際に相談相手を務め、ボランティアとして活動する自立型の支援が今は主流になっています。受け身でいる時代はもう昔の話で、支援を受ける側の人たちも、より主体的に関わることが、今の動きです。

一つ例をご紹介します。南スーダン難民のマリーさんの話です。これは実話ですが、ご自身が暴力を受けた経験から、避難先のケニアでジェンダーに基づく暴力をなくす活動に従事しています。この写真は、野菜の栽培をしているところです。女性たちの生計手段の創出だけではなく、栄養状態の改善にもつながっています。当協会では、こういった実例の記事の中で、皆さんにご紹介したい記事を和訳して、ホームページ等で紹介するように努めています。

ちょうど今、世界的に行われているキャンペーンをご紹介します。「女性に対する暴力撤廃の16日間のキャンペーン」です。英語では16 Days of Activism against Gender-Based Violenceです。毎年11月25日、国連が定めた女性に対する暴力撤廃の国際デーから始まります。終了する12月10日は、国連が定めた人権デー、ヒューマンライツデー。実は30年前から、このキャンペーンは行われています。今年が30年目。さまざまな国連機関が、それぞれこのキャンペーンを展開しています。世界では難民、国内避難民の女性の5人に1人が、性的暴力に直面しているという事実がありますので、UNHCRとしては、国を追われた女性と少女へのジェンダーに基づく暴力撤廃を訴えるというかたちで、このキャンペーンに参加しています。調べていただくと、ネット上でも出てくると思います。

ここでぜひご紹介したい、第8代国連難民高等弁務官、緒方貞子さんの言葉があります。これは当協会のパンフレット掲載用に直接ご本人から頂いたメッセージです。「私は人間が生きる上で一番大切なことは、人生という与えられた貴重な時間の中で自分を十分に生かして生きていくことだと考えています。地球上の誰もがそうした人生を送るためにも、まず一人一人が、いつもどこかで苦しんでいる人がいることを忘れずにいてほしい。そして、地球上ともに生きる人間としての連帯感を持ち続けてほしい。心から願ってやみません。」このメッセージを電話越しに頂いた時を、今も私は思い出します。

私が所属している国連UNHCR協会のミッションをご紹介します。「UNHCRの公式支援窓口として、日本社会と難民や最前線で援助活動に従事する人とをつなぎます。難民および難民支援の、国連および関係機関における日本社会からの物心両面からの貢献を格段に高めます。」そのための車の両輪として、資金調達活動（fundraising）、つまり「難民援助活動の資金確保に取り組み、世界の人道支援に最大限に貢献する」ことと、もう一つがコミュニケーション活動、つまり「日本社会における難民問題の認知と理解を拡大し、共感と連帯の輪を広げる」こと。このような活動に従事しています。今年が21年目。最初事務局長と私、二人で始めまして、事務局長は今の事務局長で7代目になります。スタッフも200人ぐらいいなりまして、北海道から九州まで、それぞれ活動しています。

では、最後のスライドです。ちょうど国連UNHCR協会の女性支援プロジェクトが始まったところなので、ご紹介したいと思います。WOMEN+BEYONDと言うのですが、「私たちから世界を変えよう」と非常

に威勢のよいメッセージになっています。ちょうど先週の土曜日に「WOMAN EXPO 2021 Winter」スペシャルウェビナーというものありまして、「アフガニスタン難民女性・女児の現状と未来～日本の私たちにできること」がネット上で紹介されました。この模様は、アーカイブ視聴可能です。(https://www.youtube.com/watch?v=63R899QptGU)

このウェビナー登場するUNHCRパキスタン事務所の所長、吉田典古さん、彼女は91年にUNHCR職員になり、私もその当時からお互いに知っています。このウェビナーの中で、30年間UNHCRの活動に現場で携わってきた人間として、体験に基づいて発言していたことが、私の心に残っています。彼女は、もちろん多くの大変な難民の方々に会ってきましたが、率直な気持ちとして、難民の人たちはかわいそうな人たちではなく、私たちは、彼女たち彼らの強さから学ぶことが多いと。UNHCR職員として、そういう人間の強さに出合えたこと、本当に多くを学んできたことを、はっきり語っていました。実際、UNHCRで長く働いている人は、みんなそう言います。日々の生活のなかで、つらいこと、悲しいこと、いっぱい起きますよね。でも、難民の方々って、私たちが想像もできないような、つらいこと、悲しいことがあるのに、それでも、希望を持って毎日生きようとされています。そういう姿に出会うと、自分のささやかな悩みとか、日本で左右にいる人と比べて、自分が駄目だとか思っていることが非常にばからしくなります。そんなくだらないことで何を悩んでいるのかという気持ちになるんです。そのぐらい、難民の方々の強さから学ぶこともすごくたくさんあります。ただ、日本はより安定した社会であり、こういった社会にいるからこそ、できることがあるのではないかなと、この活動を通じて私も思っています。

では、私の基調講演は、ここまでとさせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。

【研究発表】 「観光業にみる感情労働とジェンダー」

日本大学短期大学部ビジネス教養学科 教授 永田美江子

改めましてただ今ご紹介いただきました、永田美江子と申します。私はこの4月に京都から三島の地にやってまいりました。それまで京都を離れたことがありませんので、時々関西弁が入ってしまいますことを、お許しください。私の本日のテーマは「観光業にみる感情労働とジェンダー」です。先ほどご紹介いただきましたように、京都市内のホテルでコンシェルジュをしておりました。ホテルのコンシェルジュの経験を買われて関西のある女子大で働くことになりましたが、その女子大で授業をしていた際や、ホテルのような観光業でジェンダーを感じたことが度々あります。それは、後ほどご説明いたします。ようやくコロナウイルスが落ち着くかと思ってきたところ、また新しいオミクロン株が出てきて、先行き不透明になるといわれている観光ですが、観光の研究者の間では、観光産業は平和産業といわれています。その観光業界は、女性の就労率が非常に高いです。これは、構造的にそのようになっていて、観光業界ではどうしても、「もてなしイコール女性の仕事」とステレオタイプに分類されることが多いです。私が学生さんたちと接しているなかで、例えば、女子学生は、キャビンアテンダントに憧れるとか、私がやっていたようなホテルのコンシェルジュに憧れるとか、女性性に憧れを抱いている女子大生たちが多いと感じます。私自身も前任校で、もてなしとは何か、ホスピタリティと観光産業の関係、また接客マナーの指導などもやっておりました。前任校では、女性ならではの品格や、気品などを指導する授業カリキュラムを展開していたからです。それは観光業界にもてなしを提供する人材を送り込むという大学の教育目標のためでもありました。それでは観光とジェンダーに入る前にまずは、観光そのものについて皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

日本は今、観光政策に非常に力を入れています。それは失われた20年といわれた時代を挽回し、なんとしても日本経済を立て直すための方策です。皆さんもご存じだと思いますが、小泉政権、小泉内閣が2007年に観光立国化宣言をしました。そして、ようやく日本では観光で経済を立て直していこうという施策がスタートしたわけです。それを安倍内閣、そして菅内閣、現在と引き継いでいるわけです。観光政策は成功を収めていました。この表をご覧ください。下のほうの水色がインバウンド、いわゆる外国人観光客です。そして、上のオレンジ、これは日本人観光客ですが、明らかにインバウンドの外国人観光客が増えています。そして、一番増えているところは2019年です。日本人の観光客よりもインバウンドの観光客が増えた。それは、観光政策の成功によると考えられています。でも、皆さんもご存じのように2020年、とても落ち込んでいます。これはコロナです。コロナウイルスによって、2020年の訪日外国人旅行者は412万人になりました。そして、海外に出る日本人、出国の日本人の人数、317万人というふうに非常に落ち込んだ。これから観光業界は、どうしていけばいいのだというような、非常に深刻な状態になっています。しかし、このスライドの下のところに少し書きましたが、私たちは昔から、古代からといいますか、移動は人間の本能に根ざした行為であることを忘れないで欲しいのです。例えば、アフリカで人類が誕生した。そして、誕生後の人類は移動によって全世界に広まっていきました。私たち人間は、移動という本能、どこか新しい所に行って新しい物を見たい、新しい人に出会いたいという思い、そういった移動の本能は、なくなってしまうのだと考えます。観光というその行為自体は、移動の本能に根ざす行為だといわれていますので、今少し耐えて、なんとか新しい観光のかたちを考え、実践する、そんな過渡期に来ているわけです。観光業界における女性、ジェンダーを考えていきます。この表をご覧ください。観光業というワードがありません。観光業だけを対象にした就業者の割合は残念ながらありません。サービス業の従事者、その中に観光業も入っている、そういったデータです。これを見ると、女性の割合は19.5%。そして例えば、男性で

一番多いのは生産工程ですね、いわゆる製造業17.7%で明らかに違いがあります。観光も含めたサービス業は、女性就業者が多い職場です。この事務の従事者は、いわゆる事務職ですので、こちらのほうは、本日の本題からずれますので割愛します。次に観光業とは、どういう仕事なのか、どういう労働なのかをみていきます。観光関連の仕事の特徴には三つあります。まずは季節的で、そして短期労働やパートタイムといった非正規雇用、そういう労働形態が多いです。契約社員、パートタイマーです。旅館の仲居さんなんかは、パートタイマーの方が多いです。非正規雇用の多さが観光産業に就労する人材を遠ざけているともいわれています。そして2番目、未熟練労働。これは例えば配膳をするとか案内をするとか、そんなに高度なスキルがなくてもできるといわれている。しかし実際にはソムリエやバトラーなど高度なスキルを持った専門家、スペシャリストとして観光業に携わっている方もたくさんいます。したがって、この未熟練労働というのは、私自身もホテルにいて、ちょっと違うのではないかと思っていましたが、このように位置付けられているのが一般的です。

3番目が低賃金です。非正規雇用が多いため低賃金になるという構図です。そして観光業にはジェンダーがある。これは紛れもない事実です。例えば、運転手、駅から旅館に行く際に、観光客を旅館まで送迎する運転手があります。運転手はだいたい男性です。力仕事は男性。そして、仲居さんのようなメイドさん。宿泊のお世話係、そのようなお仕事は、ほぼ女性です。力仕事は男性、そして細やかなお部屋のセッティングや、お茶をお出しするとか、接客は女性と分業されているわけです。これは東美晴さんが書いた、観光における女性労働者を調査した論文から引用しましたが、そのまま読ませていただきます。「観光の現場における女性らしい華やかさと柔らかさ細やかさを武器に、観光客に対応を行うおもてなしの仕事は女性の憧れをかきたてる」(東2015) 観光業は先ほど申し上げたキャビンアテンダントであったり、日本旅館の和服を着たおかみであったり、そういった華やかな姿を連想します。でも、観光業の雇用者の多くは非正規雇用者です。先ほど指摘したように非正規雇用であるが故に、お給料は低く抑えられているという傾向が顕著です。また労働市場においても、ある程度業種、職種に性別役割分業の固定化があり、序列化がされている。観光業では、観光の仕事における業種、職種、まさしくジェンダーが存在するのです。女性はおもてなしを担当する。男性は、旅館などでは社長がマネジメント、経営を担う。そして力仕事は男性の社員、男性スタッフが行うというように職種によるジェンダー化があるわけです。では、おもてなしを提供する接客業は、皆さんご存じでしょうか、感情労働といわれています。感情労働について詳しくは、後ほどご説明をしたいと思います。接客の現場で必要とされることです。これは私自身がホテルの社員研修で、指導され、教育を受けました。ホテルのような接客の現場でスタッフに必要な三つの管理があります。これは自分自身に対する管理です。例えば、まずは健康管理。風邪をひかないでおきましょう、というごく当たり前の健康管理です。健康管理を怠ると周りのスタッフに迷惑をかけます。特にホテルはシフトなので、健康管理には気を付けようということです。そして印象管理。これは、表情、お客さまに対する対応、雰囲気などの接客の際の自身の印象を良くしておくことです。自身の表情、雰囲気、対応を自らが管理、演出しなければいけないということを、ホテルでは集合研修をはじめOJTなどことあるごとに教育されました。そして感情管理。お客さまに対して日頃の自分の、例えば、前日に何か悲しいことがあったとしても、それをこらえてお客さまの前では笑顔で対応する。自分の感情を管理して、お客さまに接しようということです。これも教育されました。このように、どんなときも笑顔でおもてなしをする。お客さまの期待に応える。これが接客の仕事だと教育されたわけです。接客業というのは、どんなときも自身の感情をコントロールすること。それができて初めて接客のプロフェッショナルだと言われ、訓練をされたわけです。この接客の訓練に対してホテルにありましたときは、それが当たり前だと思っていました。自分の感情を管理する行為は普通のこと、一般的なことと考えていました。でも、大学院で専門的な勉強したり、女子大学で学生さんたちに教えたりするなかで、いや、実はこの接客訓練というのは、感情労働を強要していたんじゃないだろうかという疑問がふつふつと湧き出してきました。

感情労働とは一体何か。感情労働、これはアメリカの社会学者アーリー・ホックシールドが提唱したものです。通常、労働というと、肉体労働、そして頭脳労働、この二つです。でも、肉体労働、頭脳労働に続く三つ目の労働の形態としてホックシールドは感情労働を提唱したわけです。顧客などの満足を得るために自身の感情をコントロールして、常に模範的で適切な言葉、表情、態度で対応することを求められる労働のこと、これを感情労働と言います。具体的には、先ほどから事例に出しているような客室乗務員、接客、営業、医療職。また、介護職、カウンセラー、オペレーター、私たち教員、教職員。私たちが感情労働者なわけです。確かに学生さんと接して、学生さんの模範となるような対応しないといけないと思うことがあるので、教職員も感情労働者だと思うことがあります。ホスピタリティ化する社会といわれているように、あらゆる職種で感情労働を強いられる場面は多いです。それゆえに、この現代社会のなかで、感情労働による疲弊や心の傷は回復しにくい。メンタルヘルスの不調を引き起こすことも少なくないために、社会問題化しているといわれています。このメンタルヘルスの不調を、ホックシールドはバーンアウト、燃え尽き症候群と言っております。具体的には、こちらのスライドで感情労働について見ていきたいと思えます。感情労働の定義。ホックシールドは感情労働という用語を、「公的に観察可能な表情と、身体的表現を作るために行う感情の管理」という意味を示し、これが感情労働だと定義しました。感情労働を研究した先行研究には代表的なものが二つありますが、まとめますと、「感情労働は、仕事の上でコミュニケーションを介したときに成立する多様な感情であり、自身の感情を抑制したり促進したりして、対人との関係性の安定化を図ろうとする心理活動である」。やはり、ここにも自分自身の感情の管理がでてきます。他人と良い関係性を構築し、お客さまに、いいもてなしを提供し、再来訪に結び付けるために、従業員は自分自身の感情を管理して対応するということ。これが接客業における感情労働です。また、感情労働には五つの概念があります。まず一つ目が感情規制。組織または個人が、その職業に対し、何が適切な感情なのか、どのように表現されるかを規定したものです。これを感情規制と言います。そして、感情作業。感情労働を行う個人が、自らの感情を用いて、またコントロールして仕事を行う。いわゆる作業をすることです。これを感情作業と分類しています。そして、ここで感情管理が出てきています。自身の感情が、その場で適切かを認識して、ふさわしい表情や身体表現を作るために自身の感情を管理すること。これが感情管理です。気持ちを管理した上で、そして表層演技をします。筋肉を操作して、外的な振る舞いを作り上げるような、うわべ的な表情や技術です。例えば、お客さまに対する笑顔なども表層演技です。表層演技を何回も何回も繰り返すことによって、深層演技となります。そのふるまいが本来の内面から出たようなものであるというふうに誤解を引き起こすわけです。深層演技は、その場に応じた適切な感情を内的感情に働き掛け、自分の内面から感情を表すことです。ここで重要な点は、表層演技を繰り返してあらわれる自分の感情は、本当の内面から出た感情なのかがわからなくなってしまうことです。これは私自身も疑問に考えていますので、もう少し研究をしていきたいと思っています。

次に、観光業における感情労働の訓練です。先ほど申し上げたように、私自身もホテル時代に感情管理の訓練をいたしました。観光業とりわけ宿泊や航空、旅行業は基本的に接客業です。それに従事している従業員は、やはり接客対応の向上を図ります。接客技術の向上を図らなければ、次のリピートにつなげることができない、リピートにつなげるための接客向上は企業の使命のようなもので、この接客対応研修をスタッフは何回も何回もおこないます。そして、接客対応スキルを習得するためには、やはり接客マニュアルを使って接客研修をやります。接客マニュアルや研修では、職務として表情や、声や、態度を作り上げて一定な感情を演出する手段を指導します。スタッフはお客様に好感を持ってもらうための職務として表情、声、態度などを作り上げていきます。その手段として、マニュアルや研修は機能するわけです。私たちは新卒で入社し、マニュアルを渡されて新人研修をうけます。OJTを経て、それを職務として演じる。私はホテル時代に上司から、ホテルというステージで役者を演じなさい。あなたはホテルウーマンというアクトレスだよと、よく言われたものです。そうすると、何度も刷り込まれるとそれを信じて、よりよく

演じなければ、頑張らなければという気持ちになりました。今振り返るとそれは演出だったわけです。例えば、笑顔。ここに『飲食店・ホテル旅館の飲食を楽しくする プロの接客サービス帳』という本があります。この本の最初には笑顔の大切さや笑顔を作るコツが載っています。笑顔は何よりも大切なものだからよりよい笑顔を作らなければならない。そこで笑顔の訓練がでる。これも訓練です。いい笑顔を作るための訓練を受けます。このスライドは私のホテル時代の接客マニュアルから抜粋した笑顔づくりのやり方です。表情には相手を安心させる表情と不安にさせる表情があることを説明します。そして、ここにある三つの顔でどの表情が安心感をあたえるのかを理解させ、安心感のあるいい表情になるには、口の端、口角を上げましょうということを訓練されます。接客の現場では「いらっしゃいませ」に代表される接客用語があります。その、「いらっしゃいませ」の、「いら」、というときに口角を上げると、そこまで細かい取り決めが実はあります。このようにして、感情労働者として一人前になっていくわけです。企業利益を考えますと、このような訓練はある種重要ではないかと思うのですが、でも、やはり一人間、一労働者としては、そこまで訓練されて、自分ではないものに変身させられているような違和感を持つのではないだろうか、私自身も疑問に思うところです。次の視線と顎の関係。実はこれも訓練されます。この場合、顎は真っすぐにする、お客さまに対して何かを依頼するときの説得になる、お客様にどうしても納得をしていただかなければいけないときには、上を見たり、下を見たりしない、そのまんまお客さまのほうをしっかりと見て、言いたいことを主張すると。これが説得の目線です。そして、顎を10度上げると自信の目線。自信の目線は、接客の場ですることはありませんが、人は自分に自信があるときは、一般的に少し顎が上がりぎみになるということを説明して、その時の目線だと補足をします。そして、軽蔑の目線。これは、いわゆる上から目線です。身長差のある場合とか、お客さまが車いすのときは、無意識でも軽蔑な目線になりがちなので、小腰をかがめて対応しましょう、と教育されるわけです。

謙虚の目線。これは上目遣いです。疑惑の目線というのは、目だけでお客さまをじろりと見るなど、カウンター越しに下を向いて目だけでじろっとお客さまのほうを見てはいけないというNGの目線です。このように、細かく書かれたマニュアルによって接客の研修を何度もやることによって、感情管理の重要性を説くわけです。研修を受けたのちに現場に出ていきますが、現場ではOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）がおこなわれます。先輩や周りの人たちから、説明を受け、ロールプレイなどを通してさらに接客を教わっていく。自分自身も失敗をしながら接客の対応をしていく。この現場でのOJTが、表層演技の定着につながっていくわけです。そして、接客のプロとして、実はこれは本当にそうなのか、本当に心から思っているか、心の奥底では、そうじゃないのではないかと考える接客対応者は、いると思うのですが、表層演技を何回も何回もやることによって表層演技が定着をして、内面から思い込んでいると考える深層演技になる。そして、これが自分の心からの感情なのだと思い込ませる。感情を管理して対応することが接客のプロとしての対応だ、と認識をしてしまうわけです。接客マニュアルや研修と感情労働にはつながりがあります。接客マニュアルや研修は感情労働を接客者に定着させるための手段として使っているとも考えられます。もう時間がなくなりましたが、私がこのような疑問を持ったのは、女子大学で学生たちに接客マニュアルを使った接客研修の授業をおこなっていた時です。その授業に対しては実は、以前から違和感を持っており、自分自身の研究対象として参与観察をしていました。私がおりました女子大学では、女性性を売りにして、女性としてのホスピタリティやマナーの習得を目指す教育を展開していました。なぜそのような教育を展開していたかという、女子大学の生き残り戦略の一つでもあったわけです。女子大学の生き残り戦略に関しては別の論文に書いたのですが、ここでは割愛をいたしますけれども、そういった女子大で学び、観光業で働きたい女子学生たちを対象に参与観察をして、学生たちが、いわゆる接客教育にどんな意見や態度を示しているのかを、考えてみました。その女子大学での経験は、予想外の出来事の連続でした。なぜかといいますと私はホテル時代の経験から、接客は大事だ、お客様に好印象を持ってもらうために自分を演出することは必要だと信じていましたので、それを学生たちに教育していま

した。ある時、この事例3の学生さんですが、私が廊下を歩いていると、後ろから、「先生」、と声を掛けてきました。彼女は私のほうにやってきて、「私は先生の授業は受けません」、とはっきりと言われてしまいました。「え、どうして？」と私は心の中で慌てました。すかさず彼女は、「私は先生の授業は嫌いだから受けません」、はっきりと言われました。言い返すことも、理由を聞くこともできませんでした。それほど晴天のへきれきだったわけです。私の頭の中はクエスチョンマークがいっぱい、それから私は彼女にそんなに嫌われているのか、どうしてなのだろうかと悩み、その後1カ月ぐらい落ち込みました。その学生さんは非常に優秀で、例えば学生たちでグループワークをするときは、率先してリーダーシップをとることのできる活発な学生さんでした。でも接客をする人、ホテルや例えばキャビンアテンダントが代表的ですが、キャビンアテンダントみたいな世間一般に華やかだと考えられている女性というのは、いわゆるセレブ、一般人の自分とは違うという、自分とかけ離れていると考えるセレブイメージに対する拒絶反応を持って、その授業をたまたまやっていた私、私はCAでもなんでもないので、「先生の授業は嫌いです」と断言されて拒絶反応の対象となったのではないかと考えます。それ以来、一律的な接客教育、接客マナーを中心にしたもてなし教育を行う意味はなんだろうかと常に疑問を抱いています。この事例から見てきたのが、例えば女子大学生にとって、接客教育を通してCAや旅館のおかみに代表されるような、見た目の印象で左右される女性を再生産するところに違和感を持つ。また、接客の場面で、相手が求めることを前もってやらなければいけない、それができなければ空気読めない人間、になってしまう、そういう強迫観念を学生が感じる。そしてもう一つ、ちゃんとしたもてなしができない、またはしたくないという人が周りから受ける、気が利かないという評価に対して反発や苦手意識などを抱くのだということが、先ほどの参与観察から明らかになりました。

本日の報告をまとめますと、感情労働を促進するような、またジェンダーを再生産するような画一的な接客の教育は今の時代にはそぐわない、見直す時期に来ていると考えます。ではどうすればいいのか。まだまだこれからになりますが、顧客の気持ちをももちろん重視しながら、SDGsであげられている多様性、多様な価値観を認めてお客様と接客者が納得できる接客をすることだと思います。CAのようなタイプの人たちばかりが接客をするわけではないです。だから、多様な価値観、多様な気持ちのいい接客、そういった個人の属性を大事にした接客の手法の開発が必要になってくるのではないのでしょうか。観光業界は、ジェンダー平等が遅れている業界だと思います。そして女性に対して優しくない、航空やホテルの仕事、ブライダルの仕事もそうです。一見憧れの職種には見えますが、その内実は世間が考えている以上に、女性には優しくない仕事だと思っています。観光業界のジェンダー格差をなくし、これから変えていく。そうしなければこの不況を、コロナで落ち込んだ観光業界を立て直すことはできないと考えるわけです。様々なご意見はあるかと思いますが、皆さんにとって私の発表が接客業、観光業の中に存在するジェンダーを考えていただければ幸いです。少し時間が押ししてしまいまして、申し訳ございませんでした。私の発表は以上でございます。どうもありがとうございました。

【研究発表】 「国際法とジェンダー」

日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 菅野 直之

ご紹介にあずかりました、日本大学の菅野直之と申します。本日は「国際法とジェンダー」というテーマで報告をさせていただきます。特に、「国際法から見る夫婦別姓問題」という内容で、話をいたします。

現在の日本では、民法第750条に基づき、夫婦が同じ氏を称する、いわゆる夫婦同氏制度が採用されています。しかし、こうした現在の日本の制度に対しては、いわゆる選択的夫婦別姓の導入を求める声が強まっています。そこで本日の報告では、国際法の観点から、特に女子差別撤廃条約に注目して、日本の夫婦同氏制度がどのように評価されるのかという問題を見ていきます。報告の順序としては、最初に女子差別撤廃条約の内容について説明します。続いて、女子差別撤廃条約において、日本の夫婦同氏制度が、どのように評価されるのかという点を説明します。そして、これらの点を踏まえて、夫婦同氏制度に関して、日本の最高裁が平成27年（2015年）に下した判決についての検討を行います。

ちなみに、本報告では、夫婦別姓という表現を用いますが、日本の法律用語としては、「氏（うじ）」が正式な表現です。そのため、本報告でも基本的には氏という表現を用いますが、女子差別撤廃条約の文脈では、同じ意味で「姓」という言葉も使われています。したがって、本報告では、文脈に応じて、適宜両者を使用します。

Ⅰ 女子差別撤廃条約について

最初に、女子差別撤廃条約について説明しますが、その前に、「国際法」や「条約」といった言葉について、簡単に説明します。国際法とは、国際社会のルールであって、主に国家の行動を規律するものを意味します。例えば、国連憲章2条4項という条文がありますが、これは、国家に対して、他国に対する武力行使を禁止する条文です。このように、国家の行動に関するルールを定めるのが、国際法の基本的な役割です。次に、「条約」について説明します。条約とは、国家間で締結される合意であって、その締約国の行動のルールとなる文書です。条約を締結した国家は、その条約に従って行動する義務を負っています。

このような条約の中には、「人権条約」と呼ばれるジャンルの条約が存在しています。これは、国家に対して、個人が持つ人権の保護を義務づける条約です。例えば、国家に対して人種差別をなくすことを義務づける人種差別撤廃条約とか、国家に対して障害者の権利を保護するよう義務づける障害者権利条約といった条約が存在しています。

女子差別撤廃条約も、こうした人権条約の一種であり、条約の締約国に対して、女性差別をなくし、女性の権利を保護するよう義務づける条約です。1979年に採択され、日本は1985年に条約に批准しています。さらに、この条約においては、条約に基づく国際機関が設置されており、条約の締約国が、女性の権利を適切に保護しているかを監視しています。その国際機関が、世界各国から集まった人権の専門家によって構成される委員会である、女子差別撤廃委員会、通称CEDAWと呼ばれる委員会です。

このCEDAWによる監視のメカニズムですが、女子差別撤廃条約の締約国は、条約に関する自国の状況に関して、4年ごとに報告書を作成し、CEDAWによる審議を受けるという義務を負っています。この審議に際しては、報告書を提出した国の政府代表が招かれます。そして、CEDAWの委員と締約国の政府代表との間で、報告書に基づく質疑応答が行われます。審議の後、CEDAWは、総括所見という文書を採用して、CEDAWの立場を表明します。もしCEDAWが、締約国が条約に違反しているという判断をした場合、CEDAWは、この総括所見の中で、締約国に対して事態の改善を呼び掛ける勧告を行います。

なお、締約国がCEDAWの勧告に従わなかったとしても、特に制裁があるわけではありません。しかし

ながら、CEDAWという国際的な専門機関の見解を、国家が完全に無視することは非常に困難です。その意味で、CEDAWの総括所見が、国際的に重要な意義を持っていることは否定できません。

II 女子差別撤廃条約と夫婦同氏制度

それでは、このような女子差別撤廃条約の観点から、日本の夫婦同氏制度は、どのように評価されるのでしょうか。日本も、CEDAWにおいて定期的に報告書の審議を受けており、CEDAWも、日本に対する総括所見を何度も採択しています。そうした総括所見の中で、CEDAWは、日本の夫婦同氏制度が、女子差別撤廃条約に違反する制度であり、制度を改正するべきであるという勧告を行っています。最近では2009年と2016年に採択された総括所見において、CEDAWはそうした勧告を行っています。

なぜ、日本の夫婦同氏制度が、女子差別撤廃条約に違反すると考えられているのでしょうか。この点については、2つの理由が議論されています。第1の理由は、夫婦同氏制度が、女子差別撤廃条約の禁止する女性差別に該当するという点です。ただし、この点については若干の説明が必要かと思います。つまり、日本の夫婦同氏制度は、結婚した夫婦の氏をどちらにするかについて、その当事者に選択を委ねており、別段、夫の氏を選ぶことを強制しているわけではありません。したがって、形式的に見れば、日本の夫婦同氏制度は、女性差別ではないということもできます。

しかし、この点については、日本の現状を踏まえて考える必要があるといわれています。つまり、平成27年（2015年）の厚生労働省の調査によれば、日本では夫婦の96%が夫の氏を選んでいるとされています。しかも、そのような状況は、単なる偶然ではなく、結婚の際には妻が氏を変更するのが当然であるという、女性差別的な社会通念が原因であるという指摘があります。もし、この指摘が正しいとすれば、日本の夫婦同氏制度は、実際には、ほとんど女性に対してのみ、氏の変更を求める制度として機能していることになり、その意味において、実質的に女性を不利な立場に置く制度になっています。このように、形式的には差別的ではないけれども、実質的に、特定のカテゴリーに属する人を不利な立場に置くような制度のあり方を、間接差別と呼びますが、日本の夫婦同氏制度は、まさに、この間接差別に該当すると考えられます。そして、このような間接差別は、女子差別撤廃条約によって禁止されている女性差別の範囲に含まれています。したがって、夫婦同氏制度は女子差別撤廃条約に違反すると考えられているのです。

夫婦同氏制度が女子差別撤廃条約に違反すると考えられている第2の理由は、夫婦同氏制度が、「姓を選択する権利」を侵害するという点に求められています。女子差別撤廃条約第16条1項（g）は、女性には姓を選択する権利があると規定しています。CEDAWも、この条文を踏まえて、女性には「姓を選択する権利」があり、結婚や離婚の際に姓の変更を強制することは、こうした権利の否定であると述べています。日本の夫婦同氏制度についても、結婚のときに、姓の変更を強制する制度であるという理解は、十分に成り立つと考えられます。そして、そのような理解を前提として、日本の学説では、日本の夫婦同氏制度は、女子差別撤廃条約によって保障されている、「姓を選択する権利」を侵害するものであって、条約違反であるという見解が有力に主張されています。

ただし、ここでは、注意すべき点があります。つまり、女子差別撤廃条約においても、男女を区別した扱いが、一律にすべて女性差別となるわけではありません。女子差別撤廃条約第4条では、いわゆるポジティブアクションや、母体の保護を目的とする特別措置は、女性差別には該当しないとされています。また、それ以外にも、子どもを保護する目的など、何らかの正当な理由がある場合には、男女を区別した扱いをすることも正当化されると考えられます。

もっとも、ここで言う正当な理由というのは、どのような理由でも良いというわけではないと考えられます。例えば、国際人権法の研究者である近江美保教授は、国家は、「女性の婚姻の権利と自由（中略）を制限する場合には、大きな説明責任を負う」と述べています（近江美保「女性差別撤廃条約から見た最高裁判決——女性のみ再婚禁止期間及び夫婦同氏制と女性の人権」『アジア女性研究』26号（2017年）44頁）。

このことから、男女を区別するような制度を維持する際には、かなり強い正当化根拠が必要になるのではないかと考えられます。

ここで、以上の議論を整理します。まず、夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係においては、この制度について、2つの問題点が主に指摘されてきました。第1は、夫婦同氏制度が実質的に女性を不利な立場に置いており、女性に対する間接差別に該当するという問題であり、そして第2は、夫婦同氏制度が、女性の姓を選択する権利を侵害しているという問題です。他方、この2点だけで、夫婦同氏制度が直ちに女子差別撤廃条約に違反しているという結論を導けるわけではありません。男女を区別した制度であっても、何らかの正当な理由に基づく区別であれば、条約違反にはならないと考える余地があります。もちろん、この場合の正当な理由というのは、かなり強い正当化根拠を意味します。

ここで問題となるのは、日本の夫婦同氏制度について、そのような強い正当化根拠が存在するのかという点です。この点についてですが、日本政府の報告書などでは、夫婦同氏制度を積極的に正当化する理由については、基本的に論じられていません。例えば、日本政府が2018年にCEDAWに提出したコメントにおいては、「最高裁判決における指摘や国民的な議論の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要があるものと認識している」などと書かれているだけです。

それでは、日本の裁判所は、この問題について、どのように考えているのでしょうか。ここからは、日本の裁判所が、夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係について、どのように考えているのかという問題を見ていきます。

III 日本の裁判所における国際法の適用

先ほどの繰り返しになりますが、夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係を巡っては、これまで夫婦同氏制度が女性差別、特に間接差別に該当しており、また、「姓を選択する権利」を侵害しているという問題が指摘されてきました。もっとも、そうした主張が正しいとしても、例外的にこの制度が正当化されうるような理由についても、検討する必要があるという点を、先ほどは指摘しました。

このような論点は、日本の裁判所においても、問題となって然るべきです。しかし、結論から言えば、日本の裁判所は、夫婦同氏制度が女子差別撤廃条約に違反するのではないかという問題を、正面から検討することを回避しています。専門的に言うと、「国際法の直接適用可能性」という問題に関わる話ですが、時間の都合上、この話には立ち入りません。ここでは、さしあたり、日本の裁判所が、基本的には、夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係を議論することを回避している、という点を確認しておきます。

IV 平成27年最高裁判決の検討

ここからは、平成27年の最高裁判決の検討をしていきます。先ほど述べたように、日本の裁判所は、夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係を、正面から議論することを回避してきました。しかし、日本の裁判所は、間接的な形で、この問題に対する立場を表明していると捉えることも可能です。

この点で興味深いのが、平成27年（2015年）の12月に下された、いわゆる第1次夫婦別姓訴訟における最高裁判決です。この平成27年判決において、最高裁は憲法の問題のみを議論しており、女子差別撤廃条約には言及していません。しかしながら、憲法学者の山元一教授は、「[最高裁は、]問題となっている法定の差別的性格を承認しない場合には、そのことを論証することを通じて、比較法と対立する選択や国際人権条約委員会による種々の意見表明に対する反論に代えているように思われる」と指摘します（山元一「トランスナショナルとドメスティックの間で揺れる最高裁」『法律時報』88巻3号（2016年）2頁）。この指摘が正しいとすれば、最高裁は、平成27年判決において、夫婦同氏制度が女子差別撤廃条約に違反するという主張に対する反論を意図していたという可能性、あるいは仮説を提示することができます。

本報告では、以下、このような仮説に基づいて、平成27年判決を読んでいきます。そして、仮に最高裁

に、そのような反論の意図があったとして、最高裁による反論が、果たして十分な説得力を持つのかという点を検討したいと思います。ちなみに、令和3年（2021年）の6月に、最高裁は、いわゆる第2次夫婦別姓訴訟に関する判断を行いました。令和3年の最高裁決定は、基本的には、この平成27年判決を踏襲しているので、今回の報告では、平成27年判決を扱います。

夫婦同氏制度と女子差別撤廃条約の関係については、2つの問題点が指摘されていました。このうち、最高裁は、女子差別撤廃条約が規定する「姓を選択する権利」については、直接には言及していません。しかし、最高裁は、判決の中で、夫婦同氏制度によって不利益を被る人がいることを指摘しています。例えば、氏を変更することによって、「いわゆるアイデンティティの喪失感」を抱く人もいるとか、「婚姻前の氏を使用するなかで形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難に」なるといった不利益があるという指摘をしています。

また、間接差別の問題については、最高裁は比較的明瞭に認識しています。例えば最高裁は、「これまで夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めていることに鑑みると、この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められる」とか、「氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い」といった問題点を指摘しています。

このように、最高裁は、現在の制度の問題点を理解していますが、しかし、最高裁の考え方は、女子差別撤廃条約の立場とは大きく異なります。最高裁は、そのような不利益や間接差別の問題は、日本の国会が婚姻制度を設計するにあたって考慮すべき要素であるとしています。その上で、日本の夫婦同氏制度が、「個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く」場合には、夫婦同氏制度は憲法24条2項に違反すると述べました。このように、最高裁は、夫婦同氏制度が憲法に違反する可能性を、一応は認めつつも、女性が被る不利益や間接差別の問題は、国会が立法を行う際の多様な考慮要素のひとつでしかないと考えています。しかも、最高裁がこのような場面で合理性という言葉を使う場合、憲法違反かどうかの審査は、比較的緩やかに行われることが一般的です。

これに対して、女子差別撤廃条約においては、先ほど見たように、条約からの逸脱を正当化するためには、かなり強い正当化根拠が必要とされていました。したがって、大まかな整理になりますが、夫婦同氏制度を正当化する根拠について、女子差別撤廃条約は、かなり強い正当化根拠を要求する立場であるのに対し、最高裁は、「合理性」という、ある程度の正当化根拠があれば十分であるという立場をとったと考えられます。

最終的に、最高裁は、夫婦同氏制度を憲法24条2項違反とはしませんでした。その主要な根拠として、まず、現在の夫婦同氏制度には、一定の合理的な目的があるという点が指摘されています。例えば、家族は社会の自然で基礎的な集団なので、その呼称をひとつに定めることには合理性があるとか、あるいは、子どもにとって両親と氏が同じであることによる利益を享受しやすいといった点が指摘されています。また、夫婦同氏制度がもたらす様々な不利益については、「氏の通称使用が広まることにより、一定程度緩和され得る」と述べています。

つまり、最高裁は、現在の日本の夫婦同氏制度は、それなりに合理的な目的を持つ制度であり、なおかつ、この制度に伴う不利益は、通称の使用によって緩和されているという、これら2つの要素を総合的に考慮して、夫婦同氏制度は、憲法違反ではないという結論を出したと考えられます。

しかし、最高裁が列挙した夫婦同氏制度の目的が、本当に、夫婦同氏制度を正当化できるほど強いものであったのかという問題は残ります。先ほど見たように、最高裁は、ある程度の正当化根拠があれば、夫婦同氏制度を正当化できるという立場でした。そのような立場からは、確かに、最高裁が述べたような根拠でも、夫婦同氏制度を正当化することはできると考えられます。

これに対し、女子差別撤廃条約の立場においては、男女を区別した制度を正当化するためには、かなり

強い正当化根拠が必要であると考えられています。そのような観点からすれば、最高裁が列挙した理由が、夫婦同氏制度を正当化するための十分な根拠になっているかは、疑わしいと言わざるを得ません。

しかも、平成27年判決の少数意見においては、多数意見が用いた議論の枠組みを共有しながら、夫婦同氏制度を正当化できるほどの根拠は存在しないという議論もされています。例えば、岡部喜代子裁判官の意見では、時代の変化によって、現在では夫婦同氏制度には合理性が失われたとされていますし、また木内道祥裁判官の意見では、多数意見が列挙した様々な根拠は、夫婦別姓を一切認めない根拠にはならないとされています。このような少数意見の存在も考えると、夫婦同氏制度に関する最高裁の議論は、女子差別撤廃条約において求められているような強い正当化根拠を提供できていないと考えるのが妥当です。

結

本報告では、現在の日本における夫婦同氏制度について、もっぱら、女子差別撤廃条約との関係を議論してきました。最後に、先ほど説明した最高裁判決について若干のコメントをして、報告を終えます。

最高裁は、「姓を選択する権利」や間接差別の問題を認識しつつも、夫婦同氏制度は、それなりの合理性を持つ制度であるという観点から、夫婦同氏制度は憲法違反ではないという判断をしました。これに対し、女子差別撤廃条約の観点からは、こうした女性の権利を制限する制度を維持する場合には、それを正当化する強い根拠が必要であるとされていました。

本報告では、夫婦同氏制度には合理性があるという最高裁の判断は、この制度が女子差別撤廃条約違反であるという批判に対する反論であったという仮説に基づいて議論を行ってきました。しかし、そのような読み方が正しいとした場合でも、女子差別撤廃条約に照らして、夫婦同氏制度を正当化できるような強い根拠を、最高裁が示しているとはいえないと考えられます。よって、最高裁の議論は、夫婦同氏制度が女子差別撤廃条約に違反するという議論に対する十分な反論になっていないというのが、本報告の結論となります。

長くなりましたが、報告は以上となります。ご静聴ありがとうございました。

【研究発表】 「社会と家族のジェンダー」

日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 四之宮玲子

本日は、ゴールNo.5ジェンダーの「社会と家族のジェンダー」というテーマで発表いたします。コンテンツは、社会と家族のジェンダー、あるいは若者の意見、若者の傾向から見えるものを考えていきたいと思えます。先ほど中村様のご講演にもありましたように、SDGsゴール（目標）5は「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメント（能力強化）を行う」です。発表の関連コンテンツは、このNo.5ジェンダーのターゲット5.3「女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」、5.5「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」などです。

今年、話題になりましたジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラム（World Economic Forum）、通称WEFが分野ごとのスコアを算出しています。男女格差を測るジェンダーギャップを指数化したもので、Gender Gap Index, GGIと略されています。グローバルジェンダーギャップレポート2021は、表紙は美しいですが400ページ以上あります。このインサイトレポートから抜粋したデータがあります。各国の詳細が記され、例えば日本についても、スコアやチャートなど詳細が2ページに記されています。GGIは、経済、政治、教育、健康の4分野に分かれており、スコアは、0が完全不平等、1が完全平等です。2021年の日本の総合スコアは0.656という低い値で、156カ国中120位であり、「ジェンダーと社会」という授業を担当する者としては、非常に不本意な順位です。これは先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国、中国、アセアン諸国より低い値です。各分野における日本のスコアは、4分野で教育と健康は1に近いのでスコアとしては悪くなく、非常に低いのは政治分野です。

内閣府男女共同参画局でも、2年間のスコア比較を提示しており、日本が遅れを取っているということが分かります。ジェンダーギャップ指数上位国は、容易に推測が付きませんがアイスランド、フィンランド、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデン、そしてヨーロッパ、カナダ、アメリカと続きます。79位からアジアが入っていますが、残念ながら経済大国、G7の日本はGGIの低さが目立ちます。G7のGGI比較のグラフでは、2006年からの日本は横を這っているようなカーブです。特にフランスなどのスコア上昇はめざましく、2014～2017年にかけてGGIハイスコア国ドイツやイギリスに追いついてしまいました。それはフランスが、パリテ法などの法律によって実効性のある対策を取った結果が出たのだと思います。

GGIへの声ですが、「GGIを気にして日本がジェンダー平等を進める必要はないのではないか。」「日本には固有の文化や価値観など良さがある、G7や欧米に足並みを揃える必要はないのではないか。」「日本は経済大国、それだけで十分ではないか。」というネガティブな意見、声も聞こえてきます。果たしてどうなのでしょう。負け犬の遠吠えにも聞こえてしまいますが、問題はバランスです。社会とジェンダーを考える上で、国や政府、企業、組織が主体となって、SDGs、GGI、ジェンダー平等を推進すべきなのか疑問です。何も対策をとらなければ差は縮まらず、差別もなくなりません。従って必要となるのは、以前から日本の政府も取り組んでいますが、制度、そしてもちろん意識の高まりconsciousness-raising（コンシャスネスレイジング）です。

法整備を見ると、日本では1990年代以降7つ以上ありますが、私たちがよく耳にするのは1997年の男女雇用機会均等法、雇均法といわれるものです。その2年後に男女共同参画社会基本法、直近では女性活躍推進法が改正されました。割り当て制であるクォータ制はノルウェーから始まり、1970年に憲法を改正しました。フランスは2000年からパリテ法、(loi parité)によって、選挙候補者を男女同数にすることを政党に義務付けました。日本版パリテ法といわれるものは、2018年の政治分野における男女共同参画推進に関

する法律です。日本と異なり、クォータ制にしてもパリテ法にしても罰則規定や罰金規定があり、厳しい法律となっています。1990年代までは、フランスも下院女性議員率が日本並みに低かったのです。フランス独自の法律パリテ法は、クォータ制の導入に合わせて進展してきました。クォータ制は、さまざまなかたちで発展してきたのです。

パリテ法が制定されて以降、一時は頓挫しましたが当時の大統領と首相が推進し、女性議員も共に行動し功を奏しました。その結果、このように日本とは差がついたのだと思います。

日本の女性活躍推進法が改正され、男女別の職種、雇用形態の転換、再雇用者または中途採用者を管理職へ雇用した実績を評価することや、男女賃金の差異を克服すること、またセクシュアルハラスメント相談窓口への相談状況などを把握していること、などがこの活躍推進法の中で奨励されるといった状況です。SDGsゴールと関連しますが、賃金格差や雇用の格差、そして誰かが誰かを差別することや取り残すことは、ゴールも達成しにくくなり、何より男女ともに生きづらい社会でしょう。

次に、若者の意識はどうか、また男性にとってこの社会は生きやすいのかを、自殺者数から考えていきます。警察庁自殺統計原票から厚労省が作成したグラフで、統計を取り始めた1978年（昭和53年）から2020年（令和2年）までの年次推移は、3万5千人がマックスとなっています。2003年（平成15年）にはそのマックスに到達してしまう状況でした。総数を見ると、統計を取り始めた頃から二つのピークを乗り越え、減少したのですが、再び2019年（平成31年）頃から増加し、遂に3万人を突破してしまい、日本が自殺大国と呼ばれ始めたのです。特にリーマンショック後の経済状況、社会状況が影響しており、ジェンダー差では男性が多かったのです。この十数年間3万人を超えていて、中高年の男性が非常に多かった時期でした。

そして、当時の政権から現政権に至るまで、自殺対策に力を入れるようになりました。13年後位から、漸く3万人を切るようになりました。この数字を私たちは容易に想像ができませんが、非常に残念な思いが拭えませんでした。2万人を切り、徐々に減少してきた矢先に、新型コロナウイルス感染症問題が発生しました。ジェンダーギャップ（男女差）を考えると、この差は何かと考えます。常に男性が女性の2倍の自殺者数という数字です。男性の方が、人口が多いのではないかとと思われるかもしれませんが、国勢調査でも表されているように50代前半までは男性の人口が多いですが、総数で女性の人口が200万人ほど多いです。ジェンダー研究の世界では、男性がなぜ自ら死を選ぶのかという研究も進み、フェミニズムだけでなく男性解放という視点も非常に進んだのです。2021年の自殺対策白書が閣議決定されました。特徴の一つは、男性は11年連続して減少しているのですが、相変わらず多い。また学生、若者が増加傾向で、将来を担う世代であるのに非常に残念です。女性が2年ぶりに増加しその増加率が高いことが、2021年の前半にメディアで頻繁に報道されました。なぜ女性が増加に転じたのかを考える必要があります。

女性の労働力率を考えます。グラフ「女性の年齢階級別労働力率の推移」では、横軸が年齢コーホート毎に示され、縦軸が比率（%）です。推移を見ると、15歳以降生産年齢になると労働力率が上がります。日本女性の労働力率のカーブは長い間M型を示していました。つまり女性は結婚や出産で退職し、子どもが就学年齢になると再就職するというを示しています。1976年（昭和51年）、1996年（平成8年）、2016年（平成28年）の労働力率を比較して異なるのは、このカーブが、男性あるいは欧米に近い台形型に近づいてきて、漸く女性の働き方・生き方に変化が見えたことです。女性の労働力率、労働者数が増えたということで嬉しい反面、問題は先ほどの先生方のご発表にもありましたように、不安定雇用ということです。新型コロナなどの感染症や災害、震災が発生すると、不安定な身分で雇用された人は企業や組織の雇用調整に使われてしまいます。退職金やボーナス、昇給・昇格が無い、福利厚生も無いといった社会保障の点でも非常に不安定です。では民間企業の役員者の割合はどうでしょうか。グラフ「階級別役員者に占める女性の割合の推移」では、女性の役員は「係長」が一番高く、部長級では2016年（平成28年）まだ

10%程度という状況です。女性が部長や部長以上の管理職を目標にしても、女性自身のもつ様々な理由（育児や介護、夫の理解などの障壁）や、職場環境、例えば上司のサポートが得られない等チャンスになかなか恵まれない、ということを表しているのではないかと思います。問題は、不安定雇用では裁量権なども持てないということで、ジェンダー格差があるのではないかと、残っているのではないかとということです。男性側からは、これまでの男性の労働市場を奪うのか、などという主張が令和の時代になっても残っています。労働人口が減少する時代において、ジェンダーや人種、年齢に拘っていられる状況ではないということです。

では次に、調査結果から見る若者の考えや行動を見ていきます。これは私が昨年から今年にかけて、学生を対象に約400人に調査しているものです。昨年の調査結果において、例えば恋人との関係では、多くはないもののデートDVを受けているグループが存在していました。そのグループではコロナによって両親が失業し、経済的な問題を抱えて、コンフリクトが発生しているような不安定な家庭環境に巻き込まれているケースと、デートDVとの相関があることが解りました。一方で「リフレーム群」を、調査で検出し特化しました。学生自ら工夫をした群が検出されたということです。新型コロナウイルスによる不自由で閉鎖された社会で、コロナと共存していく状況にあって、ポジティブに捉え直し自分で工夫・行動してみよう、構築し直してみようというグループの存在が浮かび上がりました。分析結果から、このリフレーム群は、新たなハビトゥスを生み出すグループだということも解りました。ハビトゥス（Habitus）を概念化したのがピエール・ブルデュー、フランスの社会学者であり哲学者です。このハビトゥスやニューノーマルが、若者に定着するにはそれほどの時間は必要ないということが分かってきました。そして、これらの群の大学生は、今後社会を支え困難を打破する潜在力を持っていると言えます。

「社会的絆理論（Bond Theory）」はトラビス・ハーシーによるもので、東日本大震災など大災害時もボンド理論は取り上げられてきました。メジャーではないですが、社会学、犯罪研究、社会病理学などを専門にしている学者です。ボンド（絆）は、犯罪や非行の抑止要因になっているということ、逸脱理論などでも使われています。

次に、家族とジェンダーを考えたいと思います。先述の通り、女性の自殺とDVが増加しました。データを見るとDV被害件数は最多を更新し、2011年から20年にかけて9万件に増加しています。警察庁発表では、どのような特徴があるかを示しています。DVへの社会的関心の高まりを受けた積極的な相談や通報で、なおかつ家庭内の暴力は潜在化していると指摘しています。被害者は女性が多く、私がDV研究を始めた頃は約97%が女性でした。近年では、男性の被害者も増加傾向で、5年間で2倍近くとなりました。もう一つはDV防止法による保護命令違反が76件、扱う法律としては、刑法で摘発されたものが8,702件。容疑別では暴行と傷害で、刑法が適用されるようになったということで、日本のDV対策も前進したという感想も持っています。アメリカのDV研究に、ミネアポリス実験という有名な実験があります。DV加害者を対象として、再犯抑止要因は何であるかを実証するために行われたもので、「DVをすれば逮捕される」という実験をしたのです。この結果を受けてDV防止法が強化され、DV＝逮捕という構図が完成されたのです。例えば夫からのDVが起きたと妻が通報をすると、妻の目の前で加害夫が警察官に後ろ手で手錠をかけられ、パトカーに乗せられて警察に連行されるというような、厳しいものです。日本はDV防止法により裁判所が接近禁止命令などを発令し、厳罰化は困難でした。

次に、DV被害者はなぜ逃げられないのか、ということを考えていきたいと思います。それはピアプレッシャーや残存する社会通念呪縛、そしてDVのハビトゥス化です。問題点は、やはり女性の場合は経済力です。また、学習性無力感や絶望感は、逃げようという力まで奪われてしまいます。さらに女性の場合、社会との接点が失われてしまうというケースもあります。一般女性だけではなく服役中の女性も同じです。子育てや家事に専念し、それ以外は何でも夫任せにした結果、自身でどのように生活していけばいいのかが分からなくなったという状態です。何が必要かと言うと、まずはDVを犯罪化する。それから被害者の

経済力とフィジカルの強化です。また、生物学的性差、ジェンダーディファレンスは変えられないのですが、これを少しでも縮めていくということです。一例として、インドでは性暴力犯罪が非常に多いので、古武術などを用いて鍛錬し女性がフィジカルに力をつけていく、あるいは経済力をつけていく、ということを政府は奨励しています。

さらにイスタンブール条約ですが、これは女性に対する暴力と、家庭内暴力（DV）の防止と撲滅に関する欧州の評議会条約です。この条約ではすべてのDVを犯罪として厳罰化し、DV罪によって加害者に更生プログラム治療を命令します。一方、日本では民間、即ちNPO法人や大学の先生方が、加害者に対する更生プログラムを行っています。ですがその数はまだまだ少なく、法によって規定すべきです。イスタンブール条約のように、日本のDV法も変革していく必要があると思います。

女性の経済力やフィジカル強化の側面において、性役割分担からの脱却も必要です。女性の正規雇用率を上げる、経済的自立、自身の人生を自分でつくるという意識をもつ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントには声を上げていくなど、これは男女を問わず言えることです。また、経営的立場への介入によって、企業倫理を向上させていくことも重要です。

ある学生のつぶやきから考えていきたいと思います。以下は、毎年、授業内で聴く学生の意見（一部）ですが、「なぜ日本が、このようにジェンダー先進国に比べて遅れを取っているのか不思議だ、疑問に思う。」「姉や妹がいるのに自分だけしっかりしろ、男なんだからと父に言われる。女はしっかりしなくてもいいのか。」「自分が高校生の時、父親の葬儀で会った親戚から、おまえは男なんだからこれからはお母さんや家を守っていけ、と言われた。高校生の自分はどのように生きればよいのか戸惑った。」という声があります。また、卒業生は「男だから長時間の残業を強いられた。」「前近代的な組織で働いている。女性には仕事の期待度が低い。セクハラやパワハラ発言を毎日のように受ける。日本のGGIが最下位に近いのも分かる。」など大人の私達が、成熟した国家や社会を構築できていない現状を思い知らされます。

最後にもう一つ考える必要があるのは、親の素朴な期待や願望が子どもを悩ませているのではないか、ということです。それは性役割期待、つまり男の子は男らしく女の子は女らしくという期待です。近年、理解が広まっているLGBTIQ+ですが、自分の子どもに対して理解不可能な親は多く、学生が戸惑っている現状もあります。

まずは家庭や学校におけるジェンダー平等を含めた教育によって、そのゴールを見据え、子どもも大人も自分らしく生きていける社会の実現が必要だと考えます。

生活科学研究所報告

Report on Sciences for Living

論文

大学生における新型コロナウイルス感染症による生活の変化とストレス (1)

～相互協調的自己観と関係流動性との関連～

伊坂 裕子^{※1}・有木 永子^{※1}Lifestyle Changes and Stress Due to COVID-19 Among University Students in Japan
: Relations to interdependent-self construal, relational mobility, and moralityHiroko ISAKA^{※1} and Nagako ARIKI^{※1}

ABSTRACT

The new corona infection (COVID-19) has brought about significant changes in the lives of college students. The purpose of this study is to investigate the life changes and stress responses experienced by college students and to examine the relationship between these changes and cultural self-view, relational mobility, and moral judgment. The results showed that college students perceive the decrease in contact with others as a distressing experience, and although there was no difference between males and females in these stressors, stress responses were higher in females than in males. In addition, four types of moral judgments were identified, and the relationship between these types and stress responses was also shown. In the present study, the relationship between interdependent self-views and relational mobility and stress responses was also suggested and discussed in the cultural context. However, since the results may differ depending on the phase of the infection, the importance of further investigation is suggested.

1. 問題

新型コロナウイルス (COVID-19) による感染症は、2020年3月にはWHO (世界保健機構) によりパンデミックと認定され、その後、2021年11月の現在に至るまで世界的に猛威をふるっている。我が国でも2020年4月7日に緊急事態宣言が発令されてから、何回か流行の山を繰り返している。

流行の動向が予測不能な状態で、感染拡大を防ぐための公衆衛生上の管理が必要とされる一方、そのことに起因する社会経済活動をめぐる問題も起きた。また、感染者への差別や誹謗中傷等の問題も発生した。このような状態で、人々は心理的、社会的、経済的影響を長期的に受けることになる。

厚生労働省 (2020) は、2020年9月11～14日に全

国の15歳以上を対象にインターネットを通じてメンタルヘルスの調査を実施した。10,981件の回答のうち、何らかの不安等 (「神経過敏に感じた」「そわそわ、落ち着かなく感じた」「気分が落ち込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた」) を感じた人は半数程度であったことが報告されている。不安を感じる内容としては、「自分や家族の感染 (60.8～67.6%)」「自粛等による生活の変化 (21.3～32.3%)」が上位を占めている。

同時期の2020年8月4日から9月30日にインターネット調査を実施した筑波大学の研究チームは、10代～70代までの7,520名から回答を得た (Midorikawa, et al., 2021)。この調査では、8割の人が新型コロナウイルスにストレスを感じ、約半

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Professor, Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

数の人が恐怖や不快感を持つことが報告された。約6割の人が軽度のうつや気分障害などが疑われることも示されている。この割合は、他の災害等と比べても、同程度かそれ以上であるという。

大学生を対象とした調査は、文部科学省(2021)や全国大学生生活協同組合(2021)が実施している。1,744名の大学生が回答した文部科学省(2021)の調査からは半分を超える人がオンライン授業に満足しており、不満足は2割を上回る結果となった一方で、4割近くが授業等に関する悩みを抱えていることが示されている。また、将来のキャリア(73.3%)や、経済的な状況(40.7%)に関する悩みを抱える大学生も多く、1年生では学内の友人関係についての悩み(46.3%)も多かった。全国大学生生活協同組合(2021)のオンライン調査でも、大学生活を充実していると回答した割合が、コロナ禍前の88.8%から2020年秋は74.2%、2021年夏は55.3%と減少していることが示されている。

このように新型コロナウイルス感染症がストレスナーとなっていることは、多くの調査で示されてきた。報告が増えるにつれ、コロナ禍の影響が思いのほか複雑であることも指摘されるようになった(橋本, 2021)。たとえば、アメリカの一般成人を対象とした研究では、ステイホームと孤独感の関連が見出されなかった研究もある(Luchetti, et, al., 2020)一方で、ステイホーム令と健康不安、経済的心配、孤独感と関連があるとした研究もある(Tull, et. al., 2020)。この研究では、ソーシャルサポートによって孤独感が低まることも示されているが、日本人大学生を対象とした橋本(2021)の研究では、サポートやコーピングがストレスを緩和する効果がほとんどない一方で、ソーシャルサポートを得るための援助要請規範がストレスと関連することが示唆されている。安易な援助要請を否定する援助規範は、ストレスナーが少ない時には抑うつを低くするが、ストレスナーが多い時には抑うつに結びつきやすい。

このように複雑な様相を示す新型コロナウイルス感染症の影響を理解するためには、さまざまな文脈による多面的なデータの蓄積と検証が必要である(橋本, 2021)。本研究では、新型コロナウイルス感染症の流行による大学生の生活の変化、ストレス、さらに、

それらと日本人の文化的背景、特に相互協調的自己観や相互独立的自己観、関係流動性との関連、また、行動の道徳的判断との関連について検討することを目的とする。

現在、最も広く使用されている文化をとらえる基本的な次元は、集団主義－個人主義(Triandis, 1995 神山・藤原訳 2002)であるが、歴史上、病原体の感染にさらされた地域ほど集団主義傾向が強いことが示唆されている(Fincher, Thornhill, Murray, & Schaller, 2008)。集団主義の社会では、逸脱者に対して厳しく罰したり、集団内の関係や結びつきに高い価値を置いたりするため、それが感染症の脅威にさらされた個人にとってバッファーとして機能していた可能性があると考えられている(石井, 2014)。その集団主義と関連するのが相互協調的自己観(Markus & Kitayama, 1991)である。相互協調的自己観は東洋など集団主義的文化にみられるもので、自我の境界が比較的曖昧で、他者との関係やその場の状況の影響を受けて自我が発揮される。それに対して、欧米など個人主義の文化においては、個人の自我が他者や状況と明確に区別される相互独立的自己観を持ち、個人の行動は内的原因によって決定される。集団主義的とされる日本社会の中で相互協調的自己観が高いことは、新たな感染症の広がりに対する不安を解消するバッファーとして機能するのであろうか、あるいは、新たな生活スタイル、価値観が導入される中で、個人の内的な価値判断より集団の価値判断を優先する相互協調的自己観はストレスを高めることになるのであろうか。

また、関係流動性は社会環境に存在する社会関係の選択の自由度とされる。アメリカ社会は関係流動性が高く、既存の関係に固執するより新しい良い関係を求める傾向が強いが、日本社会は関係流動性が低く、既存の関係を維持しようとすることが報告されている(Schug, Yuki, & Maddux, 2010)。感染症は人との接触によって広がるため、39カ国の新型コロナウイルス感染症の最初の30日間の広がりを調べた研究では、関係流動性が高い地域ほど新型コロナウイルス感染症の広がりが早いことが示されている(Salvador, Berg, Yu, San Martin, & Kitayama, 2020)。関係流動性の低いとされる日本社会の中で

関係流動性を高く認識する個人は、感染症に罹患するリスクを高く認識し、不安が高まるのであろうか。また、コロナ禍では自粛警察やマスク警察など個人の道徳観に基づいて他者の行動を判断する傾向が高まったが、個人の道徳判断とストレスの間には関連があるのであろうか。

2. 方法

2.1. 調査対象者

大学生・短大生 361名。そのうち、出身国が日本以外の留学生19名を除き、342名を分析の対象とした。コロナ禍の生活の変化について、留学生は日本人とは異なると考えたこと、また、自由記述の言語表現を分析の対象とする(報告2)ことから、留学生は分析の対象から除外した。

2.2. 調査期間

Time 1 2021年4月6～15日 118名(男性65名、女性53名)平均年齢20.16歳($SD=1.04$)

Time 2 2021年6月28日～7月18日 224名(男性103名、女性120名、無回答1名)平均年齢19.00歳($SD=1.72$)

Time 1とTime 2は、調査対象者が異なる。Time 1とTime 2の調査対象者の年齢に有意差があり($t(340)=6.72, p<.001$)、Time 1の調査対象者がTime 2より年齢が高い。Time 1は78.8%が3～4年生であったのに対し、Time 2は69.6%が1年生であった。全体では、1年生が48.5%を占める。

2.3. 手続き

オンデマンド授業の中で調査の目的を示し、調査を案内した。回答は任意であること、調査に協力しなくても不利にならないこと等を説明した上で、調査に同意する人が自ら調査フォームに進む形とした。

2.4. 調査内容

1)生活の変化…学生5名と著者1名の討論によって挙げられた新型コロナウイルス感染症によって生じた生活の変化と尾関(1993)のストレッサー尺度を参考に作成した23項目(家にいる時間が増えた等)について、尾関(1993)と同様、「体験なし…0」「体

験したが何ともなかった…1」～「非常に辛かった…4」で回答を求めた。

2)現在のストレス反応…松浦・勝岡・脇(2012)の抑うつ感、易怒感、身体不調感、疲労感の4尺度からなる12項目(希望が持てない等)について、「まったくあてはまらない…1」～「よくあてはまる…4」までで回答を求めた。各尺度に含まれる各3項目の合計点を尺度得点とした。

3)行動についての道徳意識…新型コロナウイルス感染症が広がる中で社会的に話題となり、道徳的に問題と考えられている行動について20項目を作成し(外出を自粛しないこと等)、各項目について、「道徳的にまったく問題ない…1」～「とても不道徳…6」で回答を求めた。

4)関係流動性…Yuki et al.(2007)が作成した関係流動性尺度(日本語版)12項目について、「まったくそう思わない…1」～「とてもそう思う…6」の6段階で回答を求めた。12項目の平均値を尺度得点とした。

5)相互独立的-相互協調的自己観…高田・大本・清家(1996)によって作成された相互独立的-相互協調的自己観尺度(改訂版)20項目について、「まったくあてはまらない…1」～「ぴったりあてはまる…7」の7段階で回答を求めた。各10項目の平均を用いて尺度を構成した。

6)自由記述

新型コロナウイルス感染症について感じていることの自由記述を求めた。

自由記述の分析は報告(2)で行い、本報告では、1)～5)の尺度の結果について報告する。

2.5. 倫理的配慮

GoogleFormの冒頭において、調査は匿名で実施され、回答は研究以外の目的で使用しないこと、調査は強制されないこと、回答しないこと、回答途中で辞めることによる不利益がないこと等を説明し、アンケートの記入をもって調査の同意とみなすことを案内した。

3. 結果

Time 1(4月)とTime 2(6～7月)の2時期の各尺度得点の間には、相互独立的自己観を除いて有

意差が見られず、両サンプル間に大きな違いがないと判断し、両時期をまとめて分析を行った。

3.1. ストレッサーとしての生活の変化

23項目それぞれで体験した人のうち「何ともなかった」と答えた割合が少ない(すなわち、「やや辛かった」～「非常に辛かった」までの割合の合計が多い)順に並べたのが図1である。

「何ともなかった」と答えた人が20%未満の項目は、「他者と交流する機会が減った(16.9%)」「出かける頻度が減少した(17.6%)」であった。この2項目は体験した人も多く、また、「非常に辛かった」と答えた割合も30%を超えていることから、コロナ禍において、大学生にとって特に多くの人がストレッサーとして認識している変化であると思われる。辛いと感じた人が多い上位項目には、人との接触の機会が減少したことに関連するもの

が多く含まれる。しかし、これらの項目について、多くの人が辛いと感じている一方、16.9～22.3%の人は「何ともなかった」と回答していた。

授業のオンライン化については、約3割が「何ともなかった」と回答し、約7割が辛さを抱えていた。「非常に辛かった」と回答した人も約3割で、オンライン授業によって大きな負担を感じた人とそうでもない人に分かれた。

一方、この時点で新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった経験を持つ人が18名、濃厚接触者になった人が25名、濃厚接触者ではないが身近にコロナ陽性者がいた人が85名いた。これらの体験者のうち、「新型コロナウイルスの濃厚接触者になった」25名のうち、4分の1は、「非常に辛かった」と回答している。しかし、自分自身が検査で陽性となった18名は、67%が「何ともなかった」と回答しており、好対照をなしている。

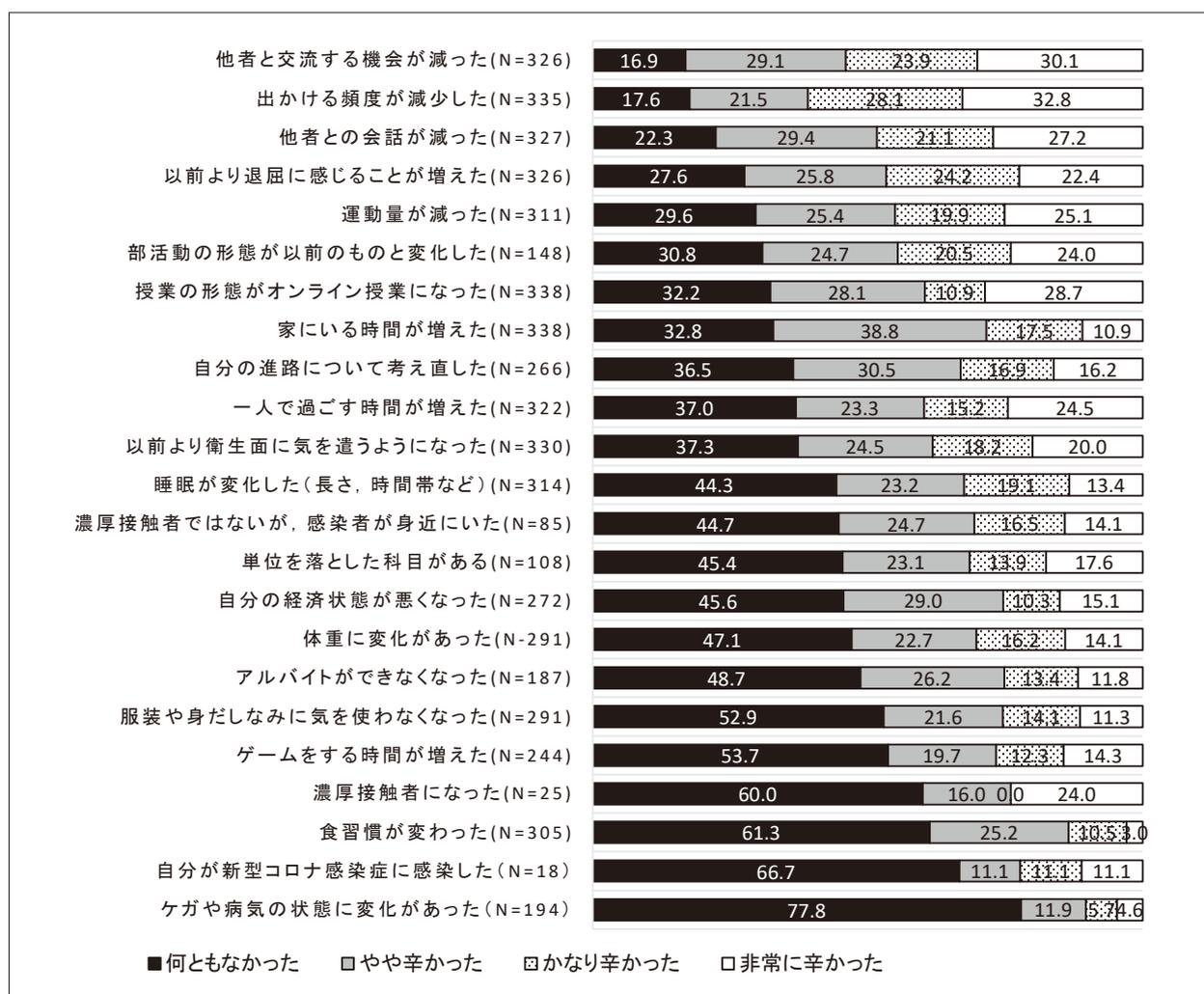


図1 生活の変化についての負担感

3.2. ストレッサーとしての生活の変化の因子

生活の変化23項目のうち、体験したと回答した者が200名以上の16項目について、辛さの程度を得点化し、探索的因子分析(最尤法、プロマックス回転)を実施した。固有値の減衰傾向と解釈可能性を考慮して抽出した4因子を用いて尺度を構成した。

第1因子は、食習慣の変化などの項目の因子負荷量が高く、「生活習慣の変化」と名づけた。第2因子は、家にいる時間や一人で過ごす時間の増加などの項目で「一人時間の増加」、第3因子は、他者と交流する機会や他者との会話の減少などで「接触機会の減少」、第4因子は、自分の経済状態の悪化と進路の再考で「進路・経済的影響」と命名した。

各因子のクロンバックの α は、第1因子から順に.81, .83, .83, .40と第4因子を除いて十分に高い内的整合性が得られた。第4因子の α は低く、尺度として使用することには疑問が生じるため、本研究では第4因子を除いて、「生活習慣の変化」「一人時間の増加」「接触機会の減少」の3尺度を用いた。

3.3. 行動についての道德意識

20項目について「道徳的に問題である」程度(1~6点)の平均値が高い順にまとめたのが表1である。平均値の得点が高いほど、不道徳と考える程度が高いことを表す。

全ての項目で平均値は3を超えており、20項目すべてが道徳的にある程度問題であると考えられていた。平均値で5点を超えているのが、「c8新型コロナウイルス感染症に感染した人を非難すること($M=5.28, SD=1.07$)」「c11新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であっても、外出を控えないこと($M=5.27, SD=1.05$)」「c14医療関係者などが苦勞しているのに、感染予防に協力しないこと($M=5.15, SD=1.02$)」「c2新型コロナウイルス感染症が広がる中で、マスクをせず人と会話すること($M=5.06, SD=1.10$)」の4項目であった。一方、平均3.5未満の不道徳と考える程度が低い項目は、「c10重症化リスクの高い人のために、重症化リスクの低い人が行動の自由を制限されること($M=3.27, SD=1.29$)」「c9医療がひっ迫する中で、人工呼吸器など医療資源を若者に優先的に使用すること($M=3.28, SD=1.27$)」であった。

本研究に参加した大学生は、行動の自由が制限

表1 各行動の道徳的判断(道徳的にまったく問題ない…1~非常に不道徳…6)

	mean	SD
c8 新型コロナウイルス感染症に感染した人を非難すること	5.28	1.07
c11 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であっても、外出を控えないこと	5.27	1.05
c14 医療関係者などが苦勞しているのに、感染予防に協力しないこと	5.15	1.02
c2 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、マスクをせず人と会話すること	5.06	1.10
c5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために策定された政策に従わないこと	4.77	1.09
c20 新型コロナウイルス感染症のワクチンを一部の豊かな国で買い占めること	4.73	1.19
c19 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的な格差が広がること	4.68	1.15
c16 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、マスクを適切に着用しない(鼻をだすなど)こと	4.67	1.17
c18 重症化のリスクの低い人が感染予防に関心がないこと	4.53	1.10
c17 家庭の経済状況によりオンライン授業などの教育の機会が得られないこと	4.51	1.31
c6 感染予防に協力しない人を誹謗中傷すること	4.48	1.27
c4 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であることを隠して外出する人を非難すること	4.35	1.43
c1 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、外出を自粛しないこと	4.13	1.24
c7 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、マスクを適切に着用しない(鼻を出すなど)人を責めること	4.10	1.27
c12 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために策定された政策に従わない人を責めること	3.98	1.19
c13 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、外出をがまんしない人を非難すること	3.84	1.22
c15 新型コロナウイルス感染症が広がる中でも、マスクを着用しない人を非難すること	3.69	1.29
c3 新型コロナウイルス感染症から社会を守るために、個人の自由が制限されること	3.62	1.35
c9 医療がひっ迫する中で、人工呼吸器など医療資源を若者に優先的に使用すること	3.28	1.27
c10 重症化リスクの高い人のために、重症化リスクの低い人が行動の自由を制限されること	3.27	1.29

されることをそれほど不道德と考えておらず、自由が制限されても感染症予防に協力しないことは不道德であると考えていた。また、新型コロナ感染症に感染した人を非難することは不道德と考えており、感染者への差別につながる意識が低いこともうかがわれた。

3.4. 道德意識の因子構造

道徳的判断を問う20項目について探索的因子分析(最尤法、プロマックス回転)を実施し、固有値の減衰傾向と解釈可能性を考慮して抽出した4因子を用いて尺度を構成した。その過程で、どの因子にも.35以上の負荷量を持たない1項目が削除された。

第1因子は「c15新型コロナ感染症が広がる中でも、マスクを着用しない人を非難すること」「c13新型コロナ感染症が広がる中で、外出をがまんしない人を非難すること」などで「非難中傷行動」と名づけた。第2因子は「c5新型コロナ感染症の拡大防止のために策定された政策に従わないこと」「c2新型コロナ感染症が広がる中で、マスクをせず人と会話すること」など「感染拡大行動」と命名した。第3因子は「c19新型コロナ感染症の影響で経済的な格差が広がること」「c20新型コロナ感染症のワクチンを一部の豊かな国で買い占めること」など「社会的不平等」と命名した。第4因子は「c10重症化リスクの高い人のために、重症化

リスクの低い人が行動の自由を制限されること」「c3新型コロナ感染症から社会を守るために、個人の自由が制限されること」の2項目で、「自由制限」とした。

各因子のクロンバックの α は、第一因子から順に.84, .81, .75, .60と十分に高い内的整合性が得られた。

3.5. 男女の反応の差

生活の変化の3因子について、表2に男女別に平均値を示した。 t 検定の結果、有意差があるものはなかった($t(326.7\sim 339)=-1.55\sim 0.04)=-1.56\sim 0.04, p>n.s.$)。生活の変化がストレスとなる程度には男女差がなかったといえる。

一方、ストレス反応については、男女の反応に有意差があることが示された(表3)。抑うつ感、易怒感、身体不調感、疲労感の4尺度とストレス反応の合計点のすべての尺度で女性の得点が男性より有意に高く、女性のストレス反応が男性に比べて強いことが示された。中でも身体不調感は、女性の平均が8.35 ($SD=2.70$)とコロナ禍の女子学生が身体的不調を感じていることがうかがえる。

他の尺度については、行動の道徳判断において、感染拡大行動($t(314.8)=-4.96, p<.001$)と社会的不平等($t(334.3)=-5.62, p<.001$)については、女性が男性より不道德と考える程度が高く、道徳判断全体($t(331.4)=-3.64, p<.001$)も、男性に比べて女性

表2 生活の変化ストレスに関する男女別平均とSD

	男性 (n=168)		女性 (n=173)			
	mean	SD	mean	SD		
生活習慣の変化	1.93	0.80	2.03	0.74	$t(337)=-1.20$	$p=n.s.$
一人時間の増加	2.22	0.94	2.18	0.83	$t(339)=0.04$	$p=n.s.$
接触機会の減少	2.56	1.01	2.72	0.88	$t(326.7)=-1.55$	$p=n.s.$

表3 ストレス反応の男女別平均とSD

	男性 (n=168)		女性 (n=173)		$t(340)$	
	mean	SD	mean	SD		
抑うつ感	6.20	2.73	7.12	2.89	-3.00	$p<.01$
易怒感	5.07	2.33	5.64	2.51	-2.15	$p<.05$
疲労感	6.53	2.64	7.91	2.85	-4.64	$p<.001$
身体不調感	7.01	2.66	8.35	2.70	-4.62	$p<.001$
ストレス合計	24.82	8.23	29.02	8.98	-4.50	$p<.001$

の方が不道徳と考える程度が高いことが示された(表4)。特に感染拡大行動については、女性は平均5.05 ($SD=0.67$)と5点を超えており、感染拡大行動に対して不道徳と考える程度が高く、道徳的に厳しい姿勢を持つことが示された。

関係流動性($\alpha=.76$)については、女性は男性に比べて有意に低く($t(339)=2.54, p<.05$)、女性は関係を固定的なものであるとみなしていることが示された。また、女性は男性に比べて有意に相互独立的自己観($\alpha=.85$)が低く($t(339)=2.63, p<.01$)、相互協調的自己観($\alpha=.82$)が高いこと($t(339)=-2.75, p<.01$)が示された(表5)。

3.6. ストレス反応に与える各要因の影響

各要因がストレス反応に与える影響を調べるた

め尺度間相関を算出した。ストレスサーである生活の変化の各因子は、ストレス反応に弱い～中程度の正の相関をもっていた($rs=.24\sim.45, p<.01$)。他の尺度に関しては、 $p<.05$ で有意な相関を示したのものもあるが、その数値は低く、関連性はほとんどないと考えてよい。

直線的ではない影響をとらえるために、ストレス反応の平均値(27.01)を基準として、 $\pm 1SD$ (8.92)で高群と低群に分けた。ストレス反応合計点が36点以上のストレス高群(62名)と18点以下のストレス低群(70名)との間で、各尺度の平均を比較した(表6)。ストレス高群に女性が多く(男性16名、女性45名、無回答1名)、ストレス低群に男性が多かった(男性41名、女性29名; $\chi^2(1)=13.87, p<.001$)。

生活の変化について、ストレス高群はストレス

表4 道徳判断の男女別平均とSD

	男性 (n=168)		女性 (n=173)			
	mean	SD	mean	SD		
非難中傷行動	4.24	0.94	4.26	0.85	$t(339)=-0.12$	$p=n.s.$
感染拡大行動	4.63	0.86	5.05	0.67	$t(314.8)=-4.96$	$p<.001$
社会的不平等	4.10	0.83	4.58	0.76	$t(334.3)=-5.62$	$p<.001$
自由制限	3.49	1.23	3.41	0.98	$t(318.7)=0.67$	$p=n.s.$
全項目合計	4.25	0.65	4.49	0.57	$t(331.4)=-3.64$	$p<.001$

表5 関係流動性、相互独立的自己観、相互協調的自己観の男女別平均とSD

	男性 (n=168)		女性 (n=173)			
	mean	SD	mean	SD		
関係流動性	3.71	0.67	3.53	0.69	$t(339)$	2.54 $p<.05$
相互独立的自己観	4.51	0.96	4.23	1.03		2.63 $p<.01$
相互協調的自己観	4.83	0.98	5.11	0.90		-2.75 $p<.01$

表6 ストレス反応高群と低群の比較

	低群 (n=70)		高群 (n=62)			
	mean	SD	mean	SD		
生活習慣の変化	1.57	0.67	2.33	0.76	$t(128)=-6.08$	$p<.001$
一人時間の増加	1.70	0.85	2.68	0.91	$t(130)=-6.39$	$p<.001$
接触機会の減少	2.17	0.96	3.06	0.91	$t(127)=-5.40$	$p<.001$
非難中傷行動	4.21	0.99	4.44	0.94	$t(130)=-1.36$	$p=n.s.$
感染拡大行動	4.78	0.89	4.90	0.91	$t(130)=-0.79$	$p=n.s.$
社会的不平等	4.14	0.99	4.66	0.73	$t(130)=-3.43$	$p<.01$
自由制限	3.27	1.24	3.61	1.10	$t(130)=-1.66$	$p<.10$
関係流動性	3.85	0.74	3.50	0.75	$t(130)=2.70$	$p<.01$
相互独立的自己観	4.50	1.06	4.23	1.08	$t(130)=1.43$	$p=n.s.$
相互協調的自己観	4.77	1.11	5.16	0.87	$t(130)=-2.28$	$p<.05$

低群に比べて、生活習慣の変化 ($t(128)=-6.08, p<.001$)、一人時間の増加 ($t(130)=-6.39, p<.001$)、接触機会の減少 ($t(127)=-5.40, p<.001$) のすべてにおいて有意に辛いと感じていた。相関の結果と同様、ストレスラーとして生活の変化に辛さを感じる人がストレス反応の表出が多い結果となった。

道徳的判断は、ストレス高群はコロナ禍にともなう社会的不平等につながる行動を不道徳と感じる程度が有意に高く ($t(130)=-3.43, p<.01$)、自由制限を不道徳と感じる傾向がある ($t(130)=-1.66, p<.10$)。社会的な問題に強く反応する人がストレス反応を表出する程度が高いと思われる。

また、ストレス高群はストレス低群に比べて、有意に相互協調的自己観が高く ($t(130)=-2.28, p<.05$)、関係流動性が低い ($t(130)=2.70, p<.01$)。

3.7. 道徳判断のクラスター

行動の道徳意識を問う20項目に階層的クラスター分析を実施した (Ward法)。クラスターに所属する人数と解釈可能性を考慮し、4クラスターを採用した。道徳判断の4因子について、各クラスターの平均値を示したのが図2である。第1クラスターは非難中傷行動が特に高いことから、「非難敏感型」とした。31名がこのタイプに分類された。第2クラスターは感染拡大行動の得点が最も高いが、他の得点も高く、「全般型」と考えた。このタイプに

は175名が分類され、もっとも多いタイプであった。第3クラスターは、すべての因子で中間的な得点を示しているが、非難中傷行動の得点が低く、感染拡大行動の得点が高いことから「行動敏感型」、第4クラスターはすべての因子で得点が低いので、「寛容型」とした。「行動敏感型」は89名、「寛容型」は47名が分類された。

道徳判断のタイプごとに、生活環境の変化やストレス反応の違いを検討した。

一元配置分散分析の結果、ストレス反応に関しては、疲労感 ($F(3,338)=4.01, p<.01$)、身体不調感 ($F(3,338)=3.41, p<.05$)、ストレス合計 ($F(3,338)=3.47, p<.05$) に道徳観のタイプによる有意差が見られ、抑うつ感 ($F(3,338)=2.50, p<.10$) は有意傾向を示した。最小有意差による多重比較により、有意差がみられたものや有意傾向であったものに共通して、寛容型が他のタイプより低く、道徳に厳しくない人のストレス反応が低いことが示された (表7)。これに対して、高いストレス反応を示す傾向が強いのが、行動敏感型である。行動敏感型は感染拡大行動に対して不道徳と考える程度が高く、そのような人を非難中傷することに対してはあまり不道徳と考えない傾向を示すが、感染予防に協力しない人を不道徳と感じるあまり、ストレスを感じ、そのような人を非難中傷しても仕方ないと思うのかもしれない。

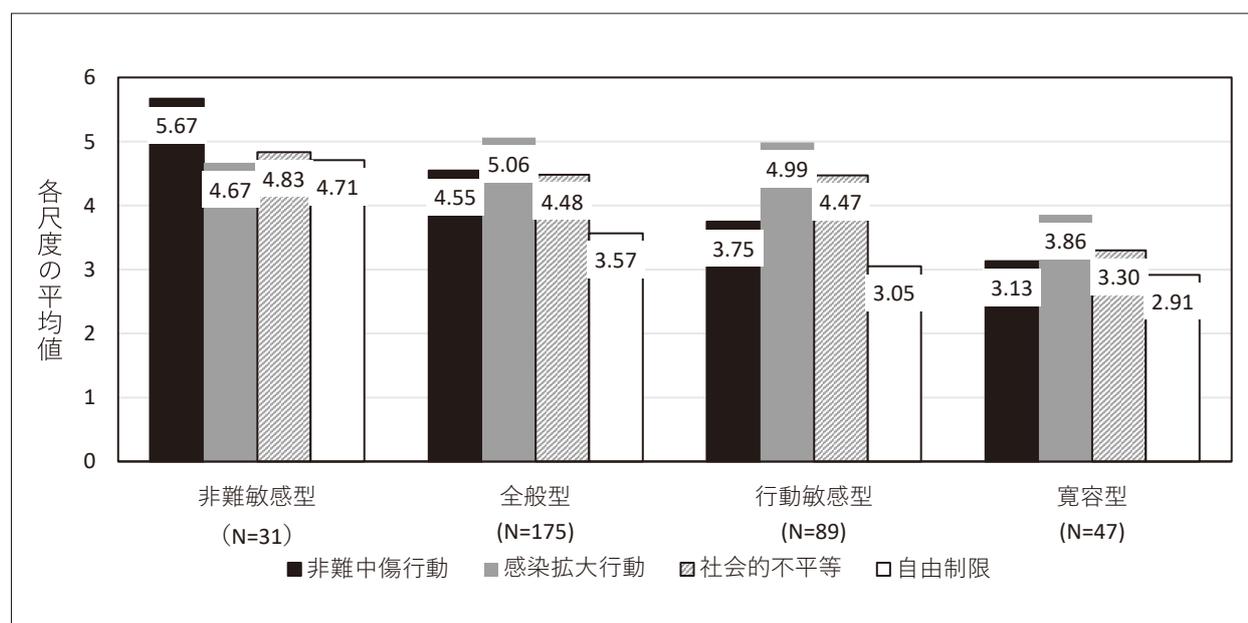


図2 道徳判断のクラスターの特徴

ストレッサーとしての生活環境の変化の負担感(辛さ)については、生活習慣の変化や一人時間の増加に関する負担感に、道徳判断のタイプによる違いはみられない。一方、接触機会の減少についての負担感 ($F(3,338)=2.89, p<.05$) は、寛容型に比べ、行動敏感型、全般型の負担感が高い。感染拡大行動に敏感になるタイプや、さまざまな行動に対して不道徳感を感じやすいタイプは、接触機会が減少することのポジティブな側面よりネガティブな側面をとらえやすいといえる。

また、相互独立的自己観 ($F(3, 338)=5.88, p<.01$)、相互協調的自己観 ($F(3, 338)=3.86, p<.05$) の2尺度は道徳観のタイプによる有意差がみられ、関係流動性 ($F(3, 338)=2.31, p<.10$) は、有意傾向がみられた。多重比較の結果、相互独立的自己観は、非難敏感型において他のタイプに比べて高く、相互協調的自己観は寛容型が他のタイプに比べて低いことが示された。

4. 考察

4.1. ストレッサーとなる変化

本研究に参加した大学生は、コロナ禍によって接触機会が減少したことについて、もっとも辛いと感じているようである。しかし、接触機会の減少に関する項目に「何ともなかった」と回答している人も20%程度、存在していることが示されている。本研究では、生活の変化をストレッサーとしてとらえたため、辛いことを示す選択肢は

「何ともなかった」だけであったが、人との接触が減少することにより、ポジティブな影響を受けている学生の存在も考えられる。授業のオンライン化については、大きな負担を感じた人とそうでない人に分かれた。文部科学省(2021)の調査で、半分以上の学生がオンライン授業に満足していることが示されていることと矛盾しない。

本研究で示されたストレッサーは、感染症拡大のフェイズとの関連も考慮しなければならないであろう。人との接触が減少したことも、オンライン授業についても、長期化することによってストレスが高まることも考えられるが、一方で生活の変化への慣れも形成される可能性がある。今後、感染症の推移にしたがって、ストレッサーの変化を見ていく必要があると思われる。

4.2. コロナ禍の道徳意識

本研究に参加した大学生は、行動の自由が制限されることはそれほど不道徳と感じないが、感染症予防に協力しないことは不道徳であると考えていた。同時に、新型コロナウイルス感染症に感染した人を非難することは不道徳と考えており、感染者への差別につながる意識は低いことが示された。10~70代までの7,520件を対象にした筑波大学の調査(Midorikawa et al., 2021)では、「感染した人は自業自得だ」のような、差別につながるような意見は多くの人が否定する一方で、5分の1から3分の1程度の人は「どちらともいえない」という認識

表7 道徳判断のスタイルによる比較

	非難敏感型 N=31		全般型 N=175		行動敏感型 N=89		寛容型 N=47		F(3,338)	多重比較 (p<.05)	
	mean	SD	mean	SD	mean	SD	mean	SD			
抑うつ感	6.71	3.13	6.62	2.86	7.24	2.81	5.85	2.59	2.50	p<.10	行動>寛容
易怒感	5.94	2.59	5.17	2.40	5.65	2.45	5.28	2.53	1.37		
疲労感	7.29	3.33	7.11	2.80	7.99	2.72	6.30	2.59	4.01	p<.01	行動>全般、寛容
身体不調感	7.35	3.50	7.75	2.55	8.26	2.77	6.72	2.78	3.41	p<.05	行動、全般>寛容
ストレス合計	27.29	10.72	26.65	8.64	29.13	8.42	24.15	8.92	3.47	p<.05	行動>全般、寛容
生活習慣の変化	2.08	0.90	2.02	0.72	1.94	0.80	1.81	0.79	1.11		
一人時間の増加	2.29	1.02	2.21	0.86	2.28	0.89	2.02	0.92	0.96		
接触機会の減少	2.64	1.09	2.68	0.90	2.75	0.99	2.27	0.93	2.89	p<.05	行動、全般>寛容
関係流動性	3.81	0.74	3.65	0.64	3.58	0.70	3.43	0.75	2.31	p<.10	非難、全般>寛容
相互独立的自己観	5.07	1.22	4.28	0.87	4.30	1.07	4.38	1.03	5.88	p<.01	非難>行動、全般、寛容
相互協調的自己観	5.12	1.25	4.96	0.86	5.14	0.90	4.59	1.04	3.86	p<.05	非難、行動、全般>寛容

であった。また、「自粛するか」と「外出するか」ということについて、多くの人は葛藤状態にあることも示されていた。両調査ともに、多くの人は差別につながる意識を否定したり、不道德と考へたりしていることが示された。本研究の対象者は特に感染した人を非難することは道徳的に問題と考へていた。本研究が実施された時期は、筑波大学の調査の時期よりも累計の感染者数が多く、感染を他人事と感じなくなったことが関連しているのではないかと考へられる。また、本研究の参加者は、行動の自由が制限されることをさほど不道德と感じておらず、自粛の態度も身についてきたといえよう。コロナ禍では、インターネット上などで自粛警察やマスク警察などと呼ばれる現象が出現したが、道徳判断は時期による影響を受けると予想できる。

道徳判断の因子として、感染予防に協力しない行動を不道德と考へる因子と、感染者や感染予防に協力しない人に対して非難中傷することを不道德とする因子が出現したのは興味深い。また、道徳判断のクラスターでは、行動の道徳判断に厳しい人の中でも、非難中傷行動を特に不道德と考へるタイプと、感染拡大行動を特に不道德と考へるタイプがあることが示されている。感染拡大行動を特に不道德と考へるタイプはストレス反応が高い傾向にあり、逆にストレス反応が低いのは寛容型である。自分や周囲の人の行動についてあまり厳しく不道德と考へないことがストレスを軽減させることにつながることを示唆している。

4.3. ストレス反応の男女差

過去の感染症においても、男性に比べて女性において感染症の流行の影響が大きいことが示されており、新型コロナウイルスによるパンデミックでもWHOが女性への影響について警告している(Wenham, et. al., 2020)。ところが、本研究では生活の変化がストレスとなる程度に男女差がないことが示され、それにもかかわらず、ストレス反応は女性の方が高かった。大学の新生を対象として新型コロナウイルス感染症の流行前後のストレスや精神的健康を調査したFruehwirth, Biswas, & Perreira (2021)も、中程度～重症の不安症候群や抑うつ症候群は、女性はパンデミック前(2019年10～11月)

に比べてパンデミック中(2020年6～7月)に増加していることを示している。この調査においても、経済的な困難やオンライン授業のサポート不足、インターネット等へのアクセス不良などのストレスサーについては、男女差が認められなかった。コロナ禍の大学生を対象とした場合、ストレスとなるものには男女差がないものの、そのストレスサーにさらされたときのストレス反応の程度が男女で異なることは興味深い。感染症流行の女性への影響の大きさは、社会経済的な問題や家庭内暴力、妊娠出産などにまつわることが原因となっていると考えられているが、本調査でも、Fruehwirth, et. al. (2021)でも、ストレスサーとしてあげたものに家庭内暴力などは含まれておらず、女性のストレスサーを十分にカバーできていないことも一因と考えられる。

本研究における女子大学生のストレス反応の高さの一部は、さまざまな行動を道徳的に厳しく判断する傾向が高いことや、関係流動性の低さに現わされる人間関係を固定的に考へる傾向が強いこと、また自分を他者との関係の中で考へる相互協調的自己観が高いことと関連すると考へられる。

4.4. 関係流動性、相互独立的-相互協調的自己観の影響

関係流動性や相互独立的-相互協調的自己観とストレス反応には相関がほとんどなく直線的な関係は見出されなかった。しかし、ストレス反応の高群と低群とで比較すると差が認められ、コロナ禍におけるストレス反応に関係流動性や相互独立的-相互協調的自己観が関わることを示唆された。

関係流動性は社会的関係の選択の自由度を示しているが、社会レベルの関係流動性の高さは感染症拡大の速さと関連していることが示されている(Salvador, et. al., 2020)。関係流動性が低い日本社会の中で、ストレス低群が高群に比較して、個人が認識する関係流動性が高いことが示された。関係流動性を高く認識する人は、人と出会う機会を多く見積もることで感染へのリスクを高く評価し、それがストレスにつながるという関連も考へられたが、そうではないことがわかる。逆に現在の関係の中で接触の機会が低下しても、他の関係や将

来の関係に期待できるため、ストレスが低いことを示している。さらに、新しい出会いのためには、人に対して非難中傷したりする行動はマイナスとなると考えられ、また、新しい出会いの中で自分を選んでもらえるために道徳的な行動をする必要があるため、非難敏感型や全般型の関係流動性が高くなるのではないかと考えられる。

相互独立的-相互協調的自己観に関しては、歴史上、病原体の感染にさらされた地域ほど集団主義傾向が強いことが示唆されており (Fincher, et. al., 2008)、集団規範や集団内の関係を大切にする価値観が感染症の脅威にさらされた個人にとってバッファーとして機能していた可能性が指摘されている (石井, 2014)。実際、感染予防に有効とされるマスクの着用率は、人口密度や社会経済的要因、政府の政策の厳しさなどの要因をはるかに超えて、社会レベルの集団主義によって説明できることが示されている (Lu, Jin, & English, 2021)。感染症を社会の中でコントロールするためには、集団主義の社会が都合がよいと考えられる。一般的に、集団主義的と考えられている日本社会において、ストレス高群は低群に比較して相互協調的自己観が高いこと、さらに、相互協調的自己観は、道徳的に厳しい傾向があることが示された。

感染症の流行により、マスクの着用をはじめ、新しい行動規範が生まれるが、相互協調的自己観はそのような規範に敏感に反応する。自己を他者との関連で考える相互協調的自己観は、コロナ禍でみられるさまざまな行動に対して寛容になりやすく、道徳的判断が厳しくなり、それがストレスにつながる可能性があることが示唆される。相互協調的自己観の高さは規範を重視する集団主義的社会を形成し、社会の中で感染症の蔓延リスクを低減する役割を果たすが、個人としてはストレスを高める可能性がある。

一方、非難敏感型の道徳判断をする人の相互独立的自己観は高いことが示されている。自己と他者の間に明確な境界線を持つ相互独立的自己観をもつ個人の行動は、その人の態度や価値観など内的要因を原因とするため、各自の行動の自由を求めることにつながる。そのため感染拡大につながる行動を不道徳と考えるより、その行動を行った

人を非難中傷することに道徳的な問題を感じると思われる。

道徳規範は感染症拡大のフェイズによる影響を受けると考えられるが、相互協調的自己観と道徳意識、ストレス反応の関係が感染症のフェイズによって変化するのか、今後の研究が必要である。

4.5. 本研究の限界と今後の課題

本研究ではコロナ禍における大学生が感じるストレスを調査し、女性のストレス反応が強いことを示した。また、ストレス反応に影響を与えているのは、ストレスラーとしての生活の変化、社会的不平等や自由制限を不道徳と考える道徳観、相互協調的自己観の高さ、関係流動性の低さであることが示された。

コロナ禍における生活の変化にはポジティブな側面もあるはずであるが、本研究では、ストレスラーとなりうる生活の変化を測定したため、ポジティブな側面についてはとらえられていない。さらに、ストレスラーとしての評価は調査参加者の約半数が1年生であったことも影響していると考えられる。

本研究は新型コロナウイルス感染症が日本に流行し、1回目の緊急事態宣言が発出されてから約1年~1年3ヵ月後に実施された。第4波と呼ばれる流行の始まる直前と第4波がおさまりに、第5波が始まる前の比較的感染状況が収まっている時期であった。そのような調査時期の状況が本研究の結果に影響を与えていることが考えられる。また、各行動の道徳判断やストレス反応についても感染症の拡大との関連が考えられることから、今後、感染症の推移にしたがって、調査を続け、感染拡大との関連を検討することが望まれる。

謝辞：本調査のご協力くださった日本大学国際関係学部および短期大学部学生の皆様に心より御礼申し上げます。

引用文献

Fincher, C. L., Thornhill, R., Murray, D. R., & Schaller, M. (2008). Pathogen prevalence predicts human cross-cultural variability in individualism/collectivism.

- Proceedings of the Royal Society B*. 275, 1279-1285.
- Fruehwirth, J. C., Biswas, S., & Perreira, K. M. (2021). The Covid-19 pandemic and mental health of first-year college students: Examining the effect of Covid-19 stressors using longitudinal data. *PLoS ONE*, 16(3), Article e0247999. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0247999>
- 橋本 剛 (2021). コロナ禍初期における大学生の心理社会的ストレスに関する探索的検討：社会規範としての援助要請スタイルの効果も含めて 人文論集, 71, 15-34.
- 石井 敬子 (2014). 文化神経科学 山岸俊男 (編) フロンティア実験社会科学 7 文化を実験する社会行動の文化・制度的基盤 (pp.35-62) 勁草出版
- 厚生労働省 (2020). 新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査結果概要について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/syousai.pdf> (2021年11月8日)
- Luchetti, M., Lee, J. H., Aschwanden, D., Sesker, A., Strickhouser, J. E., Terracciano, A., & Sutin, A. R. (2020). The trajectory of loneliness in response to COVID-19. *American Psychologist*, 75(7), 897–908. <https://doi.org/10.1037/amp0000690>
- Lu, J. G., Jin, P., & English, A. S. (2021). Collectivism predicts mask use during COVID-19. *PNAS Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 118(23), Article e2021793118. <https://doi.org/10.1073/pnas.2021793118>
- Markus, H. R., & Kitayama, S. (1991). Culture and the self: Implications for cognition, emotion, and motivation. *Psychological Review*, 98(2), 224–253.
- 松浦 紗織・勝岡 大貴・脇 龍平 (2012)：成人を対象とした心理的ストレス反応尺度の作成—信頼性と妥当性の検討—大阪経大論集, 63(3), 193-200.
- Midorikawa H, Aiba M, Lebowitz A, Taguchi T, Shiratori Y, Ogawa T, ... Tachikawa, H. (2021). Confirming validity of the fear of COVID-19 scale in Japanese with a nationwide large-scale sample. *PLoS ONE* 16(2): e0246840. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0246840>
- 文部科学省 (2021). 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査 (令和3年5月25日) Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20210525-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2021年11月8日)
- 尾関 友佳子 (1993). 大学生用ストレス自己評価尺度の改訂：トランスアクションな分析に向けて 久留米大学大学院比較文化研究科年報, 1, 95-114.
- Salvador, C. E., Berg, M. K., Yu, Q., San Martin, A., & Kitayama, S. (2020). Relational mobility predicts faster spread of COVID-19: A 39-country study. *Psychological Science*, 31(10), 1236-1244. <https://doi.org/10.1177/0956797620958118>
- Schug, J., Yuki, M., & Maddux, W. (2010). Relational mobility explains between-and within- culture differences in self-disclosure to close friends. *Psychological Science*, 21, 1471-1478.
- 高田 利武・大本 美千恵・清家 美紀 (1996). 相互独立の一相互協調的自己観尺度 (改訂版) の作成 奈良大学紀要 (24), 157-173.
- Triandis, H. C. (1995). *Individualism & collectivism*. Westview Press.
- (トリアンディス, H.C. 神山 貴弥・藤原 武弘 (編訳) (2002). 個人主義と集団主義—2つのレンズを通して読み解く文化— 北大路書房)
- Tull, M. T., Edmonds, K. A., Scamaldo, K. M., Richmond, J. R., Rose, J. P., & Gratz, K. L. (2020). Psychological outcomes associated with stay-at-home orders and the perceived impact of COVID-19 on daily life. *Psychiatry Research*, 289(2020) 113098. <https://doi.org/10.1016/j.psychres.2020.113098>
- Yuki, M, Schug, J., Horikawa, H., Takemura, K., Sato, K., Yokota, K., & Kamaya, K. (2007). Development of a scale to measure perceptions of relational mobility in society. *Center for Experimental Research in Social Sciences Working Paper Series Hokkaido University* No. 75.
- Wenham, C., Smith, J., Davies, S. E., Feng, H., Grépin,

K. A., Harman, S., Herten-Crabb, A., & Morgan, R. (2020). Women are most affected by pandemics—Lessons from past outbreaks. *Nature*, *583*(7815), 194–198. <https://doi.org/10.1038/d41586-020-02006-z>

全国大学生生活協同組合 (2021). 届けよう！コロナ禍の大学生生活アンケート 集計結果報告 Retrieved from https://www.univcoop.or.jp/covid19/pdf/covid_enq_2108_02.pdf (2021年11月 8 日)

論文

大学生における新型コロナウイルス感染症による生活の変化とストレス (2)

～男女比較を中心にテキストマイニングによる学生の自由記述の分析～

有木 永子^{※1}・伊坂 裕子^{※1}Lifestyle Changes and Stress Due to COVID-19 Among University Students in Japan
: An analysis of open ended surveys by text mining with a focus on gender comparisonNagako ARIKI^{※1} and Hiroko ISAKA^{※1}

ABSTRACT

The purpose of this study was to exploratively examine the stress status and thoughts of university students whose lives were changed by the Covid-19.

A psychological stress response scale (“depression,” “anger,” “fatigue,” and “physical discomfort”) and a free-text questionnaire were administered, and text mining was conducted on the latter. The results showed that (1) women had significantly higher stress response scores on all subscales than men, and especially higher scores on feelings of physical discomfort and fatigue. (2) Regarding “thoughts about the current situation,” the words that were commonly related to the current situation were “corona,” “virus,” “infection,” “now,” “think,” “feel,” “class,” “online,” “life,” “self,” “friend,” and “early”. It is possible that the difference in the way they perceived the changes in their lives forced by the Covid-19 expansion caused the different levels of stress.

1. はじめに

2020年1月に日本で初めて感染報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に国内に拡大し、多くの国民が生活上の変化を強いられることとなった。

教育現場における変化もその一つである。小学校・中学校・高等学校は2020年2月末より全国一斉休校となり、児童・生徒は自粛生活が求められた。すでに授業が終了していた大学では、学修機会を確保すべく、翌4月からの授業形態を遠隔授業へ変更する準備が一気に広がった。

また、大学生は移動距離が長く、授業のみならずアルバイトや課外活動など人との接触頻度が高いことから、キャンパスへの立ち入りが制限された。感染状況は刻々と推移するため、教育機関は

地域の状況を鑑みて方針変更が余儀なくされてきた。とりわけ大学は、構成員が複数県にまたがって居住することが多く、人数も多い。それゆえ、対面授業についても、リスクを軽減する方策を模索せざるを得なかったという背景がある。

特に2020年はワクチン接種が開始される前だったため、そのウイルスの伝搬に若者の動きが取り上げられた。大学生もその対象とされ、より一層、自粛生活を求められることとなったのである。

では、こうした社会情勢は、大学生の生活へ具体的にどのような影響を及ぼしたのであろうか。

まず学業面では、多くの大学でオンライン上での授業や課外活動が導入された。約1700名を対象とした文部科学省(2021)の調査によれば、①2020年後期に履修した授業のうち、オンライン授業が

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Professor, Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

ほとんど又はすべてだったと回答した学生は全体の6割であったこと、②全体的な満足度としては不満を感じる割合(24.6%)より満足を感じる割合(37.9%)の方が多かったこと、③オンライン授業について良かった点には(複数回答可)「自分の選んだ場所で授業を受けられること」(79.3%)「自分のペースで学修できること」(79.3%)が多く回答された一方で、悪かった点には「友人と受けられない」(53.0%)「レポート等の課題が多い」(49.7%)「質問等双方向のやりとりの機会が少ない」(43.9%)「対面授業より理解しにくい」(42.7%)という回答が多かったことが示されている。オンライン授業の満足度は、不満感を上回っているが、対面授業の割合が高いほど「大学生活が充実している」とする回答が多い報告(全国大学生生活協同組合連合会, 2021a)もある。特に1年生は大学登校日数が多い程、大学生活が充実している傾向が認められている。

個々のケースでは、多すぎる課題に対応できなくなったり、誰とも交流できないままに受講し続ける不安感に苛まれたりして、モチベーションが維持できなくなる学生が見受けられる。オンライン授業では「対面授業と異なり、教員も学生も集中力を維持することが難しいことがわかってきており」(渡邊, 2020) コロナ前とは違った、学業を継続するための工夫が必要となってきた。

経済面では、度重なる緊急事態宣言の発出により、多くのアルバイト先が休業して収入が断たれたり、家計の急変が生じたり、経済的困窮に苦しむ者が増加した(全国大学生生活協同組合連合会, 2021a)。これらに対して、文部科学省による高等教育の修学支援新制度をはじめとした「新型コロナウイルス感染症の影響で学びの継続が困難となっている学生等の経済支援」や日本学生支援機構による数々の奨学金制度、そして各大学による独自の緊急支援奨学金など、学業継続のための支援策が講じられてきた。先述した文部科学省の調査(2021)によれば、①支援を受けていない学生が約5割で、そのうち4分の3が「支援の必要がない」と回答していることや、②約15%の学生が、支援策がよく分からない等により、必要だったが申請に至らなかったことがわかったという。

個々のケースでは、申請のための証明書が準備できないなど制度を利用できない大学生も散見され、これらの施策が必ずしも困窮者に届けられているわけではない。宣言が解除されると、これまでの困窮を回復させるべくアルバイト勤務時間を増やすこととなり、学業が追い付かなくなってしまうこともある。このように、新しい学修方法の導入や不安定な経済状況が大学生の生活に影響を与えていると考えられる。

一方、心身面では、長引く自粛生活において不安が高まり、ストレスを感じる学生が増加している(渡邊, 2020; 藤井, 2021)。Covid-19が大学生のメンタルヘルスに悪影響を及ぼしたことは世界的に見ても明白であるが(梶谷ら, 2021)、コロナ禍で大学生はどのようなストレス反応を出現させ、どのような思いで生活しているのだろうか。

藤井(2021)は大学生を対象に(n=90)学生版Covid-19感染拡大不安尺度(暫定版)を開発し、コロナ禍における大学生の不安は自粛生活、感染状況、大学生生活全般、経済的問題、部活、将来の6つから構成されるとした。大学生の不安水準には男女差が見られないものの、不安と抑うつとの関連性について、男性は経済的不安と、女性は自粛生活不安と抑うつ傾向の間に強い関連があることを報告している。

また、同報告(藤井, 2021)では、自己記入式抑うつ尺度DSRS-Cの結果から、2020年11月にうつ傾向が強くなる何らかの医学的支援が必要と判断される大学生の割合は、男性が19.15%、女性が36.59%、全体が27.27%として、女性は男性より抑うつ傾向が高い結果が示されている。

ほかにも女性は男性よりストレス反応が高いという報告はある。7520名を対象とする松山ら(2020)の「新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルス全国調査」によると、感染症拡大によるストレスは、女性で、高齢になるにつれて高まるという。1200名を対象とする元吉(2021)の調査は、感染流行地域に住まうかどうかによらず、女性は男性よりも感染不安が「抑うつ・不安」「不機嫌・怒り」「無気力」に関連する程度が高いと報告している。一方で、橋本(2020)の調査は135名の大学生を対象にストレス反応には性差がなかったとし

ており、コロナ禍で直面する問題は人々が等しく共有しているわけではなく、むしろ各々の事情によって多様であるとして、コロナ禍におけるストレスの複雑性という視点から考察している。コロナ禍でのストレス反応による性差を理解するには、今後の研究の蓄積を待つ必要があるが、調査時点での世の中の感染状況、生活状況(暮らし、学業への取り組み、経済、人間関係など)などストレス反応を形成する上での複合的な要因を考えなければならぬであろう。

具体的な大学生の悩みとしては、コロナ禍1年以上を経た文部科学省調査(2021)によれば、「将来のキャリアに関する悩み」が回答者の7割を超え「経済的な状況」「授業等」「学内の友人関係」が続ぎ、将来への不安が増加していることがうかがえる。約7600名を対象にコロナ禍1年半経過したアンケート調査(全国大学生生活協同組合連合会, 2021b)によると、「将来に対する不安」は回答者の6割を超え、「意欲がわかず無気力に感じる」「気分の落ち込み」「友人とつながれていない孤独感・不安」が後を追う結果となっている。

このように、コロナ禍に突入した直後から時間が長引くにつれて、新型コロナウイルス感染症による生活の変化はストレス反応を高め、大学生のメンタルヘルスの悪化へと影響が見受けられる。特に女性にその傾向が高い可能性がある。そのため各大学は、感染状況の推移を見守りながらも、時期に合わせて、大学生をいかに支援できるか検討する必要がある。

日本大学国際関係学部および短期大学部は、日本大学16学部・短期大学部の中でも講義形式の授業形態が多く、さらに教室定員を超える受講生が存在する科目が多いことから、一部の演習を除いて全面的にオンライン授業を展開してきた。特に、2021年に2年生となった大学生は、入学式が一年越しとなり、対面オリエンテーションや部活サークル勧誘などにも触れられず、孤独な大学生活を開始せざるを得なかった人が多い。なかには、長引く遠隔授業で、キャンパスから離れた地方に在住のまま、大学での学びを開始し、その期間が1年半以上に及ぶ学生もいる。

1年以上を超えたコロナ禍のキャンパスライフ

において、本学国際関係学部および短期大学部三島校舎の学生はどのようにストレスを受けているのか、個々人はどのような思いを抱いているのか。これらを探索的に検討することは、今後も継続が予想されるコロナ禍において大学構成員が一丸となって対処する学生支援の方向性、そしてこれまでと異なる支援の必要性を探ることになるのではないかと考える。

そこで本研究では、新型コロナウイルス感染症拡大状況下における本学学生のストレス状況を把握し、現状への思いを自由記述形式でとらえ探索的に検討することを目的とする。

2. 方法

2.1 調査対象者と調査期間

本学国際関係学部・短期大学部在籍中の1年生～4年生まで361名のうち、出身国が日本であり、男女の区別への回答、自由記述欄への回答があった233名の中から記述内容を「特になし」とした3名を除く230名を対象とした。留学生を分析対象としなかったのは、日本語による自由記述内容を分析対象としたからである。

内訳は、男性103名、女性127名、合計230名で、平均年齢は19.29 ± 0.71歳であった。学年の構成は、大学(短期大学)1年生113名、大学(短期大学)2年生31名、大学3年生64名、大学4年生22名であった。

調査期間は、2021年4月～7月であった。

2.2 調査内容

目的に沿って、新型コロナウイルス感染症の影響による生活変化とストレスに関する質問紙調査を行った。

使用した尺度は、表1のとおりである。なお、

表1 質問紙の構成

1	生活変化に関する質問項目
2	文化的自己観尺度(高田, 1999)
3	相互独立的-相互協動的自己観尺度(高田他, 1995)
4	心理的ストレス反応尺度(松浦・勝岡・脇, 2012)
5	自由記述(文字数制限なし)

(「新型コロナ感染症による生活変化について今感じること」)

表1のうち、1、2、3、4. の質問紙は、「大学生における新型コロナウイルス感染症による生活変化とストレス(1)」(伊坂・有木, 2022)において報告する。今回の分析には4、5. のみを使用したため、以降はそれらの項目のみ記載する。

2.2.1 心理的ストレス反応尺度

松浦・勝岡・脇(2012)が作成した「抑うつ感」「易怒感」「疲労感」「身体不調感」の4因子12項目からなる心理的ストレス反応尺度を使用した。

回答は4件法で、各項目に対して、心理的ストレス反応が高い順に4点、3点、2点、1点(「よくあてはまる」～「まったくあてはまらない」)を与えた。得点範囲は12点から48点であり、高得点ほどストレス反応が高いと判断する。

ストレス尺度は本邦においても数多く開発されているが、今回採用した尺度は少ない項目数から成り立ち、信頼性と妥当性が確認されているため、臨床現場で利便性を持つことが明らかとなっている(松浦・勝岡・脇, 2012)。そのため、被験者への負担を軽減し、なおかつ必要なストレス反応を把握できる目的のもと、本尺度を使用した。

なお、質問項目は表2のとおりである。

2.2.2 自由記述項目

「新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしました。日本で新型コロナウイルス感染症が問題になってから1年以上が過ぎました。あな

たが今、感じていることを自由に記述してください」という質問に文字数制限なしで回答を求めた。

2.3 倫理的配慮

対象者には、大学の講義(オンデマンド授業)において口頭および文書で研究計画を説明し、同意の得られた人が所定のGoogle Formへアクセスして個別に回答する形式とした。また、本調査は無記名で実施すること、データの取り扱い、対象者の自由意志による協力および中止・撤回の権利、個人情報保護について説明した。

2.4 分析方法

分析には、SPSS Ver.25およびKH Coder ver 3(樋口, 2021)を使用した。心理的ストレス反応尺度は、対応のないt検定を行った。KH Coderは樋口らが開発したフリーソフトウェアで、テキストマイニング(計量的テキスト分析)のためのツールである。計量テキスト分析とは、「計量的分析手法を用いてテキスト型データを整理または分析し、内容分析を行う方法」(樋口, 2021)であり、テキスト内容を定量的に要約でき、分析者の主観が入り込まないという特徴がある。KH Coderは形態素解析機能により品詞体系に沿って頻出語を抽出するが、表記の揺れや重複などがあるため、データに合ったMY辞書を作成の上、削除・修正など整理してデータの質を高めた。また、1語として抽出されないと考えられる「緊急事態宣言」「コロナ禍」「コロナうつ」「コミュニケーション」「パンデミック」の5語は前処理段階で強制抽出語に指定した。

分析手順は次の通りである。①心理的ストレス反応尺度の平均値の差を検定した。②自由記述内容について、対象者全体の総頻出語数と出現頻度、分析対象とする語と語のつながりを探る共起ネットワーク分析を行った。③心理的ストレス尺度得点の平均値を基に高群と低群および平均群(以下、ストレス高群、ストレス低群、ストレス平均群)に分類した。④ストレス群を外部変数とした対応分析(クロス集計の視覚化)を行い、各群に特徴的な語から、大学生の思いの特徴を検討した。

表2 心理的ストレス反応尺度の因子および下位項目(松浦ら, 2012)

因子	項目
抑うつ感	1 希望が持てない
	2 気持ちが沈んでいる
	3 ゆうつだ
易怒感	4 イライラする
	5 すぐかっとなる
	6 怒りを感じる
疲労感	7 作業を少ししただけで疲れる
	8 疲れてぐったりとすることがある
	9 だるい感じがなくなる
身体的疲労感	10 首筋や肩がこる
	11 目が疲れる
	12 頭が重かったり頭痛がする

3. 結果と考察

3.1 大学生のストレス反応について

心理的ストレス反応尺度(得点範囲12~48点)の合計得点および標準偏差は、27.23 ± 8.94であった。男女別に、合計および因子別得点の平均値と標準偏差を表3に示した。

男女間において、平均値の差の検定を行ったところ、女性(29.20 ± 9.05)は男性(24.82 ± 8.22)より有意に高い結果であった($t(228) = 3.81, p < .001$)。

また、抑うつ感($t(228) = 2.14, p < .05$)、易怒感($t(228) = 1.95, p < .01$)、身体不調感($t(228) = 4.13, p < .001$)、疲労感($t(228) = 4.12, p < .001$)とすべての因子で女性は男性よりも得点が高く、身体不調感、疲労感において差が大きかった。つまり、ストレス反応は男性よりも女性に高く出ており、女性はストレス反応がより身体症状に現れやすいことがうかがえた。対象者全体の得点は、松浦・勝岡・脇(2012)の対象者($n = 500$, 平均年齢42.86 ± 9.91)の結果と比べると、抑うつ感、易怒感、身体的不調感は低く、疲労感のみ高いが、女性対象者に絞ると身体的不調感、疲労感が高い傾向を認める。コロナ禍では、女性で、高齢になるにつれてストレスを感じる割合が高まっている(松山ら, 2020)とするとすれば、本研究の女子大学生の結果は若齢でストレス反応が高くなっている可能性がある。コロナ禍で女性のストレスが高いことは、先行研究でも指摘されているが(松山ら, 2020; 元吉, 2021)、年齢層によって異なるかどうかについては、さらなる検証が必要だと考えられる。

また、コロナ禍における大学生の不安とうつとの関連性において、男性は「経済的不安」と、女性は「自粛生活不安」とうつとの間が特に強く関連する(藤井, 2021)と指摘されているように、女

性は日々の生活変化の影響を受けやすく、自粛が求められる制限のある生活では、外出や他者との交流が減り文字通り身動きが取りにくくなっている可能性が考えられる。それだけに、コロナ禍で十分な交流ができないことの影響が、心身への負担という形で生じた可能性が考えられる。女子大学生へのサポートとしては、大学において多様な交流の場を設定し、繋がりを形成するネットワークが必要なかもしれない。

3.2 自由記述からみる大学生の思いの特徴

3.2.1 全体傾向の結果

自由記述内容において、どのような言葉が何度使われているかを知るため形態素分析を行った。対象者230名の総抽出語数は13,208語であり、そのうち分析対象となったのは5,139語であった。

対象者全体における頻度の高い抽出語の上位30位を表4に示した。もっとも高い語は「コロナ」124回であり、「思う」123回「授業」78回「感じる」76回「人」64回「自分」61回「生活」61回「早い」56回「今」48回などが続いた。「コロナ」「思う」が多い結果であるものの、「授業」「生活」

表4 対象者全体における頻度の高い抽出語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
コロナ	124	感染	44	不安	25
思う	123	オンライン	43	増える	23
授業	78	大学	36	マスク	20
感じる	76	ウイルス	32	ワクチン	20
人	64	時間	32	対策	20
自分	61	状況	31	機会	19
生活	61	新型	29	出来る	19
早い	56	対面	27	変わる	19
今	48	考える	26	多い	18
友達	47	行く	25	自粛	16

表3 心理的ストレス反応得点の結果

	全体 (n=230)		男性 (n=103)		女性 (n=127)		$t(228)$
	M	SD	M	SD	M	SD	
抑うつ感	6.72	2.92	6.26	2.89	7.09	2.91	2.14 $p < .05$
易怒感	5.37	2.40	5.03	2.30	5.65	2.44	1.95 $p < .01$
身体不調感	7.28	2.80	7.06	2.62	8.53	2.73	4.13 $p < .001$
疲労感	7.87	2.78	6.47	2.54	7.94	2.84	4.12 $p < .001$
ストレス反応合計	27.24	8.94	24.82	8.22	29.20	9.05	3.81 $p < .001$

「自分」「人」など、大学生の学びと生活へ思いがめぐらされていることがうかがえる。

次に、抽出した語と語の共起性や関連性を分析するために、共起ネットワーク分析の結果を図1に示した。図1は出現パターンが類似した語の結びつきの強さを可視化したもので、比較的強くお互いに結びついている部分を自動的に検出してグループ分けを行い、その結果を色分けによって示す「サブグラフ検出」(樋口, 2021)がされている。図1の円の大きさは語の出現頻度を表し、Jaccard係数^{*1}で測定した共起関係が強い語は、同じサブグラフ内では実線で異なるサブグラフ間では破線で結び、それぞれの関連性を示している。

対象者全体の共起ネットワークは、8つのサブグラフが形成され、共起の程度の強い語が線で結ばれた。出現した語は、①「今」「自分」「感じる」「考える」「正直」「良い」「行動」「意識」「緊急事態宣言」「出る」②「新型」「コロナ」「ウイルス」「感染」「環境」「変わる」「戻る」「生活」「思う」③「関わる」「人」「機会」「減る」④「時間」「意見」「増える」「前」「会う」⑤「大学」「授業」「対面」「オンライン」「受ける」「大学生」⑥「友達」「出来る」「会える」「辛い」⑦「早い」「収束」「終息」「願う」⑧「旅行」「行く」「予定」であった。図1の各サブグラフ内の語のつながり、サブグラフ外とのつながりを検討したところ、以下のテーマを読み取ることができた。「新型コロナウイルス感染症により生活が変わったこと」、「緊急事態宣言が出て行動を

意識していること」、「人と会い関わる機会が減り、大学で受けるオンライン授業では友達が出来ず、友達に会えずに辛いこと」、「旅行に行く予定が立たないこと」、「早く生活が戻るよう終息(収束)を願うこと」、が大学生の思いとして浮かび上がってきたと考えられる。

ほとんどの授業がオンラインで実施され、他者との交流はzoomやSNSなどで行われてはいるものの、コミュニケーションとしては局限されたものにならざるを得ない。そして、改めて大学が学びの場であると同時に、友達との交流の場であることが知られる。外出自粛が求められ、感染への不安や恐怖など、それらを他者と共有する機会さえ限られている状況で予定の立たない、立てられない心境がうかがえた。

3.2.2 心理的ストレス反応尺度得点別の結果

心理的ストレス反応尺度において、平均値(27.24点)を基準として、±1SD(8.94)を超えた36点以上をストレス高群(n=44)、18点以下をストレス低群(n=47)、1SDの35点~19点をストレス平均群(n=139)として3群に頻度の高い頻出語の上位10個を表5に示した。

ストレス高群では「コロナ」「感じる」「人」「授業」「思う」「早い」「大学」「自分」「生活」「ウイルス」「今」「時間」「友達」、ストレス低群では「コロナ」「思う」「生活」「授業」「感じる」「オンライン」「自分」「友達」「今」「早い」、そしてストレス平均

表5 ストレス高群・平均群・低群における頻度の高い抽出語

ストレス高群(n=44)		ストレス平均群(n=139)		ストレス低群(n=47)	
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
コロナ	23	思う	74	コロナ	39
感じる	21	コロナ	60	思う	34
人	19	授業	41	生活	28
授業	17	感じる	38	授業	20
思う	15	人	37	感じる	17
早い	14	自分	34	オンライン	14
大学	14	早い	31	自分	14
自分	13	感染	26	友達	14
生活	12	今	26	今	12
ウイルス/今/時間/友達	10	友達	23	早い	11

* ストレス高群10位は4語が該当した

群においては「思う」「コロナ」「授業」「感じる」「人」「自分」「早い」「感染」「今」「友達」が抽出された。3群に分けて頻出語を比べてみても、群により生じる語の特徴は明確でなかった。

そこでストレス反応の3群を外部変数として、各群特有の出現パターンを探るために、語と語の関係を描く共起ネットワーク分析を行った。結果は図2に示したとおり、強い共起関係ほど線は太く、出現数の多い語ほど円が大きい。図2において、ストレス高群、ストレス低群、ストレス平均群と記した四角に囲まれている語は、3群に共通しており、周りに布置する語は、各群に特徴的にみられる語である。3群に共通する語は「コロナ」「ウイルス」「感染」「今」「思う」「感じる」「授業」「オンライン」「生活」「自分」「友達」「早い」であった。これは表6の頻出語で見られた内容とほぼ同様であり、ストレスの高低によらず共起しているものと理解できる。コロナ禍における生活変化として、授業がオンラインになっていることや友達

との関わりについて大学生は思いを巡らせていることが推察される。また、それぞれの群で特徴的に出現する語として、ストレス高群では「不安」「ストレス」「予定」「辛い」「出る」「多い」「増える」「会う」、ストレス低群では「新型」「マスク」「自粛」「自身」「考える」「変わる」「慣れる」そしてストレス平均群においては「対面」「機会」「状況」「行く」が示された。

さらに、ストレス反応群を外部変数とした対応分析を行った。対応分析はクロス集計を視覚化し、基本的に2つの項目あるいは変数を一緒に集計して関連性を分析する手法である(牛澤, 2018)。ストレス高群・ストレス低群・ストレス平均群と特徴語の関連性を分析した結果を図3に示したところ、ストレス反応群別に、3方向に分かれて語が分布した。原点周辺に集まる語は出現パターンに特徴がないものの、それぞれの方向に原点から離れて布置する語ほど強い特徴があるとされている。したがって、ストレス高群では「ストレス」「予

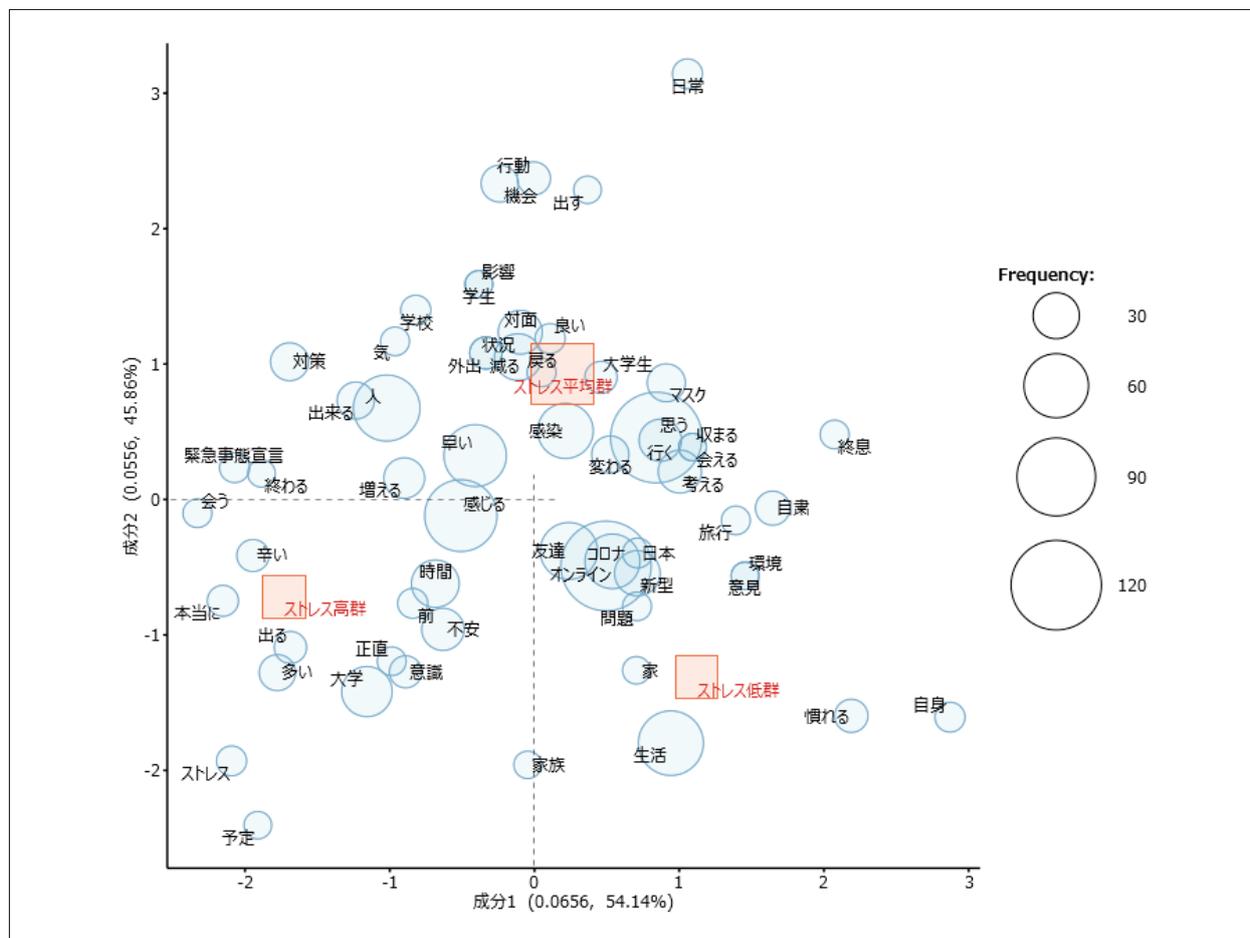


図3 ストレス3群を外部変数とした特徴語の対応分析

定]、ストレス低群では「自身」「慣れる」、ストレス平均群においては「日常」がそれぞれを特徴づける語と解釈することができる。

そして、寄与率の高い成分1の位置関係をみると、ストレス低群とストレス平均群の距離は近く、この2群とストレス高群は距離が離れて布置されており、ストレス高群の内容は他の2群とは異なっていることがうかがえた。また、ストレス高群には女性が多く(男性9名、女性35名)、ストレス低群には男性が多い(男性26名、女性21名)ことが示されており($\chi^2(1) = 11.67, P < .001$)、ストレス反応の高い女子大学生は、「予定」と「ストレス」に強く関心を寄せている可能性がうかがえる。「予定」は将来を想像させるキーワードである。この点が、ストレス高群の学生にとって、先行きの見えない曖昧で不確実性の高い現状において意味を持つと考えられる。

一方、ストレス低群では、「自身」「慣れる」という語が示された。これは、男子大学生の方がやや多い結果であったが、現状の受け止め方の違いを示している可能性がある。低群の学生は同じ状況に直面していても、受け止め方や焦点づけ方が異なると推察される。この姿勢は、コロナ禍で制限があり、先行きの状況が見えない中で感じるストレスの程度に影響を及ぼしている可能性があるのではないだろうか。

本研究の結果から大学生の思いとしては、コロナ禍での自粛制限やオンライン授業、友達に会えない、旅行に行けないなど、共通して現れるものがあるが、ストレスを高く感じている人には「予定」「ストレス」という語が、ストレスを低く感じている人は「自身」「慣れる」がそれぞれ特徴的である点は興味深い結果である。自身が慣れるということからは、ワクチン接種や感染対策など、自分自身が可能なことに取り組む一方で、先行きの見えなさという不確実性に耐える姿勢が垣間見られるように思われる。

大学生活を営む上で、感染予防策を徹底させながら感染状況の推移に合わせて不確実性に耐えるためには、情報共有の在り方、情報の受け止め方、対処の仕方など、話し合える対人交流の場があるとストレスの高い女子大学生への支援につながる

かもしれない。同時にストレスの低い男子大学生には、現状を受け止める姿勢が見受けられるが、経済的不安に対する対処法の共有が支援につながるかもしれない。

4. おわりに

コロナ禍に入ってから1年数カ月程度の大学生のストレス状況と思いについて調査した。結果は、男子学生よりも女子学生のストレスが高く、とりわけ身体不調感、疲労感として出現していることが明らかになった。また、大学生の思いとしては、コロナ禍での自粛制限やオンライン授業、友達に会えないなど共通して出現するものもあるが、ストレス高群には女性が多く、将来を想像させる「予定」と「ストレス」への思いがあること、ストレス低群には男性が多く、「自身」が「慣れる」への思いがあることが特徴的に認められた。

コロナ禍で強いられる生活状況をどのように受け止めるかの違いが、ストレスの程度を分けた可能性が考えられる。加えて、コロナ禍におけるストレスの複雑性を考え合わせると、今後も感染状況の推移に注目しながら、大学生の思いがどのように揺れ動くかに目を配らなければならない。先行きの見えない不確実性に対して、どのように耐えられるかを支援することは、学生支援の一つの方向性となる可能性がある。知見を集めて、必要な支援策を検討することが課題である。なお、本研究の問題点として、着目した特徴語にさらなる分析を進めるには該当データ数に不足があった。今後はデータを集積し、新たなコーディングルールで詳しい分析を行いたい。

謝辞：本調査のご協力くださった日本大学国際関係学部および短期大学部学生の皆様に心より御礼申し上げます。

注釈

* 1 Jaccard係数とは、語と語が同じ文書の中で用いられた数をどちらかの数で割って基準化したもので、語と語のつながりの強さを測るものである。KH Coderでは、標準的に使用されている。

文献

- 橋本剛 (2021) : コロナ禍初期における大学生の心理社会的ストレスに関する探索的検討 : 社会規範としての援助要請スタイルの効果も含めて 人文論集 71(2) pp15-34.
- 樋口耕一 (2021) : 社会調査のための計量テキスト分析【第2版】内容分析の継承と発展を目指して ナカニシヤ出版
- 藤井義久 (2021) : 新型コロナウイルス感染症が大学生に及ぼす心理的影響 : COVID-19感染拡大不安尺度開発に向けた予備的検討 岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要 1、pp195-204.
- 梶谷康介・土本利架子・佐藤武 (2021) : 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミックが大学生のメンタルヘルスに及ぼす影響 : 文献および臨床経験からの考察 健康科学 43、pp1-13.
- 松浦紗織・藤岡大貴・脇龍平 (2012) : 成人を対象とした心理的ストレス反応尺度の作成 - 信頼性と妥当性の検討 - 大阪経大論集 63(3) pp193-200.
- 松山藍利・翠川晴彦・高橋あすみ・田口高也・小川貴史・白鳥裕貴…太刀川弘和 (2020) : 新型コロナウイルス感染症に関わるメンタルヘルスに関するアンケート調査 最終結果の公表. 筑波大学医学研究系臨床医学域 災害・地域精神医学 <https://plaza.umin.ac.jp/~dp2012/covid19survey.html> (2021.10.18accessed)
- 文部科学省 (2021) : 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査 https://www.mext.go.jp/content/20210525-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2021.10.18accessed)
- 元吉忠寛 (2021) : 新型コロナウイルス感染症による人々への心理的影響 社会安全学研究 11、pp97-108
- 全国大学生生活協同組合連合会 (2021a) : 第56回学生生活実態調査の概要報告 <https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>. (2021.10.18 accessed)
- 全国大学生生活協同組合連合会 (2021b) : 届けよう！ コロナ禍の大学生活アンケート集計結果報告 https://www.univcoop.or.jp/news_2/news_detail_1972.html (2021.10.18 accessed)
- 牛澤賢二 (2018) : やってみようテキストマイニング 自由回答アンケートの分析に挑戦！ 朝倉書店
- 渡邊慶一郎 (2020) : コロナ蔓延期の学生のメンタルヘルス (特集COVID-19に伴うメンタルヘルスの諸問題) 臨床精神医学 49(9) pp1531-1536.

論文

大学生競技者のドーピングに関する知識と課題

加藤 秀治^{※1}・上原 優香^{※2}・松尾絵梨子^{※3}・加藤 幸真^{※4}
 加藤 研三^{※5}・北田 典子^{※6}・布袋屋 浩^{※6}・清水 千弘^{※6}

Knowledge and Issues concerning Doping in University Athletes

Shuji KATO^{※1}, Yuka UEHARA^{※2}, Eriko MATSUO^{※3}, Yukimasa KATO^{※4}, Kenzo KATO^{※5},
 Noriko KITADA^{※6}, Kou HOTEYA^{※6} and Chihiro SHIMIZU^{※6}

ABSTRACT

The objective of this study is to grasp the actual situation of antidoping knowledge among university athletes, and to clarify whether there are any disparities among events (individual events, team events, martial arts).

In the study, an online questionnaire survey targeting university student athletes in university sport clubs was implemented, with 681 persons giving responses. The answers were totalized by simple tabulation and cross tabulation.

It was found that university athletes have a low degree of expert knowledge. By event, athletes in individual events displayed the highest degree of both basic knowledge and expert knowledge acquisition, whereas athletes in team events had a 10% to 20% lower rate of knowledge acquisition compared to those in other events. Athletes in martial arts displayed a high degree of knowledge similar to that of individual events. This indicates that antidoping activities uniquely conducted by martial arts federations are having an effect.

-
- ※1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 Assistant Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University
 ※2 日本大学スポーツ科学部競技スポーツ学科 助教 Assistant Professor, Department of Competitive Sports, College of Sports Sciences, Nihon University
 ※3 日本大学スポーツ科学部競技スポーツ学科 准教授 Associate Professor, Department of Competitive Sports, College of Sports Sciences, Nihon University
 ※4 日本大学スポーツ科学部競技スポーツ学科 専任講師 Lecturer, Department of Competitive Sports, College of Sports Sciences, Nihon University
 ※5 一関工業高等専門学校未来創造工学科 助教 Assistant Professor, Department of Engineering for Future Innovation, National Institute of Technology, Ichinoseki College
 ※6 日本大学スポーツ科学部競技スポーツ学科 教授 Professor, Department of Competitive Sports, College of Sports Sciences, Nihon University

1. はじめに

近年、日本のトップアスリートの競技力に顕著な向上が見られる。それは、過去最高の結果を得た東京オリンピックにおけるメダル獲得数からみて明らかである。このような競技力の向上に合わせて、スポーツの公平性を欠くような行為もしくは社会問題として報道されている。その代表として挙げられるのが「ドーピング」である。

ドーピングとは、「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」¹⁾のことであり、スポーツにおけるフェアプレイの精神を脅かす問題である。

ドーピングの歴史は古く、初めてのドーピング違反が行われたのは、1865年にアムステルダム運河で行われた水泳競技であり、今日まで約150年に渡り根絶に至っていない²⁾。1999年には、ドーピングの根絶と公正なドーピング防止活動の世界的な促進を目的として、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が国際オリンピック委員会(IOC)から独立して設立された²⁾。アンチ・ドーピングとは、「ドーピング行為に反対(antiアンチ)し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のこと」²⁾であり、スポーツの公平性を保つ重要な活動である。アンチ・ドーピングに関するルール違反は、「アンチ・ドーピング規則違反」³⁾と呼ばれ、この違反はアスリート本人だけが対象となるのではなく、違反の種類によっては指導者、コーチ、チームドクターなどのサポートスタッフも対象となる。

2003年には、WADAから「世界アンチ・ドーピング規程」がドーピング違反を取り締まるための規程として採択された⁴⁾。この中には、「1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること」、「2. 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること」、「3. ドーピング検査を拒否または避けること」等の11種類の違反が定義されている(注1)。このような規程を用いて、今日では世界規模でアンチ・ドーピング活動が行われている。例えば、国際陸上競技連盟(WA)や国際水泳連盟(FINA)などの国際競技連盟もWADAと協力しながらアンチ・ドーピング活動を推進している。また、日本では

2001年に日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が設立され、ドーピング検査の実施に加えて、アンチ・ドーピング教育などの啓発活動を担っている。

しかしながら、日本では、2018年に自転車競技選手から複数の禁止薬物が検出され、4年間の資格停止処分を受けた重い処分の事例⁵⁾や、2014年のパワーリフティングの選手が市販の風邪薬を競技会1週間前から摂取したことによって3か月の資格停止処分を受けた事例⁶⁾があり、程度の差はあるものの未だドーピング違反は根絶されていない現状がある。

国内におけるドーピング検査は、国民体育大会や日本選手権といったシニアの競技会が対象となっており、国際大会や国内大会で活躍するトップアスリートほどドーピング検査経験者が多い。そのため、競技レベルの高いアスリートほどアンチ・ドーピングの意識を持って行動していることが考えられる。さらに、浅川(2011)によると日本のドーピング違反事例の特徴は競技力向上を意図していない、いわゆる「うっかりドーピング」が多いことが報告されている⁷⁾。このような「うっかりドーピング」による違反事例が日本で起きてしまう背景には、アスリートのドーピングに対する予防意識の低さや禁止薬物に関する知識不足が原因であると考えられる。

日本のトップアスリートと比較し、大学生以下のアスリートにおいてはドーピング検査経験者が少ないことから、アンチ・ドーピングへの知識が少なく、その行動への意識も低いことが考えられる。彼らは、将来的に国際大会や国内大会での活躍が期待される、あるいはアスリートをサポートする仕事に就く可能性があることから、早期の段階でアンチ・ドーピングの知識を習得し、その意識を高めておくことは重要である。これに関連した先行研究として、高柳ら(2020)の体育学部の女子大学生321名を対象にしたドーピングに対する知識と意識調査が挙げられる。この研究の質問「薬を購入する際にアンチ・ドーピングを意識しようと思いますか」に対し、30.1%の学生しか「意識しようと思う」に回答しなかった。また、知識についても禁止物質、規則違反行為、治療使用特例申請(TUE申請)について詳しい学生が少なかっ

た⁸⁾。このことから、大学生アスリートのアンチ・ドーピングの知識および意識は不十分であることがわかる。一方で、ドーピング違反の報道は、2014年度～2019年度に報告された34例のうち28例が個人種目における違反報告であり、ドーピング違反は個人種目に多いことが明らかである。また、この34例において武道では1例しか報告されなかった⁹⁾。このことは、近年の団体全体としてのアンチ・ドーピングの教育効果が高い、武道競技者はアンチ・ドーピングに対する意識が高い、またはその両方の効果によって高い成果が挙げられていると考えられる。このようなことから、アンチ・ドーピングへの意識は、各競技団体のアンチ・ドーピングに対する取り組み、各スポーツの文化や競技特性によっても差異が現れると考えられる。

以上の整理を踏まえて、本研究では、アンチ・ドーピングに対する意識の違いが、教育によって生み出されているという仮説を設定し、大規模調査を通じて明らかにすることを目的とする。具体的には、大学生競技者のアンチ・ドーピングの知識水準の相違が、競技種目別（個人、団体、武道）の教育水準によってもたらされているという仮説を調べることを通じて、仮説を検証していく。

2. 研究方法

2.1. 調査対象および方法

本研究では、運動部に所属している大学生の男女を対象とした。対象者の年齢は、19歳から23歳で、学年は1年次から5年次であった。具体的な特性は、スポーツ団体に所属する首都圏近県の大学生であり、調査依頼に対して同意を得られた者に回答してもらった。回答に際しては、倫理的配慮に基づき匿名のweb調査方式によって実施した。実施期間は、2021年1月22日から2021年3月1日である。質問票の詳細は、注2を参照していただきたい。データの分析は、競技種目別に個人種目、団体種目、武道の3つのカテゴリーを作成して行った。

個人種目の内訳は、ウェイトリフティング、ゴルフ、スピードスケート、ソフトテニス、ダンス、テコンドー、テニス、トランポリン、バドミントン、フィギュアスケート、フィジーク、フェンシ

ング、ボート、ボクシング、ヨット、レスリング、自転車、射撃、水泳、体操、卓球、馬術、陸上競技であった。団体種目はアメリカンフットボール、サッカー、チアダンス、チアリーディング、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、フットサル、ラグビー、ラクロス、硬式野球、準硬式野球、水球、軟式野球であった。武道は、弓道、空手、剣道、柔道、相撲であった。

2.2. 対象者

各カテゴリーの内訳は、個人種目が208名、団体種目が143名、武道が330名であった。全体の傾向を把握するために、単純集計とクロス集計（競技種目別）を行った。なお、無回答データについては当該質問のみを欠損値として解析した。

本研究の趣旨や目的に同意され、回答が得られたのは選手681名であった。回答者の男女比は男性が409名（60.2%）、女性が256名（37.7%）、未回答が14名（2.1%）であった。競技歴は5年未満が79名（11.6%）、5～9年が175名（25.7%）10～15年が319名（46.8%）、15～19年が108名（15.9%）であった。

2.3. 分析方法

分析においては、教育差が知識差を生み出しているという仮説を検証するために、個人種目、団体種目、武道といった競技種目による教育差と知識差の傾向を調べる。具体的には、教育差をアンチ・ドーピング教育への①受講経験の有無として把握する。その上で、知識差を②基礎知識のレベル差、③専門知識のレベル差、④相談相手の有無の3つの視点から確認する。特に、本研究では教育差が知識差を生み出しているという仮説を持つため、①の中でも、学外講習の受講有無については、全体での比率を母集団と仮定して、競技種目ごとに差異があるかどうかを、カイ2乗検定によって検討した。その理由として、競技種目ごとの知識定着率が、本設問に起因する可能性があると考えたためである。それ以外の設問については、クロス集計に基づいた傾向分析のみを行っている。

ドーピングを含む薬物の違法摂取を防止していくためには、強い罰則を設ける、教育によって正

表-1 受講経験についての質問への回答割合

設問内容	回答	個人	団体	武道	全体
学校の授業で、ドーピングについて学んだことはありますか？	はい	154 (74.0%)	105 (73.4%)	233 (70.6%)	492 (72.2%)
	いいえ	54 (26.0%)	38 (26.6%)	97 (29.4%)	189 (27.8%)
学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？	はい	102 (49.0%)	29 (20.3%)	112 (33.9%)	243 (35.7%)
	いいえ	106 (51.0%)	114 (79.7%)	218 (66.1%)	438 (64.3%)
これまでにドーピングに関する講習会を何回受講していますか？	1回	24 (23.5%)	17 (58.6%)	27 (24.1%)	68 (28.0%)
	2～4回	62 (60.8%)	12 (41.4%)	71 (63.4%)	145 (59.7%)
	5～9回	15 (14.7%)	0 (0%)	10 (8.9%)	25 (10.3%)
	10回以上	1 (1.0%)	0 (0%)	4 (3.6%)	5 (2.1%)
今までに学んだドーピングに関する講習内容を覚えていますか？	よく覚えている	11 (10.8%)	3 (10.3%)	9 (8.0%)	23 (9.5%)
	覚えている	72 (70.6%)	13 (44.8%)	65 (58.0%)	150 (61.7%)
	ほとんど覚えていない	17 (16.7%)	11 (37.9%)	34 (30.4%)	62 (25.5%)
	全く覚えていない	2 (2.0%)	2 (6.9%)	4 (3.6%)	8 (3.3%)
今後、機会があれば講習会に参加してみたいですか？	はい	70 (66.0%)	58 (50.9%)	120 (55.0%)	248 (56.6%)
	いいえ	36 (34.0%)	56 (49.1%)	98 (45.0%)	190 (43.4%)

() 内は回答割合

「学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？」の質問についてのみ、全体の比率を母集団と仮定して、種目ごとにカイ2乗検定を行った。

その結果、個人と団体については有意な差異 ($p<0.001$) が検出されたものの、武道については検出されなかった ($p>0.5$)。

しい知識と啓蒙を図るといった二つの方法が存在する(八田、2008)。浅川(2011)が指摘するように、多くのドーピング違反のケースが「うっかりドーピング」であれば⁷⁾、教育制度の充実によって防止できることになる。また、教育には、違法であることを認識しつつもドーピングをしてしまうケースに対しても、ドーピングがもたらす健康への影響や、競技者としてのモラルの重要性を理解させることで、ドーピングを抑止する効果が期待される。さらには、本人が正確な知識を持ち合わせていなくても、それを確認するための制度の存在を知っているか、相談相手がいるかどうかによって、「うっかりドーピング」に陥るリスクが大きく低減されるものと想定した。

以下、これらの視点に基づき、集計結果を第3章で示し、第4章では考察を行う。そして、第5章では結論としてまとめる。

3. 結果

3.1. 受講経験に関する集計

受講経験に関する質問1～5の質問の結果を表1に示した。

まず、質問1「学校の授業で、ドーピングについて学んだことはありますか？」の回答結果は、どの競技種目別においても7割程度が学校の授業でドーピングについて学んでいるという結果であっ

た。学校教育においてアンチ・ドーピング教育がある程度行われており、そこに競技種目別による差はみられなかった。

質問2「学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は個人では49.0%、団体では20.3%、武道では33.9%といずれの種目も「はい」と回答した学生の割合が5割に満たなかった。また、2,3の分析方法でも述べたように、本質問についてのみ、全体における「はい」「いいえ」の比率を母集団の比率と仮定し、競技種目ごとに全体比率と差異があるのか、カイ2乗検定によって検討した。この結果、個人種目と団体種目では、全体比率との有意な差 ($p<0.001$) が検出された。

質問3「これまでにドーピングに関する講習会を何回受講していますか？」の回答結果は、「1回」は個人では23.5%、団体では58.6%、武道では24.1%と団体種目が他の種目に比べて受講回数の少ない学生の割合が高いという結果であった。「2～4回」は個人では60.8%、団体では41.4%、武道では63.4%であり、また「5～9回」は個人では14.7%、団体では0%、武道では8.9%と個人種目と武道では繰り返し講習会を受講している学生の割合が団体種目よりも高かった。

質問4「今までに学んだドーピングに関する講

表－２ ドーピングに関する基礎知識についての質問への回答割合

設問内容	回答	個人	団体	武道	全体
強化指定の有無	現在指定されている	27 (13.0%)	21 (14.7%)	13 (3.9%)	61 (9.0%)
	過去に指定されたことがある(現在は違う)	53 (25.5%)	18 (12.6%)	42 (12.7%)	113 (16.6%)
	指定されたことがない	128 (61.5%)	104 (72.7%)	275 (83.3%)	507 (74.4%)
ドーピング検査には尿検査と血液検査があることを知っていますか？	はい	177 (85.1%)	101 (70.6%)	260 (78.8%)	538 (79.0%)
	いいえ	31 (14.9%)	42 (29.4%)	70 (21.2%)	143 (21.0%)
市販薬にも禁止薬物が含まれているものがあることを知っていますか？	はい	200 (96.2%)	111 (77.6%)	283 (85.8%)	594 (87.2%)
	いいえ	8 (3.8%)	32 (22.4%)	47 (14.2%)	87 (12.8%)
WADA(世界ドーピング防止機構)やJADA(日本アンチ・ドーピング機構)について知っていますか？	はい	153 (73.9%)	73 (51.0%)	201 (60.9%)	427 (62.8%)
	いいえ	54 (26.1%)	70 (49.0%)	129 (39.1%)	253 (37.2%)
ドーピング禁止物質、禁止事項について知っていますか？	はい	113 (54.3%)	58 (40.6%)	137 (41.5%)	308 (45.2%)
	いいえ	95 (45.7%)	85 (59.4%)	193 (58.5%)	373 (54.8%)
ドーピングには副作用があることを知っていますか？	はい	158 (76.0%)	88 (61.5%)	216 (65.5%)	462 (67.8%)
	いいえ	50 (24.0%)	55 (38.5%)	114 (34.5%)	219 (32.2%)
ドーピング検査対象になった場合は居場所を登録し、知らせる義務があることを知っていますか？	はい	141 (67.8%)	59 (41.3%)	173 (52.4%)	373 (54.8%)
	いいえ	67 (32.2%)	84 (58.7%)	157 (47.6%)	308 (45.2%)
事前通告なしのドーピング検査があることを知っていますか？	はい	173 (83.2%)	79 (55.2%)	228 (69.1%)	480 (70.5%)
	いいえ	35 (16.8%)	64 (44.8%)	102 (30.9%)	201 (29.5%)
サプリメントのなかにドーピング禁止薬が含まれているものがあることを知っていますか？	はい	188 (90.4%)	99 (69.2%)	246 (74.5%)	533 (78.3%)
	いいえ	20 (9.6%)	44 (30.8%)	84 (25.5%)	148 (21.7%)

() 内は回答割合

習内容を覚えていますか？」の回答結果は、「よく覚えている」は個人では10.8%、団体では10.3%、武道では8.0%であった。「覚えている」は個人では70.6%、団体では44.8%、武道では58.0%であった。「ほとんど覚えていない」は個人では16.7%、団体では37.9%、武道では30.4%であった。「全く覚えていない」は個人では2.0%、団体では6.9%、武道では3.6%と団体種目が他の種目に比べて「ほとんど覚えていない」と「全く覚えていない」と回答した学生の割合が高いという結果であった。

質問5「今後、機会があれば講習会に参加してみたいですか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では66.0%、団体では50.9%、武道では55.0%と個人種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が高いという結果であった。

3.2. 基礎知識に関する集計

ドーピングに関する基礎知識についての質問6～14の結果を表2に示した。

まず、質問6「強化指定の有無」の回答結果は、「現在指定されている」は、個人では13.0%、団体では14.7%、武道では3.9%、「過去に指定されたことがある(現在は違う)」は、個人では25.5%、団体では12.6%、武道では12.7%であった。「指定さ

れたことがない」は、個人では61.5%、団体では72.7%、武道では83.3%と武道が他の種目に比べて強化指定されている学生の割合が低いという結果であった。

質問7「ドーピング検査には尿検査と血液検査があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では85.1%、団体では70.6%、武道では78.8%といずれの種目においても7割を超える結果であった。

質問8「市販薬にも禁止薬物が含まれているものがあることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では96.2%、団体では77.6%、武道では85.8%といずれの種目においても7割を超える結果であった。

質問9「WADA(世界ドーピング防止機構)やJADA(日本アンチ・ドーピング機構)について知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では73.9%、団体では51.0%、武道では60.9%と個人種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が高いという結果であった。

質問10「ドーピング禁止物質、禁止事項について知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では54.3%、団体では40.6%、武

表－3 ドーピングに関する専門知識についての質問への回答割合

設問内容	回答	個人	団体	武道	全体
RTP/TP（検査対象者登録リスト）を知っていますか？	はい	56 (26.9%)	25 (17.5%)	80 (24.2%)	161 (23.6%)
	いいえ	152 (73.1%)	118 (82.5%)	250 (75.8%)	520 (76.4%)
過去に自分の種目においてドーピング違反はありましたか？	はい	41 (19.7%)	14 (9.8%)	32 (9.7%)	87 (12.8%)
	いいえ	113 (54.3%)	79 (55.2%)	169 (51.2%)	361 (53.0%)
	わからない	54 (26.0%)	50 (35.0%)	129 (39.1%)	233 (34.2%)
人に勧められた薬・サプリメントを摂取し、意図的でない場合でも検査で陽性と判断された際はドーピング違反となることを知っていますか？	はい	176 (84.6%)	99 (69.2%)	244 (73.9%)	519 (76.2%)
	いいえ	32 (15.4%)	44 (30.8%)	86 (26.1%)	162 (23.8%)
治療のために禁止薬物を使用する必要があるケースのためにTUE申請という制度があることを知っていますか？	はい	84 (40.4%)	33 (23.1%)	110 (33.3%)	227 (33.3%)
	いいえ	124 (59.6%)	110 (76.9%)	220 (66.7%)	454 (66.7%)

() 内は回答割合

表－4 ドーピングに関する相談相手についての質問への回答割合

設問内容	回答	個人	団体	武道	全体
薬に関する相談窓口としてアンチ・ドーピングホットラインがあることを知っていますか？	はい	82 (39.4%)	33 (23.1%)	108 (32.7%)	223 (32.7%)
	いいえ	126 (60.6%)	110 (76.9%)	222 (67.3%)	458 (67.3%)
スポーツファーマシストという資格があることを知っていますか？	はい	61 (29.3%)	22 (15.4%)	49 (14.8%)	132 (19.4%)
	いいえ	147 (70.7%)	121 (84.6%)	281 (85.2%)	549 (80.6%)
あなたがドーピングに関することを気軽に相談できる人は誰ですか？（複数回答可）	医師	26 (18.2%)	4 (6.5%)	24 (11.2%)	54 (12.9%)
	薬剤師	14 (9.8%)	2 (3.2%)	11 (5.1%)	27 (6.4%)
	スポーツファーマシスト	7 (4.9%)	2 (3.2%)	5 (2.3%)	14 (3.3%)
	家族	55 (38.5%)	30 (48.4%)	116 (54.2%)	201 (48.0%)
	指導者	98 (68.5%)	30 (48.4%)	121 (56.5%)	249 (59.4%)
	友人	78 (54.5%)	27 (43.5%)	150 (70.1%)	255 (60.9%)
	その他（具体的に）	0 (0%)	1 (1.6%)	0 (0%)	1 (0.2%)

() 内は回答割合

道では41.5%と個人種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が高いという結果であった。団体種目と武道では5割に満たなかった。

質問11「ドーピングには副作用があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では76.0%、団体では61.5%、武道では65.5%と個人種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が高いという結果であった。

質問12「ドーピング検査対象になった場合は居場所を登録し、知らせる義務があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では67.8%、団体では41.3%、武道では52.4%と個人種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が高いという結果であった。

質問13「事前通告なしのドーピング検査があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では83.2%、団体では55.2%、武道では69.1%と団体種目が他の種目に比べて「はい」と回答した学生の割合が低いという結果であった。

質問14「サプリメントのなかにドーピング禁止薬が含まれているものがあることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では90.4%、団体では69.2%、武道では74.5%といずれの種目も高い水準であった。特に個人種目では9割を超え、他の種目に比べて高い割合を示した。

3.3. 専門知識に関する集計

ドーピングに関する専門知識についての質問15～18の結果を表3に示した。

まず、質問15「RTP/TP（検査対象者登録リスト）を知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では26.9%、団体では17.5%、武道では24.2%といずれの種目においても「はい」と回答した学生の割合が3割に満たなかった。

質問16「過去に自分の種目においてドーピング違反はありましたか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では19.7%、団体では9.8%、武道では9.7%といずれの種目においても「はい」

と回答した学生の割合が2割に満たなかった。

質問17「人に勧められた薬・サプリメントを摂取し、意図的でない場合でも検査で陽性と判断された際はドーピング違反となることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では84.6%、団体では69.2%、武道では73.9%といずれの種目も高い水準であった。

質問18「治療のために禁止薬物を使用する必要があるケースのためにTUE申請という制度があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では40.4%、団体では23.1%、武道では33.3%といずれの種目においても「はい」と回答した学生の割合が5割に満たなかった。

3.4. 相談相手に関する集計

ドーピングに関する相談相手についての質問19～21の結果を表4に示した。

質問19「薬に関する相談窓口としてアンチ・ドーピングホットラインがあることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では39.4%、団体では23.1%、武道では32.7%といずれの種目においても「はい」と回答した学生の割合が4割に満たなかった。

質問20「スポーツファーマシストという資格があることを知っていますか？」の回答結果は、「はい」と回答した者は、個人では29.3%、団体では15.4%、武道では14.8%といずれの種目においても「はい」と回答した学生の割合が3割に満たなかった。

質問21「あなたがドーピングに関することを気軽に相談できる人は誰ですか？（複数回答可）」の回答結果は、全体では「医師」が12.9%、「薬剤師」が6.4%、「スポーツファーマシスト」が3.3%、「家族」が48.0%、「指導者」が59.4%、「友人」が60.9%、「その他」が0.2%とスポーツファーマシストなどの専門家よりも家族や指導者や友人といった身近な人に相談している学生の割合が高いという結果であった。

以上、21の設問に対する調査結果を整理した。このような調査結果がどのようなことを示唆しているのかを考察する。

4. 考察

4.1. 受講経験に関する考察

まず、ドーピングの講習会の受講経験について調査したところ、未受講者は個人種目では約5割、団体種目では約8割、武道では約6割という結果であった。この結果から、大学生競技者の多くは講習会を受けていないことが明らかとなった。未受講者が多い原因は、JADAが実施している講習会が、検査対象者登録リストに登録されているトップアスリートを主な対象としており、対象者が限定的であることが挙げられる¹⁰⁾。また、大学生競技者を対象とした講習会は実施されていないため、未受講者が多くなっていると言える。そのため、大学生競技者を対象としたアンチ・ドーピング講習会の実施が求められる。昨年度、JADAは各競技団体へ20回のオンライン講習会を実施しているが¹⁰⁾、日本オリンピック委員会の正加盟団体が55団体にのぼる¹¹⁾ことから、講習会の実施回数そのものが不十分であることがわかる。

次に、質問4「今までに学んだドーピングに関する講習内容を覚えていますか？」の結果によると、講習会を受講した者の中で、「よく覚えている」と回答したのは1割未満であり、約6割の学生が「覚えている」と答えているものの、どの知識レベルまで覚えているのかという点には疑問が残る。より深刻なのは、受講内容を「ほとんど覚えていない」、または「全く覚えていない」とする約3割の学生である。彼らには全く知識を持たない状態で大会に臨み、普段の予防意識の低さから「うっかりドーピング」によって自身の選手生命を絶つ危険性がある。また、同質問の回答結果では、団体種目の学生における知識定着率の低さが、個人種目や武道に比べて目立つ結果となった。具体的には「ほとんど覚えていない」と「全く覚えていない」を合わせた割合が個人種目の学生では約2割、武道の学生では約3割だが、団体種目の学生では約4割となった。

団体種目の大学生競技者の知識定着率の低さについては、質問2「学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？」、質問3「これまでにドーピングに関する講習会を何回受講していますか？」の結果か

らも示唆されている。質問2については、カイ2乗検定によって、団体種目では全体比率よりも有意に受講経験が少ないことが分かった。また、質問3においては受講回数を「1回」と回答した学生は約6割で、「2～4回」では約4割、「5～9回」ではいなかったことから、団体種目の学生は繰り返し講習会を受講する学生の割合も低いことが示されている。知識の定着には繰り返し学習することが有用であるため、団体種目を対象とした講習会を多く実施し、繰り返し受講させることが団体種目の大学生競技者の知識定着率の低さの改善につながると考えられる。

ただし、何度も受講を促し、知識の定着を図ることは重要だが、すでに知識が定着したアスリートにとっては複数回に渡って基礎的な講習会を受講することに意味はないため、より高度な内容の講習会も実施して、講習会のレベルも複数用意することが望まれる。例えば、基礎的な知識を学ぶレベル1、TUE申請などの専門知識を学ぶレベル2、実際に処方薬と禁止薬物リストを照合するなどの活動を行うレベル3の3段階に分け、日本代表選手はレベル3の受講を義務付ける等の対策も有効であると考えられる。

4.2. 基礎知識に関する考察

ドーピングの基礎知識について調査した8つの質問については、いずれにおいても個人種目の学生が知識を持っている学生の割合が高いことが明らかとなった。団体種目や武道に比べて、個人種目では、過去のドーピング違反事例の件数が多い。そのため個人種目の大学生競技者はドーピングへの予防意識を高く持っていることが推察され、それによって当事者意識や学習意欲が高まり、個人種目の大学生競技者の知識が高い要因となったと考えられる。

団体種目では、個人種目や武道と比較して知識を持っている学生の割合が1割～2割程度低いという結果が明らかとなった。この結果は、どの種目においても約7割がドーピングについて学校で学んでいるにも関わらず、団体種目でのみ知識を持っている学生の割合が低いということは、団体種目の講習会の数や質に差があることが考えられ

る。また、団体種目においては質問8「市販薬にも禁止薬物が含まれているものがあることを知っていますか？」という質問に対し、約2割の学生が知らないと回答した。この内容はドーピングの知識の中でも特に基礎的な内容であるため、この約2割の学生はドーピングについて全く知識を有していないことが推察される。この約2割の知らないと回答した学生の割合を減らすために、各競技連盟とJADAが主導し各チームのドーピング予防意識を高める取り組みが必要である。

武道では、質問6「強化指定の有無」の結果によると、強化指定の割合は個人種目の学生や団体種目の学生に比べて低い割合であった。しかし、基礎知識を持っている学生の割合では、武道の学生は基礎知識について調査したどの質問においても、団体種目の学生を上回った。このことから武道では、競技レベルの高低に関わらず、大学生競技者に各競技連盟の主催するアンチ・ドーピング活動の効果が現れていることが示唆される。この具体例として、全日本柔道連盟ではホームページ内で、閲覧率の高い大会情報のページにアンチ・ドーピング講習会の動画を掲載している。そのうえで、大会の参加者・関係者にはこの動画を必ず視聴するように呼びかけている¹²⁾。このような方法を用いることで、大会の参加者・関係者全員に学習を促すことができ、ドーピングへの予防意識が低い競技者にも基礎知識を学ばせることができると考えられる。この取り組みは、ホームページ内のデザイン修正と講習会動画の作成で実施可能なため、他の競技連盟のアンチ・ドーピング活動においてもすぐに導入すべき工夫であるといえる。

4.3. 専門知識に関する考察

ドーピングの専門知識について調査したところ、専門知識においても個人種目の学生が他の種目の学生に比べて知識を持っている学生の割合が高いことが明らかとなった。過去の事例では、2004年アテネ五輪の陸上男子ハンマー投げで優勝した選手がドーピング違反となり、室伏広治選手が繰り上げで金メダルとなった事例¹³⁾のように、個人種目で違反事例が多く報じられていることも、個人種目の大学生競技者の予防意識を高める要因となっ

ていることが推察される。

質問16「過去に自分の種目においてドーピング違反はありましたか？」では「はい」と回答した者は、個人種目では約2割、団体種目と武道では約1割であり、大学生競技者のほとんどは過去の事例を知らず、ドーピング違反報道への関心が低いことが示唆される。東京都薬剤師会による2014から2019年の調査では、14種目で違反事例が起きていることが報告されている⁹⁾。この14種目をみると、今回の調査の競技種目別である個人種目、団体種目、武道のいずれも該当している。このような現状にも関わらず、全体の1割程度の大学生競技者しか事例を把握できていないのは問題である。さらに個人種目の違反事例の件数は、5年間で28件もの報告がある中で、大学生競技者の約2割しか違反を認知していなかった。したがって、他の種目に比べ個人種目の大学生競技者は自分の種目に関する違反事例への関心が低いことが推察される。また、武道に関しては、違反事例が5年間で1件であったことから、違反事例が大学生競技者に伝わっておらず、認知度が低かったと推察される。そのためアンチ・ドーピング活動においては種目に限らず、誰でも違反者になり得る危険性があること、既に多くの種目で違反事例が起きていることを今まで以上に情報発信していく必要がある。

また、本調査では質問13「事前通告なしのドーピング検査があることを知っていますか？」で問われているような基礎知識はあるものの、質問15や18で問われているRTP/TPやTUE申請といった専門知識になると知っている割合が下がることが明らかとなった。この問題の解決策としては、理解度に応じたレベル別講習会の開催が挙げられる。具体的には、全ての受講者に同じ内容を繰り返す行うのではなく、事前アンケートなどでクラス分けを行った上で、初心者向け講習会、受講経験者向け講習会など、受講回数に応じて講習内容をより専門化・高度化していく必要があると考える。

また、基礎知識に関する調査の結果についてもいえることであるが、知識の定着率として個人が最も高く、団体が最も低いという傾向が共通してみられる。この結果は受講経験に関する設問のう

ち、学外受講の傾向と一致する。このことから、前述したように繰り返しの受講を促すとともに、積極的な学外講習の受講についても促す必要があると考えられる。

4.4. 相談相手に関する考察

ドーピングに関する相談相手について調査したところ、アンチ・ドーピングホットラインやスポーツファーマシスト等の専門家に相談する方法の認知度が低いことが明らかとなった。

アンチ・ドーピングホットラインは、薬について各県の薬剤師会から返答をもらえる相談窓口である。まずアンチ・ドーピングホットラインについては質問2「学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？」と質問19「薬に関する相談窓口としてアンチ・ドーピングホットラインがあることを知っていますか？」の回答データを比較したところ、質問2と質問19において、どちらも全体の約6割が「いいえ」と回答していた。そのため、講習会を受講していない者の中に、アンチ・ドーピングホットラインを知らない者が多くいると考えられる。この問題の解決策としては、まず全体への認知度を高めるためにアンチ・ドーピングホットラインについて、大学でのパンフレット配布、各競技連盟のホームページにアンチ・ドーピングホットラインの情報を掲載するといった広報活動が必要である。

また、アンチ・ドーピングホットラインが現在用いている連絡手段にも改善の余地がある。日本薬剤師会のホームページによるとメールでの問い合わせを可としているが、各地方薬剤師会においてはFAXでの問い合わせに限っている¹⁴⁾。そのため、電話やメールと異なり、薬を買うか買わないかの相談をする際の即応性が低い。また、大学生競技者においてはFAXでの対応は難しいことが予想されるため、電話、メール、フォーム入力等を受け付けられるシステムの構築が必要である。

次に、質問21「あなたがドーピングに関することを気軽に相談できる人は誰ですか？」の回答結果から大学生競技者においては、指導者や友人や家族といった身近な人にドーピングについて相談

している割合が高いことが明らかとなった。ここで注意しなければならないのは、これらの身近な人はドーピングについて競技者よりも知識を持っていない可能性があることである。このように自分よりも知識を持たない人に安易に相談し、薬物摂取をしてしまうことも「うっかりドーピング」に繋がる要因といえるだろう。山口ら（2016）によると、「競技選手のドーピング防止には指導者のアンチ・ドーピング意識向上の中でも特に知識教育が極めて重要である」¹⁵⁾との報告がなされている。この報告と今回の結果を組み合わせると、大学生競技者は多くの場合で指導者に相談に行くことが明らかになったため、山口らが報告した指導者へドーピングの知識教育を行うことの重要性がさらに高まったといえる。

5. 結論

本研究の目的は、大学生競技者のアンチ・ドーピングの知識の実態を把握し、教育差が知識差やその定着に影響をもたらしているという仮説の下で、競技種目別（個人、団体、武道）による教育差と知識差があるか、明らかにすることであった。そのため本研究では、大学生競技者を対象とし、アンチ・ドーピングに関する知識や講習会への参加経験などについてのアンケート調査を実施した。この調査から、以下のことが明らかになった

1. 知識について、大学生競技者はアンチ・ドーピングに関する基礎知識は備わっていたが、TUE申請などの専門知識が充分には備わっていなかった。

2. 講習会への参加経験について、アンチ・ドーピング講習会への受講経験のある大学生競技者が全体の3割程度であることが明らかになった。

3. 競技種目別に分析したところ、団体種目の大学生競技者は他の競技種目に比べて知識の定着率が低く、講習会への参加経験が少ないことが明らかになった。

以上のことから、本研究では、大学生競技者はアンチ・ドーピングに関する専門知識が定着しておらず、それは講習会の受講経験によってもたらされているという実態が明らかになった。そのため、講習会の参加状況をどのように改善していく

べきかを検討していくことが重要であることが示された。

6. 今後の展望

ドーピングはスポーツの公平性を欠く行為であり、競技者の健康への影響やその競技者としての生命が絶たれるといった個別のリスクが存在するといった問題を超越して、競技スポーツの社会的な意義や存在そのものを否定してしまう問題である。しかし、その重要性は広く認識されながらも、その実態の把握やデータに基づく分析は、極めて限定的であった。そのような中で、幅広い競技レベルに加えて、個人種目、団体種目、武道に跨る大規模調査を実施し、その実態を明らかにしたといった意味で、本研究の貢献は大きいものとする。

一連の分析から、アンチ・ドーピングを一層推進していくためには、教育が果たす役割が大きく、とりわけ指導者教育が重要であることが浮き彫りになった。

指導者の知識向上の具体策としては、日本におけるアンチ・ドーピング活動の管轄機関であるJADAが主催となり、「アンチ・ドーピング検定」を作り、それを資格化することが考えられる。違反薬物の情報は日々更新されていくため、資格には有効期限を設けるべきである。その理由は有効期限が迫ったタイミングで資格更新研修を受講すれば、有効期限が延長されるという仕組みを作ること、資格取得後も一定の知識の質が保障されるからである。

また、資格を取得した後にメリットが無いと受験者が増えないため、JADAが各競技連盟の公認指導者資格や日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格と提携し、各資格試験において試験前に「アンチ・ドーピング検定」の資格を持っていることを申請することで試験の点に加点される、または「アンチ・ドーピング検定」を取得していれば一部の試験を免除される等の優遇措置を講じることで受験者数を増やしていくことができると考える。

本研究の残された課題も少なくない。本研究では、大学生に対する大規模調査に基づき、その実態の把握を網羅的に行うことは、一定程度達成で

きた。しかし、大学生というスナップショットを取り出しただけであり、それぞれの年齢、競技経験などによっても違いが出てくることが予想される。また、実際に国際社会で活躍するアスリートの平均年齢は、大学生よりも高いことが多いことから、そのような対象は分析には含まれていないことになる。

今後においては、年齢、競技レベルに多様性を持たせて、ドーピングに対する知識、意識の相違を明らかにしていくことで、アンチ・ドーピングを一層進めていくことができる制度設計ができるように、きめ細やかな研究を進めていきたいと考えている。

7. 謝辞

本調査を行うにあたりご回答およびご協力いただいた方々に感謝申し上げます。なお本調査は、令和元年～2年度日本大学学長特別研究「日本大学におけるアンチ・ドーピング教育研究拠点確立とポストオリンピックへの展開」により研究が遂行されたものです。この場を借りて深く御礼申し上げます。

注1

1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
2. 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
3. ドーピング検査を拒否または避けること
4. ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする事
5. 居場所情報関連の義務を果たさないこと
6. 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
7. 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする事
8. アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
9. アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること
10. アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと
11. ドーピングに関する通報者を阻止したり、通

報に対して報復すること

注2

質問内容

1. 学校の授業で、ドーピングについて学んだことはありますか？
2. 学校の授業を除き、これまでにドーピングに関する講習会を受講したことがありますか？
3. これまでにドーピングに関する講習会を何回受講していますか？
4. 今までに学んだドーピングに関する講習内容を覚えていますか？
5. 今後、機会があれば講習会に参加してみたいですか？
6. 強化指定の有無
7. ドーピング検査には尿検査と血液検査があることを知っていますか？
8. 市販薬にも禁止薬物が含まれているものがあることを知っていますか？
9. WADA（世界ドーピング防止機構）やJADA（日本アンチ・ドーピング機構）について知っていますか？
10. ドーピング禁止物質、禁止事項について知っていますか？
11. ドーピングには副作用があることを知っていますか？
12. ドーピング検査対象になった場合は居場所を登録し、知らせる義務があることを知っていますか？
13. 事前通告なしのドーピング検査があることを知っていますか？
14. サプリメントのなかにドーピング禁止薬が含まれているものがあることを知っていますか？
15. RTP/TP（検査対象者登録リスト）を知っていますか？
16. 過去に自分の種目においてドーピング違反はありましたか？
17. 人に勧められた薬・サプリメントを摂取し、意図的でない場合でも検査で陽性と判断された際はドーピング違反となることを知っていますか？
18. 治療のために禁止薬物を使用する必要があるケースのためにTUE申請という制度があることを

知っていますか？

19. 薬に関する相談窓口としてアンチ・ドーピングホットラインがあることを知っていますか？

20. スポーツファーマシストという資格があることを知っていますか？

21. あなたがドーピングに関することを気軽に相談できる人は誰ですか？（複数回答可）

引用文献

- 1) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「アンチ・ドーピングとは」(<https://www.playtruejapan.org/about/>) 最終アクセス日2021年11月27日.
- 2) 浅川伸「ドーピングとアンチ・ドーピング 歴史と制度の変遷」『ファルマシア』55巻(8)、737-741頁、2019.
- 3) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「アンチ・ドーピング規則違反の種類」(<https://www.playtruejapan.org/code/violation/>) 最終アクセス日2021年11月27日.
- 4) World Anti-Doping Agency「世界アンチ・ドーピング規程」5版、日本アンチ・ドーピング機構、2頁、2020年.
- 5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「国内のアンチ・ドーピング規則違反決定」(https://www.playtruejapan.org/upload_files/uploads/2018/2018-01_final-v2.pdf) 最終アクセス日2021年11月27日.
- 6) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「日本ドーピング防止規律パネル決定」(https://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary_panel/dopingcontravention140718.pdf) 最終アクセス日2021年11月27日.
- 7) 浅川伸「わが国におけるドーピング違反事例の実情と対策」『YAKUGAKU ZASSHI』131巻(12)、1755-1756頁、2011.
- 8) 高柳佐土美、酒井美奈、佐々木大志、小林江梨子、佐藤信範「大学生のドーピングに対する意識・知識調査」『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要』(55)、101-114頁、2020.

9) 公益社団法人東京都薬剤師会「アンチ・ドーピング規則違反の事例」(https://www.toyaku.or.jp/health/usemedicine/nodoping_athlete.html) 最終アクセス日2021年11月27日.

10) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「令和2年度(2020年度)事業報告」(https://www.playtruejapan.org/upload_files/governance/R02_program_report_R03.3.31.pdf) 最終アクセス日2021年11月27日.

11) 公益財団法人日本オリンピック委員会「JOCについて 加盟団体一覧」(<https://www.joc.or.jp/about/dantai/>) 最終アクセス日2021年11月27日.

12) 公益財団法人全日本柔道連盟「2021年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 開催日程のお知らせ(12.18-19)」(<https://www.judo.or.jp/tournament/7304/>) 最終アクセス日2021年11月27日.

13) 時事通信社「ハンマー投げ室伏、繰り上がりで金」(<https://www.jiji.com/jc/v4?id=2004ogmurofushi0002>) 最終アクセス日2021年11月27日.

14) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン」(<https://www.playtruejapan.org/code/hotline.html>) 最終アクセス日2021年11月27日.

15) 山口巧、堀尾郁夫、後藤正博、宮内芳郎、出石文男「競技スポーツ指導者のドーピング意識と違反防止指導行動の関係性の解明 —指導者に対する効果的なアンチドーピング活動を目指して—」『YAKUGAKU ZASSHI』136巻(8)、1185-1193頁、2016.

参考文献

- 八田達夫「ミクロ経済学-市場の失敗と政府の失敗への対策」東洋経済新報社、2008.
- 加藤幸真、加藤秀治、松尾絵梨子、上原優香「ドーピングと競技」、清水千弘編著、『スポーツデータサイエンス』朝倉書店、近刊、第11章所収.

論文

中部および西部日本の4地域で採集された ミナミハタンポ *Pempheris schwenkii* の形態・形質の比較

上田 龍太郎^{※1}・長谷川 勇司^{※2}・山田 守彦^{※3}・石川 元康^{※4}・室伏 誠^{※5}

Comparison of Meristics in the Black-stripe Sweeper,
Pempheris schwenkii, from Coastal Waters of Central and Western Japan

Ryutaro UEDA,^{※1} Yuji HASEGAWA,^{※2} Morihiko YAMADA,^{※3}
Motoyasu ISHIKAWA^{※4} and Makoto MUROFUSHI^{※5}

ABSTRACT

Meristic characters of the Black-stripe Sweeper, *Pempheris schwenkii*, collected from coastal waters of central and western Japan were examined.

A total of 209 specimens of *P. schwenkii* were collected from four locales: off the coast of Numazu in Shizuoka prefecture (22 specimens), Shima in Mie prefecture (83 specimens), Nagasaki in Nagasaki prefecture (60 specimens) and Kagoshima in Kagoshima prefecture (44 specimens). The meristic counts of the dorsal fin (D), anal fin (A), pectoral fin (P₁), lateral line scales (LLp), gill rakers (GR) and vertebrae (V) were measured by either macroscopy or microscopy.

In all four areas, dorsal fin spines ranged from V to VII, with a mode of VI, dorsal soft rays ranged from 7 to 10 (mode=9). Two specimens from Shima had D spine=VII and one specimen had 7 soft rays, counts previously unreported in the literature.

Anal fin spines ranged from III to IV (mode=III) in all areas, with number of soft rays ranging from 32 to 43 (except for 42) and the mode was 38 in Numazu, 37 in Shima and 36 in Nagasaki, 37 and 38 in Kagoshima.

Pectoral fin soft rays ranged from 17 to 18 in Numazu, with wider ranges in Shima (from 15 to 20) and in Kagoshima (from 14 to 20). Although *P. schwenkii* pectoral fin soft ray counts are uniformly reported as 18 in other references, our findings contradict this. The number of lateral line scales, gill rakers and vertebrae ranged from 39 to 56, from 21 to 31 and from 23 to 26, respectively.

These results indicate that there are wide ranges of variation in meristic counts in *P. schwenkii* from coastal waters of southern Japan.

※1 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 教授 Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※2 (有)大浦水産 顧問 Adviser, Ohura Fisheries CO.

※3 かごしま水族館 学芸員 Curator, Kagoshima City Aquarium

※4 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 准教授 Associate Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※5 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 元教授 Former Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

1. はじめに

ハタンボ科 (Pempheridae) は太平洋, インド洋および大西洋の温暖な沿岸域あるいは汽水域に分布する海水魚類で¹⁻⁵⁾, 主に浅瀬の岩礁域に生息しており, 現在はキンメモドキ属 *Parapriacanthus* およびハタンボ属 *Pempheris* の2属が知られている⁶⁾。ハタンボ属には28種存在し, 我が国沿岸域ではキビレハタンボ *P. anicolensis*, ダイトウハタンボ *P. ufuagari*, ツマグロハタンボ *P. japonica*, ミエハタンボ *P. nyctereutes*, ミナミハタンボ *P. schwenkii*, ユメハタンボ *P. oualensis* およびリュウキュウハタンボ *P. adusta* の7種が確認されている^{5, 7)}。

このうちミナミハタンボ (図1) は, 南日本の太平洋沿岸域~琉球列島, 小笠原諸島などに広く分布しており, 南日本沿岸の一部地域では定置網や刺し網, 釣り等で漁獲され, 食用に供されている。本種は夜行性で群れを形成することが知られており, 未成魚は数千尾単位の大群を作ることもある。

これまでミナミハタンボの形態学的特徴に関する詳細な記載は中坊⁵⁾以外に見当たらないが, これまでの著者らの研究⁸⁻¹²⁾により, 様々な魚種において地域による変異幅が確認されている。そこで本研究では, 中部および西部日本の4地域 (静岡県沼津市, 三重県志摩市, 長崎県長崎市および鹿児島県鹿児島市) において採集されたミナミハタンボの形態学的変異性の有無について検討した。

2. 材料および方法

2.1 材料

本研究には, 2012年3月~2021年12月の間に静岡県沼津市, 三重県志摩市, 長崎県長崎市および鹿児島県鹿児島市で採集されたミナミハタンボ計209個体を用いた。内訳は沼津市が22個体 (体長92.0~120.0mm), 志摩市が83個体 (体長108.3~154.4mm), 長崎市が60個体 (体長51.5~73.0mm) および鹿児島市が44個体 (体長99.2~152.2mm) である (表1)。

2.2 方法

各供試魚は中坊⁵⁾の「日本産魚類検索 全種の同定・第三版」に基づきミナミハタンボと同定した後, 背鰭条数 (D), 臀鰭条数 (A), 胸鰭軟条数

(P_1), 側線有孔鱗数 (LL_p), 鰓耙数 (GR) および脊椎骨数 (V) について肉眼的あるいは実体顕微鏡下で計測を行い, 「魚類の形態と検索」¹⁾, 「新日本動物図鑑 (下)」²⁾, 「日本産魚類大図鑑」³⁾ および「原色魚類大図鑑」⁴⁾ の記載内容と各項目の比較を行った。さらに体型的特徴を調べるため, 各供試魚の眼径, 上顎長, 頭長, 体高および体長を測定し, 眼径および上顎長が頭長に占める割合, 頭長および体高が体長に占める割合をそれぞれ算出して, 各地域間の比較を行った。

なお各調査項目の結果に記した個体数については, 個体の各鰭条, 側線鱗などの欠落・損壊などにより一部の形質が計測できなかった個体も含まれているため, 結果の記述の中で採集個体数と調査個体数が一致しない場合もある。

3. 結果および考察

3.1 形態形質の特徴

4地域から得られたミナミハタンボの背鰭条数, 臀鰭条数, 胸鰭軟条数, 側線有孔鱗数, 鰓耙数および脊椎骨数を計測した結果を, 表2~9に示した。

1) 背鰭条数: Dorsal fin (D)

表2に示したように, 背鰭の棘条数はV~VIIの範囲で変異幅は3, モード (最多値) は4地域共にVIであった。本種の棘条数について中坊⁵⁾はV~VI, 8~10と報告しているが, 今回の調査では他の報告には見られないVIIを有する個体が志摩市で2個体確認された。

一方, 背鰭の軟条数は7~10の変異幅であり, モードは4地域共に9であった。沼津市, 長崎市および鹿児島市では8~10軟条であったのに対して志摩市では7軟条を有する個体が1個体確認された。

2) 臀鰭条数: Anal fin (A)

表3に示したように, 臀鰭の棘条数はIII~IVの範囲で変異幅は2, モードは4地域共にIIIであった。中坊⁵⁾はIIIのみと報告しているが, 本研究においてIVが志摩市で1個体確認された。

臀鰭の軟条数は32~43の範囲で (42を除く) 変異幅は沼津市が6, 志摩市が8, 鹿児島市が9と南に行くほど高い傾向が見られた。モードは沼津

市が38, 志摩市が37, 長崎市が36, 鹿児島市が37 および38であった。今回調査を行った個体の中で, 最少の軟条数は鹿児島市の32軟条, 最も鹿児島市の43軟条であった。

3) 胸鰭条数: Pectoral fin (P₁)

表4に示したように, 胸鰭条数は14~20軟条の範囲で変異幅は7, モードは沼津市, 長崎市および志摩市が18, 鹿児島市が17であった。中坊³⁾は本種の胸鰭条数は18軟条のみと報告しているが, 今回調査を行った4地域共に18以外の個体が多数確認された。変異幅は沼津市が2であったのに対して, 志摩市および鹿児島市では6と大きかった。

4) 側線有孔鱗数: Lateral Line scales (LLp)

表5に示したように, 側線有孔鱗数は39~56軟条の範囲で変異幅は18, モードは沼津市が50, 志摩市が49, 長崎市が46および鹿児島市は48であった。中坊⁵⁾は本種の側線有孔鱗数を45~54と記載しているが, 本研究においてこの範囲外の側線有孔鱗数の個体が志摩市, 長崎市および鹿児島市で確認された。特に, 側線有孔鱗数が55あるいは56の個体を確認されたのは志摩市だけであった。また志摩市で採集された個体の側線有孔鱗数は他の地域に比べて変異幅が広く, 14であった。

5) 鰓耙数(上枝): Upper Gill Raker (U-GR)

表6に示したように, 各地域の鰓耙数(上枝)は3~9の範囲で変異幅は7, モードは沼津市が6, 志摩市, 長崎市および鹿児島市では7であった。

6) 鰓耙数(下枝): Bottom Gill Raker (B-GR)

表7に示したように, 各地域の鰓耙数(下枝)は15~23の範囲で変異幅は9, 最少は志摩市の15, 最多は長崎市の23であった。モードは志摩市が20, 沼津市, 長崎市および鹿児島市が21であった。

7) 鰓耙数(合計): Gill Raker (GR)

表8に示したように, 各地域の鰓耙数(合計)は21~31の範囲で変異幅は11, 最少は志摩市の21, 最多は鹿児島市の31であった。モードは沼津市および鹿児島市が28, 志摩市が27および長崎市が26であった。地域別の変異幅を見ると沼津市は5, 志摩市は9, 長崎市は8および鹿児島市は6と, 地域による差が見られた。

8) 脊椎骨数(V); Vertebra Bone (V)

表9に示したように, 脊椎骨数は23~26の範囲で変異幅は4, モードは4地域に共通して25であった。各地域の脊椎骨数の最少は鹿児島市の23, 最多は志摩市の26であった。

3.2 体型的特徴

4地域から採集したミナミハタンポの形態的(体型的)特徴について, 眼径, 上顎長, 頭長, 体高および体長を測定し, 眼径および上顎長が頭長に占める割合を表10に, 頭長および体高が体長に占める割合を表11に, それぞれ示した。

1) 眼径/頭長

4地域における眼径が頭長に占める割合は39.4~57.6%と変異幅が認められ, 最小値, 最大値共に志摩市で採集された個体であった。各地域の平均値は沼津市が44.9%, 志摩市が45.9%, 長崎市が47.8%および鹿児島市が46.5%となり, 地域間による顕著な差は認められなかったものの, 西側の地域に行くほど値がやや増加する傾向が認められた。

2) 上顎長/頭長

4地域における上顎長が頭長に占める割合は, 最小値が46.4%(鹿児島市), 最大値が62.9%(志摩市)と, 大きな変異幅が認められた。しかし地域毎に平均値を算出すると, 沼津市が51.9%, 志摩市が52.3%, 長崎市が53.6%および鹿児島市が51.7%となり, 地域間による差はほとんど認められなかった。

3) 頭長/体長

4地域における頭長が体長に占める割合は, 最小値が長崎市の27.4%, 最大値が長崎市, 鹿児島市の36.1%であった。各地域の平均値は沼津市が29.6%, 志摩市が30.8%, 長崎市が30.9%および鹿児島市が31.4%であり, 地域間による差はほとんど認められなかった。

4) 体高/体長

4地域における体高が体長に占める割合は35.8~49.5%と変異幅が認められ, 最小値は鹿児島市, 最大値は長崎市で採集された個体であった。各地域の平均値は沼津市および鹿児島市が41.2%, 志摩市が44.5%および長崎市が41.7%となり, 志摩

市ではやや大きい値が認められた。

これまでミナミハタンポの形態学的特徴に関する詳細な記載は中坊⁵⁾以外に見当たらないが、本研究の結果、背鰭の棘条数および軟条数、臀鰭の軟条数、胸鰭条数、側線有孔鱗数において、既報とは異なる変異幅を有する個体が複数地域に存在することが明らかになった。特に胸鰭条数において、中坊⁵⁾の記載と大きく異なる個体が多数認められたことは、魚類形態学的に興味深い知見となった。今回はこれらの変異が生じる理由について明らかにすることはできなかったが、遺伝的要因も考えられるため、今後は各地域から採取した個体の遺伝学的特性を調べると共に、ハタンポ属の他魚種においても地域による形態学的な差の有無などを調べる必要があるものと思われる。

謝 辞

本調査を行うに当たり、試料の整理にご協力いただいた静岡市大野豊氏に対し感謝申し上げる。また本研究の一部は日本大学国際関係学部生活科学研究所個人研究費で行った。ここに記して感謝の意を表する。

4. 参考文献

- 1) 松原喜代松 (1955): 魚類の形態と検索 I, II, III, 石崎書店, 1605.
- 2) 岡田要・内田清之助・内田亨 (1965): 新日本動物図鑑 [下], 北隆館, 763.
- 3) 益田一・尼岡邦夫・荒賀忠一・上野輝禰・吉野哲夫 (1984): 日本産魚類大図鑑, 東海大学出版会, 466.
- 4) 阿部宗明 (1987): 原色魚類大図鑑, 北隆館, 1029.
- 5) 中坊徹次 (2013): 日本産魚類検索全種の同定・第三版, 東海大学出版会, 2428.
- 6) Joseph S. Nelson, Terry C. Grande, Mark V. H.

Wilson (2016): Fishes of the World, 5th Edition, 437.

- 7) 日本産魚類の追加種リスト. 日本魚類学会, 2021年11月1日閲覧.
- 8) 室伏誠・長谷川勇司・鈴木大揮・島本大樹・久保田裕子・上田龍太郎 (2016): 本邦産スズメダイ *Chromis notatus notatus* およびナガサキスズメダイ *Pomacentrus nagasakiensis* の背鰭, 胸鰭, 臀鰭条数, 側線有孔鱗数, 鰓耙数並びに体型に見られた地域変異, 日本大学国際関係学部研究年報, 37, 67-72.
- 9) 室伏誠・長谷川勇司・鈴木大揮・島本大樹・山下あゆ・畠本真由美・上田龍太郎 (2018): 太平洋および日本海沿岸で漁獲されたニギス *Glossanodon semifasciatus* の鰭条数等形態形質に見られた地域変異, 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告, 40, 65-72.
- 10) 室伏誠・長谷川勇司・上田龍太郎・柿崎博美・鈴木大揮・石川元康・鎌倉俊数 (2019): 箱根芦ノ湖に移植し繁殖したワカサギ *Hypomesus nipponensis* の鰭条数等に見られた形態形質特性, 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告, 41, 75-82.
- 11) 室伏誠・楊鴻嘉・長谷川勇司・柿崎博美・鈴木大揮・石川元康・上田龍太郎 (2020): 太平洋および日本海沿岸で漁獲されたオキタナゴ *Neoditrema ransonneti* の形態形質に見られた地域変異, 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告, 42, 65-74.
- 12) 室伏誠・楊鴻嘉・長谷川勇司・柿崎博美・鈴木大揮・石川元康・上田龍太郎 (2021): 東北地方太平洋沿岸で漁獲されたウミタナゴ科2種アカタナゴ *Ditrema jordanim*, アオタナゴ *Ditrema viride* の形態的特徴, 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告, 43, 31-37.

図および表

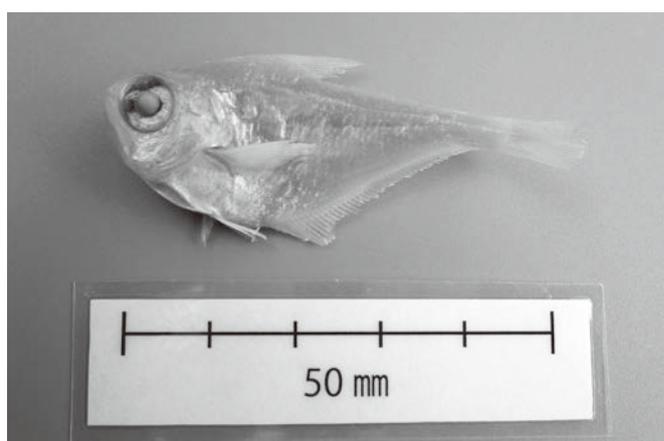


図1 ミナミハタンボ *Pompheris schwenkii*

表1 本研究に用いたミナミハタンボの採集地、個体数および採集年月

採集地	個体数	採集年月
静岡県沼津市	22	2012年3月
三重県志摩市	83	2018年11月
長崎県長崎市	60	2021年12月
鹿児島県鹿児島市	44	2018年9月, 2021年10月

表2 各地域で採集されたミナミハタンボの背鰭条数 (D) の変異

地域	棘条数			軟条数			
	V	VI	VII	7	8	9	10
静岡県沼津市	22				3	18	1
三重県志摩市	7	74	2	1	15	62	5
長崎県長崎市	4	54	2		16	43	1
鹿児島県鹿児島市	2	41			10	31	2
中坊(2013)	V~VI				8~10		

表3 各地域で採集されたミナミハタンボの臀鰭条数 (A) の変異

地域	棘条数				軟条数								
	III	VI	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	43
静岡県沼津市	22					2	1	6	8	4	1		
三重県志摩市	81	1			1	12	14	22	17	8	4	4	
長崎県長崎市	60				2	9	17	14	12	2	4		
鹿児島県鹿児島市	43		1	1		5	8	9	9	6	3		1
中坊(2013)	III						34~41						

表4 各地域で採集されたミナミハタンボの胸鰭条数 (P₁) の変異

地域	胸鰭条数							
	14	15	16	17	18	19	20	
静岡県沼津市				9	13			
三重県志摩市		1	8	17	49	7	2	
長崎県長崎市			3	26	31			
鹿児島県鹿児島市	1		11	15	14	1	1	
中坊(2013)				18				

表5 各地域で採集されたミナミハタンボの側線有孔鱗数 (LLp) の変異

地域	側線有孔鱗数																	
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
静岡県沼津市							3	2	4	3	7	2						
三重県志摩市			1			1	7	7	7	10	13	8	7	7	1	2	1	1
長崎県長崎市	1	1	4	3	3	3	7	10	7	7	6			2	3			
鹿児島県鹿児島市					1	1	2	4	3	6	2	5		1				
中坊(2013)									45	~	54							

表6 各地域で採集されたミナミハタンボの上枝鰓耙数 (U-GR) の変異

地域	上枝鰓耙数						
	3	4	5	6	7	8	9
静岡県沼津市				3	9	4	6
三重県志摩市				8	15	37	12
長崎県長崎市	1	3	11	16	23	6	
鹿児島県鹿児島市				1	4	12	2

表7 各地域で採集されたミナミハタンボの下枝鰓耙数 (B-GR) の変異

地域	下枝鰓耙数								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23
静岡県沼津市						8	10	4	
三重県志摩市	1	5	3	6	7	26	20	4	
長崎県長崎市				1	9	21	24	4	1
鹿児島県鹿児島市					4	9	10	3	

表8 各地域で採集されたミナミハタンボの合計鰓耙数 (GR) の変異

地域	合計鰓耙数										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
静岡県沼津市					2	4	4	7	5		
三重県志摩市	2	2	6	1	6	11	21	20	3		
長崎県長崎市			1	6	8	13	12	11	8	1	
鹿児島県鹿児島市						5	7	9	2	2	1

表9 各地域で採集されたミナミハタンボの脊椎骨数 (V) の変異

地域	脊椎骨数			
	23	24	25	26
静岡県沼津市			22	
三重県志摩市		7	60	1
長崎県長崎市			60	
鹿児島県鹿児島市	2	2	40	

表10 各地域で採集されたミナミハタンボの眼径および上顎長が頭長に占める割合

地域	眼径/頭長(%)			上顎長/頭長(%)		
	最小	最大	平均	最小	最大	平均
静岡県沼津市	41.4	51.1	44.9	47.1	58.8	51.9
三重県志摩市	39.4	57.6	45.9	47.0	62.9	52.3
長崎県長崎市	42.5	53.4	47.8	48.2	60.1	53.6
鹿児島県鹿児島市	40.7	50.9	46.5	46.4	59.7	51.7

表11 各地域で採集されたミナミハタンボの頭長および体高が体長に占める割合

地域	頭長/体長(%)			体高/体長(%)		
	最小	最大	平均	最小	最大	平均
静岡県沼津市	28.1	31.1	29.6	39.5	44.1	41.2
三重県志摩市	27.8	36.0	30.8	38.9	49.2	44.5
長崎県長崎市	27.4	36.1	30.9	38.5	49.5	41.7
鹿児島県鹿児島市	28.8	36.1	31.4	35.8	43.3	41.2

論文

翻訳者としての戦後日本詩人たち

— 『荒地』 詩人におけるアメリカ —

井上 健^{※1}Postwar Japanese Poets as Translators: America in *Arechi* School PoetsKen INOUE^{※1}

ABSTRACT

The history of postwar Japanese poetry practically began with poetry magazines *Arechi*, named after T. S. Eliot's long poem *The Waste Land* (1922) and published from 1947 to 1948. A group who worked together to produce *Arechi* were composed of war survivors in their late twenties and they equally regarded postwar world as "arechi." Among *Arechi* poets, Nakagiri Masao (1919-83), Ayukawa Nobuo (1920-86), Kitamura Tarō (1922-92) and Tamura Ryūichi (1923-98) were also translators who translated more than forty English or American novels, the greater part of which were detective fiction and children's literature: Agatha Christie, Ellery Queen and Roald Dahl. But they also translated major modern American writers such as Ernest Hemingway, John Updike and William Burroughs, and left their marks in translation history of postwar Japan. The purpose of this study is to investigate how *Arechi* poets accepted American "democratic" culture and American version of modernization and what kind of translation strategy they adopted on translating American novels—what degree of "foreignization" or "domestication" they gave to their translation. This paper also aims to examine the historical importance of *Arechi* poets as cultural translators. Mainly for reasons of space, we must draw attention to three *Arechi* poets: Ayukawa, Kitamura and Tamura.

1. はじめに——「翻訳家は誰なのか？」——

本稿は同人詩誌『荒地』(1947-48年)および年刊アンソロジー『荒地詩集』(1951-58年)に結集した戦後詩壇第一世代の詩人たちが、異文化・異言語にいかに向き合ったか、とりわけ、戦後日本の歩みに巨大な影を落とし続けてきたアメリカの文学や文化や言語にどう対峙したのかを、その訳業に着目し、アメリカについてのエッセイや滞米体験なども視野に入れつつ考察し、記述していかんとするものである。

エドワード・サイードに言わせれば、「明白な宿命 (Manifest Destiny)」論の系譜を引く膨張主義に立脚する、ヘゲモニー国家アメリカの対東アジア

政策は、「[「経済発展と近代化」の言説(と政策)の出現を待って]¹はじめて、十全にその効力を発揮していく質のものであった。そしてその「[「経済発展と近代化」の言説]こそが、社会主義経済理論への対抗イデオロギーたるべく、すべての国家・文明圏に適用可能な普遍的概念として打ち出されていった、アメリカ型近代化論であったのである。「戦前のモダニズム詩運動の中ですでに詩的出発をとげ」²、「モダニズム的感性をベースに戦争の個人的体験を接ぎ木し」³て、伝統詩派および戦前のモダニズム詩批判と「近代は発端ではなく終焉である。第二次大戦は、そうした我々の確信を深めただけであった」という認識から出発した『荒地』

※1 日本大学大学院国際関係研究科 非常勤講師 Part-time lecturer, Graduate School of International Relations, Nihon University

派詩人たちにとって、戦後の Kommunismus 運動もデモクラシーの虚妄も、詰まるところ、「近代の最後のあがき」⁴としてしかその眼に映ずることはなかった。では『荒地』詩人たちは、文化冷戦の構図の中、アメリカの文学や文化を、戦後日本の新たな統合原理として定着していったアメリカ産近代化論を、いかに受けとめていったのか。

米文学者・大学教員であった加島祥造（1923–2015）はひとまずおくとして、『荒地』詩人たち、中でも鮎川信夫（1920–86）、田村隆一（1923–98）、北村太郎（1922–92）、中桐雅夫（1919–83）の四者は、それぞれミステリーを中心に40冊余の訳書を有する、日本戦後翻訳史にその名を留める翻訳家でもあった。詩人たちにとって翻訳は、所詮は生活の糧にすぎず、「詩人」というブランドをつけた営業行為ではないか⁵との見方もたしかにありえよう。だがここで同時に想起しておきたいのは、フランスの翻訳理論家・翻訳家アントワヌ・ベルマン（Antoine Berman, 1942–91）の視点と見解とである。

ベルマンは翻訳という営為を、異言語・異文化という「他者」と出会う場、「他者」という試練を経て自国の文化や言語が生成されていく場として位置づけ⁶、異言語という「他者」に向かう倫理的規準と、作品の美的価値への対応という詩的規準とを、翻訳作品評価の尺度として設定した。その上でベルマンは、翻訳作品の有効な分析・批評の方法と手順を具体的に指し示す⁷。そこで重きを置かれるものの一つに、「翻訳家は誰なのか（*qui est le traducteur?*）」[73]、どのような人が翻訳したのか、という基本的問い掛けがある。翻訳専門なのか、他に本業があるのか。外国語はいくつこなせるのか。専門とする翻訳分野はあるのか。翻訳者としての責務をいかように自覚し、いかなる位置（*position*）、企図（*projet*）、見通しに立って、その責務を遂行しようとしたのか。翻訳家の立ち位置、企図の中でベルマンがとりわけ重視したのが、翻訳家が翻訳するにあたって、「自律性（*l'autonomie*）と他律性（*l'hétéronomie*）との度合」[76]をいかように見定めていたのか、異言語という「他者」にどこまで忠実に寄り添って、どこで見切りをつけて母語の論理に身を任せていったのか、という

要件である。

田口麻奈の精緻な鮎川信夫論は、「詩を社会から浮き上がらせない、特権視しないというその構え」⁸を戦後詩第一世代の意識の原点に改めて据えるという基本認識から発している。その書の序章で田口は、「翻訳業で糊口を凌いだという事実のみならず、比喩的な意味においても、鮎川らは戦後日本の環境を相対化し、対象化し直す翻訳者の位置にあった」[9頁]という極めて重要な指摘をしている。本稿はベルマンの主張と田口のこの提言にそって、『荒地』詩人の訳業を検討していかんとするものである。『荒地』創成メンバーの一人中桐雅夫には、オーデン（W. H. Auden, 1907–73）やT・S・エリオット（T. S. Eliot, 1888–1965）などの重要な訳業もあるが、主に紙幅との関係で、議論の対象を鮎川信夫、田村隆一、北村太郎の三者に絞ることとする⁹。

2. 『荒地』派のカフカ

詩誌『荒地』は第2巻2号（1948年6月）の「現代イギリス文学特輯」でスペンダー（Stephen Spender, 1909–95）、オーデンなどの現代イギリス詩人を取り上げるとともに、第1巻4号（1947年12月）ではフランツ・カフカ（Franz Kafka, 1883–1924）、第2巻1号（1948年1月）ではポール・ヴァレリー（Paul Valéry, 1871–1945）の小特集を組んでいた。この一事をもってしても明らかなように、カフカ、ヴァレリー、トーマス・マン（Thomas Mann, 1875–1955）、そして何よりT・S・エリオットは、『荒地』詩人の精神的基盤を形成する上で不可欠の同時代文学の担い手であった¹⁰。とりわけこの時期、「『荒地』ではカフカが大流行で、カフカに比べると、その他すべてが色あせてみえた」¹¹のは、カフカが『荒地詩集』第1集（1951年）冒頭に掲げられた「Xへの献辞」の言い回しを借りるなら、「現代社会の不安の諸相と、現代人の知的危機の意識」¹²との形象に、断然たるリアリティを与えて見せた、稀有な表現者であったからにほかなるまい。

1947年、雑誌『新フランス文学評論』（*N.R.F.*）掲載の仏語訳によってカフカ『変身』（*Die Verwandlung*, 1915）と短篇集『田舎医者』（*Ein*

Landarzt, 1920) を読んだ北村太郎は、『純粹詩』1947年8月号に、当時まだ邦訳のなかった『変身』の紹介文を発表する。その後古本屋でたまたま『田舎医者』のドイツ語版を買い求めた北村は、自ら読むことは早々に断念して、これを『荒地』創刊メンバーの一人黒田三郎(1919-80)に進呈した¹³。かくして黒田三郎の1947年5月、6月の日記には、『田舎医者』所収の短篇を訳出していく過程が、カフカ研究に取り組まんとする真摯な思いとともに逐一綴られていくことになる¹⁴。

『荒地』1947年12月号のカフカ『審判』(Der Prozeß, 1925)の小特集には、鮎川信夫『掟』と罪』と三好豊一郎(1920-92)「フランツ・カフカに於ける人間の運命」の二編が収められた。鮎川も三好も『審判』をおそらくは本野亮一訳(白水社、1940年)で読んだものと推測される。その本野亮一や山下肇らによる本格的なカフカ研究の論考が公にされるのは1948年に入ってからのことである。戦後日本カフカ受容史は、『荒地』派を起点の一つとして再考されるべきだろう¹⁵。

鮎川『掟』と罪』によれば、カフカの描く世界において時間は常に死の制約下に置かれ、「矛盾に満ちた人間の不安と苦悩のリアリスティックな認識」[9頁]が余すところなく開示される。そして、「救ひの可能もなく滅亡の可能もない」[9頁]、「滅亡に到らず単に死に至るに過ぎない人間の恐怖と戦慄」[9頁]を存分に形象化した虚構こそが『審判』であるにほかならない。鮎川信夫の詩作品でこのカフカ論との関係で注目すべきは、同じく1947年、カフカ論に先んじて発表された長詩「アメリカ」(『純粹詩』、1947年7月号初出)である。

3. 鮎川信夫「アメリカ」の位相

長詩「アメリカ」は、日本戦後詩の出発点の一つたる鮎川信夫「死んだ男」(『純粹詩』、1947年2月号)の「遺言執行人」としての詩人というモチーフを引き継いで、M(森川義信)戦死の報が届き、「僕」が入隊する1942年秋から書き起こされる。「なぜ灰と炎が君を滅ぼす一切であったのか?」¹⁶という痛切な呼びかけで終わる第一連から、Mへの回想、1947年の酒場に舞台を移しての、傍観者的な三人物の語りの提示を経て、一人酒場に取り残さ

れた「僕」の熱っぽい独白に至る。

この長詩の方法的特性は、鮎川が付した自注「「アメリカ」覚書」(以下、「覚書」と略す)によれば、マラルメ(Stéphane Mallarmé, 1842-98)やヴァレリーの純粹詩の概念、すなわち「詩の根本的無償性という立脚点」[41頁]を排す一方で、実存主義的なヒューマンイズムの限界をも見据えて、「経験領域から受取った断片的な言葉を、包括的な秩序の下に再組織することによって、我々に[生の中心]を暗示する」[38頁]とこころにあった。事実、黒田三郎の証言するところによれば、157行の長詩「アメリカ」は、第一連冒頭部のトーマス・マン『魔の山』(Der Zauberberg, 1924)をはじめとして、「フランツ・カフカやトーマス・マンやさては僕ら友人仲間の詩や文章の端切」¹⁷をふんだんに取り込んで創られているのである。

断片を並列し、積み重ねていく手法が、シュールレアリスムやモダニズム詩の同種の技法と本質的に似て非なるものであるのは、それらの断片に「経験領域から受取った」(「覚書」、38頁)有償のものであるという条件が付されているがゆえである。黒田三郎によれば、「詩人が言葉をいかなる目的のためにいかなる理由でいかに使用したか」[113頁]を問い直さんとする点において、「アメリカ」の本歌取り的手法は、「日本の所謂モダニズムの詩に対して明らかにピリオドをうつ意志」[114頁]をしたたかに秘めており、そこから鮮明に浮かび上がってくるものこそは、「思想が詩において占める位置」[114頁]の再検証への確固たる志向であり、詩的表現を特権視しないという、詩人鮎川信夫の歴史・現実感覚と批評的知性の発現なのである。鮎川は「覚書」において、「私はこの作品で烈しく剽竊をやった」[41頁]と極言する。続けて鮎川が、「なまのままの刻印ある言葉」[41頁]のほうが「言葉の現実的な強制力を感じず」[41頁]がゆえに、「断片を集積する」[41頁]という方法には有効であると述べているのは、黒田の指摘が正鵠を射ていることを裏書きするものであるだろう。

「アメリカ」の終結部、酒場に一人取り残された「僕」は「アメリカ……」[34頁]という、なかば自問のような言に「突如白熱する」[34頁]。しかし、その自問に応じてくれるのはもはや部屋の壁

の反響だけでしかない。「僕」は「アメリカ……」
といま一度繰り返してから、「もっと荘重に　もっ
と全人類のために / すべての人々の前で語りた
かった」[34頁]と告白する。そしてその「僕」が、
いつの日にか、「至高の言葉を携えた使者が / (中
略) / 宮殿や政府の階段をとびこえ / (中略) / 僕
らの家の戸口を大きな拳で敲く朝のことを……」
「熱烈に夢みている」[36頁]ところで、「アメリカ」
はいささか唐突に幕を閉じるのである。

この幕切れて「剽竊」されているのはカフカの
短篇集『田舎医者』所収の寓話的掌篇「皇帝の使
者」(Eine kaiserliche Botschaft, 1917)である。死の
床に伏した皇帝から伝言を授けられた使者は、カ
フカ『城』(Das Schloß, 1926)の主人公Kと同じ
く、迷宮のような宮殿と帝都とを抜け出すことは
決してできない。しかも伝言を託した皇帝はとっ
くに死者と化しているのである。このカフカの寓
話の主人公は使者の到来を空しく待ち続けるほか
はない。鮎川は長詩「アメリカ」の終結部で、黒
田や北村を通じてその梗概を知っていたはずの「皇
帝の使者」の結構を引いて、「すべての人々の面前
で語りたかった」暗示すべき「生の中心」に向け
られた「アメリカ……」という問いを、限りない
反復と差延の地平に投げかけることで、長詩「ア
メリカ」を結ぶのである。

この「アメリカ……」という問いがその後の鮎
川にいかに引き継がれていったかを見る前に、加
島祥造を除けば、『荒地』詩人の中で唯一の滞米経
験の持ち主である田村隆一にとって、アメリカと
は何であったかを見ておかななくてはならない。

4. 田村隆一のアメリカ

田村隆一は1953年から4年間、早川書房の編集
長として、『ハヤカワ・ミステリー』創刊に関わる
傍ら、自らもアガサ・クリスティ (Agatha Christie,
1891-1976)、ロアルド・ダール (Roald Dahl, 1916
-90) などの翻訳を手がけた。田村の下で編集者
を務め、田村の代表的訳業と目されるダールの短
篇集『あなたに似た人』(Someone like you, 1953. 邦
訳は1957年刊行)の下訳を担当した生島治郎(1933
-2003)は、「原文と見較べながら、下訳にちょい
ちょいと朱を入れた。そのちょいちょいで、下訳

が見ちがえるほど原文に近くなる(中略)。やはり
詩人の語感というものは大したものだった」¹⁸
と当時を回想している。

田村の翻訳のすべてが、生島が語るように、下
訳に手を入れて成立したものであったか否かを確
かめる術はない。たしかなのは、田村の訳文がど
れも、原文の名詞の単複や、冠詞や代名詞の指す
ものへの対応にはきわめて鷹揚で、訳文の論理や
流れを優先させて日本語を自在に整えたものであ
り、結果として、こなれた、読みやすいものに仕
立て上げられているという事実である。以下の原
文は、田村の訳業中もっとも人口に膾炙したダ
ール『チョコレート工場の秘密』(評論社、1972年、
原作は1964年刊)第1章冒頭近くの、チョコレ
ート工場を外側から描写した一節である。視点人物
は主人公のCharlie少年、itは工場を指す。

It had huge iron gates leading in to it, and a high
wall surrounding it, and smoke belching from its chimneys,
and strange whizzing sounds coming from deep inside
it. And outside the walls, [...] the air was scented with
the heavy rich smell of melting chocolate!¹⁹

田村隆一はこの箇所を「高い塀にかこまれた工
場の入口には、大きな鉄の門がありました。そし
てもくもくと煙をはいている何本もあるえんとつ
の底の方から、ヒューッ、ヒューッというきみよ
うな音が出てくるのです。工場から(中略)チョコ
レートのとろけるようなあまいかおりが、空いっ
ぱいにただよっているのですからね！」(18-19
頁)と訳している。chimneysの複数形には「何本
もある」と対応しながら、gatesのほうはそうせず
に単数の「門」として訳出しているのは、唯一の
門という物語叙述上の効果を優先した結果かもしれ
ない。奇妙な音の出所が工場の奥ではなく、煙
突になっているのも、日本語のつながり具合を優
先したからであろう。溶けるチョコレートの豊か
な芳香を、原文にはない「あまい」を加えて「と
ろけるような」と形容したのは、換喩的な転義と
でも評すべきものであって、田村流翻訳術の面目
躍如たるところと言える。

こうした翻訳姿勢は原作が童話作品だったから

選り取られたものではない。たとえば、田村隆一編『世界の詩43 エリオット詩集』（彌生書房、1967年）所収の田村訳「『岩』のコーラス」（“Choruses from ‘The Rock’,” 1934）を見ても、エリオットの原文第1連冒頭の“The Eagle soars in the summit of Heaven, / The Hunter with his dogs pursues his circuit.”²⁰の、“The Hunter”を指すはずの二つ目の“his”を田村訳は“The Eagle”と決め込んで、「鷲は天の頂上にまいあがり、/ 獵人は犬をつれて、その輪舞を追跡する。」[104頁]と訳しているのである。

翻訳者の採用するストラテジーは、しばしば、二項対立の図式で記述されるが、シュライアーマッハー（Friedrich Schlegel, 1768–1834）以来の「異化」「同化」の対概念をここに適用してみるなら、田村の訳業は総じて、原文の表現の異質さの認識、すなわち「異化」の過程には深く関わることなく、読みやすい日本語を綴るという「同化」原理に重きを置いて、ベルマン言うところの「自律性」原理に則ってまとめ上げられたものということになる。

田村隆一は倉橋由美子（1935–2005）の推薦により、1967年12月から翌年4月まで、アイオワ州立大学のインターナショナル・ライティング・プログラムの客員詩人として招かれて、アメリカ中西部アイオワに滞在する。文化冷戦下のアメリカにあって、このプログラム自体が秘めていた明確なイデオロギー性についてはここでは問わぬこととして、半年弱のアメリカ滞在体験が詩人田村隆一にとって何であったのかを考えておきたい。

「アメリカのつまらなさは、住んでみないと、ちょっと分らないと思う」²¹。これはアイオワに到着してからほぼ二週間後、滞在記にしたためられた感想である。田村にとって「アメリカのつまらなさ」とは、何にも増して、その空間の単一性、均一性、非歴史性とほぼ同義であった。かつて「言葉のない世界を発見するのだ 言葉をつかって / 真昼の球体を 正午の詩を / おれは垂直的人間 / おれは水平的人間にとどまるわけにはいかない」²²と歌った詩人にアメリカのもたらしたものは、「アメリカは巨大な空間だけで淋しい国」[438頁]だというような、徹底して「水平的」な空間体験だったのである²³。田村にとって「垂直」と「水平」の

二項対立は、詩人の存在の様態のみならず詩的言語の屹立性の問題でもあった²⁴。「英語には食傷気味だ」[433頁]、「外国語はいくら熟達しても「死語」にすぎない」[455頁]と語る田村がアメリカ滞在を通してあらためて直面したのは、「水平に働く力は / 人間の言語を死語にするのだ / 美しい死語に」²⁵という感覚と、「言葉のない世界を発見する」ための言葉とは田村にとって、決して日本語以外ではあり得ないという厳然たる自己認識とであった。

もちろん、田村隆一にとってのアメリカが内的次元に及ぶ深い交感の対象ではなかったとしても、その限りにおいては表層的な異文化交流体験が、詩人田村隆一にとって意味をもたなかったわけではなかろう。アイオワ滞在、そして1971年、アメリカ詩人アカデミーの招きで、2月間、アメリカ各地を回った体験は、「初期には垂直的人間だと断言していた田村さんが（中略）水平線ばかりを見つめてゆくようになる」²⁶という詩境の変化と、あるいは、その詩語の和文調への緩やかな転換と無縁であったはずはないからである。

5. 鮎川信夫と北村太郎のアメリカ文学翻訳

鮎川「アメリカ」と相前後して発表された評論、中桐雅夫「Lost Generationの告白」（『荒地』第1巻2号、1947年10月）は、戦中期から戦後へと自らの世代の芸術的、思想的遍歴を辿った貴重な証言であるとともに、「Lost Generation」という用語を正面切って掲げ、『荒地』詩人たちの自称としている点²⁷、さらに、戦中期の日本人は「当面の敵である（中略）デモクラシイの古典国家としてのアメリカについては何も知らずに」[2頁]戦争を続けていたと言明している点で注目される。鮎川の長詩「アメリカ」の語り手のように、こうした地点から出発した『荒地』詩人たちは、戦後、「デモクラシイの古典国家として」登場してきたアメリカに、ひとまずは「生の中心」の可能性を求めようとしたのである。

中桐もその名をあげるロスト・ジェネレーションの代表的作家ヘミングウェイと、その短篇集を翻訳するという形で具体的な接点を持った『荒地』詩人は、鮎川信夫と北村太郎である。『ヘミング

ウェイ短篇集1 われらの時代に』を北村が、『同2女のいない男たち』を鮎川が担当している²⁸。戦後世界への幻滅からの旅立ちという出発点を分かち合いながら、ヘミングウェイ散文に横溢する行動主義、感覚主義、刹那主義、身体性が、本源的に孕まざるをえない虚無を忌避せんとする姿勢において、鮎川と北村のヘミングウェイ観はほぼ重なり合う。

たとえば北村は、主人公ニックの「荒地」からの出立・再生の儀式として解釈されることの多い初期短篇の秀作「大きな二つの心臓の川」“Big Two-Hearted River” (*In Our Time*, 1925) の、ニックが釣り上げた鱒をさばく場面の描写を「名文」[39頁]と認めたとうえで、生の充実を求めて已まぬニックの「自己の感覚に対する絶対の信頼」[41頁]の表象と受けとめられるのが通例のこの個所に、むしろ、「感覚主義の虚無」[42頁]と「文章の実体的な感覚性の異様さ」²⁹を読み取らずにはおかないのである。

鮎川や北村がヘミングウェイ短篇を訳出した1950年代半ばは、ヘミングウェイやハメット (Dashiell Hammett, 1894-1961) などのハードボイルド文学の紹介が相次いで、その訳文体が日本の散文のスタイルを大きく変容させつつあった時期である³⁰。しかしながら、ヘミングウェイと「戦争を経験した虚無感」(「ヘミングウェイの短篇について」、36頁)を共有しながらも、「なぜ経験という無限の荒地に眼を向けないのか」³¹という反問を欠かすことのなかった北村が、男性的、行動的として称揚されたハードボイルド文体に、むしろ進んで、純粋な感覚主義の孕む「虚無」や「異様さ」を嗅ぎつけずにおかなかったのは、当然の成り行きであったと言えるべきだろう。

一方で、鮎川信夫のヘミングウェイ訳が、身体性、セクシャリティを微妙に回避しがちなものであった点も注目に値する。一例をあげれば、鮎川は「白い象のような丘」“Hills Like White Elephants” (*Men Without Women*, 1927) を訳出する際に、作品のテーマと構成上、若い女性であることが重い意味を担うはずの原文の“the girl”を、ためらいなくすべて「女」と訳してしまっているのである [58-65頁]。T・S・エリオットから「思想の情緒的

等価物であるような」³²詩語の在り方を、「感覚と知性、経験というものの詩における意味、詩と批評の関係、(中略) 歴史的意識と伝統の問題」[200頁]をそれぞれに学び取ろうとした『荒地』詩人にとって、ヘミングウェイの感覚主義や身体性のモチーフもまた、モダニズムの虚妄や病理の一樣態として退けられるべきものでしかなかったのである。

北村太郎と鮎川信夫はたまたまジョン・アップダイクの短篇“Snowing in Greenwich Village” (*The Same Door*, 1959) を、いずれも荒地出版社から、鮎川信夫訳「グリニッチ・ビレッジの雪」(『アップダイク作品集』、1969年)と北村太郎訳「グリニッチ・ヴィレッジは雪」(刈田元司編『現代アメリカ作家集(下巻)』、1971年)として訳出している。技巧派アップダイクに相応しいこの一篇では、大都会の生活様式や風俗の細密な描写にのせて、若夫婦Richard、Joanと、Joanの友人Rebeccaとの微妙で危うい心理劇が繰り広げられる。引越してきたばかりの夫妻は近所に住むRebeccaを家に招待する。Rebeccaに密かに気を寄せるRichardとそれを承知でさり気なく振舞うRebecca。Rebeccaのコートを預かったRichardは、それをひとり暗い寝室のベッドに広げ置き、人型に広がるコートを見て、密やかに、切ない、もどかしい恋情を抱く。下記引用は、Richardがその余韻に浸っている場面である。

The arch composure of his tone was left over from the mood aroused in him by his successful and, in the dim bedroom, somewhat poignant—as if he were with great tact delivering a disappointing message—disposal of their guest’s coat.³³

この箇所を鮎川は「その口調がばかに落ち着きはらっていたのは、いましがた薄暗い寝室で——悪い知らせをきわめて手ぎわよく人に伝えるかのよう——ちょっと心を痛めながら、今夜の客のコートをうまく片づけたときの気分が残っていたからだった」[106頁]と、北村は「口調がいやに落ち着いているのは、さっき、暗い寝室で、いくぶん心の痛みをかんじながらも巧みに——ちょうど不吉な電報を首尾よく届ける配達人みたいに——客

のオーバーを片づけたときの、あの内心の興奮が残っていたせいだ」[262-263頁]と訳している。

“... left over from the mood...”を鮎川が「気分が残っていた」と原文をほぼ忠実になぞって日本語化しているのに対して、北村が「内心の興奮が残っていた」とRichardの内面に一步も二歩も踏み込んだ表現に仕立てている点が目につく。Richardの痛切な恋心を表す“poignant”は、ここでは「切ない」「やるせない」くらいの意味だろう。“their guests”は「レベッカの」と訳すべきところ。原文as if以下の、いささか奇抜な直喩表現については、鮎川訳に比して北村訳は大幅な言い換えを敢行して、イメージの具象化をはかっている。

RichardはRebeccaを自宅まで送っていき、ドア口で二人は身を寄せ合う寸前にまで至るが、結局は何事もないままに別れ、“‘Night.’ He looked up; she had gone into her room. Oh but they were close.” [64]と作品は結ばれる。作中で何度か繰り返される“close”には、この日、RebeccaとRichardは心理的にも物理的にも接近した、しかも、Rebeccaは夫妻の近所に住んでいる、という心理的、物理的、かつ空間的意味合いが込められている。鮎川が「まったく、あぶないところだった」[119頁]と心理的に急接近した二人の今にポイントを置いて訳しているのに対して、北村は「おおしかし、お互いに住居は近いのだった」[271頁]と、今後の展開への含みを前面に出した言い回しでまとめているのが対照的である。

このアップダイク訳からもその片鱗がうかがえるように、『荒地』詩人の中で、こと散文翻訳においてその技量が高かったのは北村太郎であらう。グレアム・グリーン（Graham Greene, 1904-91）から、北村太郎ミステリー翻訳の代表作、トレヴェニアン（Trevanian, 1931-2005）『夢果つる街』（*The Main*, 1976. 角川文庫、1988年）、「古典の定訳なんてあるべきではない」はずなので「地の文をおじさんの座談調にした」³⁴ルイス・キャロル（Lewis Carroll, 1832-98）の『ふしぎの国のアリス』（*Alice's Adventures in Wonderland*, 1865. 王国社、1987年）まで、北村太郎の訳文を検討して感ずるのは、ここぞというところの噛み砕き方のうまさである。田村隆一の翻訳が「同化」「自律」型

の典型であるとするれば、北村太郎の翻訳は「異化」「他律」の過程に一定の段階で区切りをつけて、すみやかに「同化」「自律」に向かうタイプの翻訳と言えらるう³⁵。

この両者に比するに、鮎川信夫の翻訳には、原文の異質さをまずはそれ自体として受けとめようとする志向が顕著に認められる。鮎川が、アンソロジー『荒地詩集』の参加者であった吉本隆明（1924-2012）との対談で、自らの知的スタンスにふれて、「ぼく自身が一種の受動態なんです。だから間違うかもしれないってここには足を出さない」³⁶と語っているのは、おそらくは翻訳者として原文に向き合う姿勢についても当てはまるものだろう。

鮎川信夫とアメリカ文学翻訳との関わりでことのほか大きな意味を持つのは、ウィリアム・バロウズの自伝的長篇小説 *Junkie: Confessions of an Unredeemed Drug Addict* (1953) と長篇小説 *The Naked Lunch* (1962) を、それぞれ『ジャンキー』（思潮社、1969年）、『裸のランチ』（河出書房《人間の文学19》、1965年）として訳出していたことであろう。後者の冒頭部、麻薬売人の主人公が、警察の追手を逃れて間一髪で地下鉄に飛び込む場面。“A square wants to come on hip Talks about “pod,” and smoke it now and then, and keeps some around to offer the fast Hollywood types.”³⁷のごとく、新語や俗語の頻出する、短く切り刻んでいくような、テンポの良い原文を、鮎川は「世間知らずの無邪気な連中は麻薬をほしがり、マリハナの話をし、時にはそいつをふかして、発展家のハリウッドの俳優連中に売りつけようと、いくらかをそと取っておいたりする」(4頁)と無難に日本語に移し替えている。鮎川訳『裸のランチ』が訳出された時代を考慮すれば水準の高い訳文であること、鮎川が翻訳に際して多くのバロウズ関係の文献を渉猟したらしいことについては、山形浩生の指摘がある³⁸。

バロウズへの鮎川の関心がどこまで主体的、自発的なものであったかは見極めにくい、『裸のランチ』「訳者あとがき」を読む限り、鮎川の目の付け所はもっぱら、映画のストップ・フレーム、モンタージュのような手法を駆使して「過去と未来

の「連続性」を断ちきり」[346頁]、「不断の現在」[346頁]により「恐怖のヴィジョンを現出させる」[346頁] その手法と、「すぐれた幻視者にとってのみ見ることの可能な現代の地獄図」[349頁]の描写と、そこに黙示されている未来図にあったように思われる³⁹。「訳者あとがき」の最終段落で、「カフカの文学の中にすでに来るべきヒットラーの時代の到来が黙示されていた」[349頁]という某批評家の言が引かれるように、バロウズの描く未来図が、鮎川にとってカフカの黙示する世界の延長線上にあったことも見逃すべきではない。

とはいえ、鮎川の視野は、バロウズを一つの極北とするビート・ジェネレーションなどカウンター・カルチャー運動が目指した、価値観のラディカルな転換や、その反物質主義、ニューディール型リベラリズムへの反抗の諸相にまで及ぶものではなかったし、トマス・ピンチョン(Thomas Pynchon, 1937-)が自選初期短編集の序文で自らの学生時代を回想して、それを『『吠える』『ロリータ』『北回帰線』の時代』⁴⁰と呼んだような、反伝統的芸術・言語革命の潮流の諸相にも届いていたとは言いがたい。おそらくそれは、本性のモダニストにしてリベラリストたる鮎川に、カウンター・カルチャーを個々の主体性の喪失された風俗であるとする強固な思いと、言語の意味作用そのものへの根源的信頼とが、しかと備わっていたがゆえに相違なかろう。鮎川がバロウズ翻訳から得たものは、アメリカ詩人デルモア・シュワルツ(Delmore Schwartz, 1913-66)に仮託して、戦後社会における詩人の苛酷な運命を描いた詩「必敗者」(1978年)などにその影を認めることができるが、その後の鮎川は、現代アメリカの本源的矛盾の抉出とは異なる方向を展望していくことになる。

6. むすびにかえて——鮎川信夫のアメリカ——

鮎川信夫の長詩「アメリカ」は、『荒地詩集』(1951年)、『鮎川信夫全詩集1945~1965』(荒地出版社、1965年)に収められる際に大きな改稿が施された。ことに後者刊行の際に、「すべての人々の面前で語りたかった」の行の次に、「反コロンブスはアメリカを発見せず/非ジェファーソンは独立宣言に署名しない/われわれのアメリカはまだ発

見されていないと」の3行が挿入される。しかもこの1965年版挿入箇所1行目は、校正前は「反マルクスは資本論を書かず」だったというのである⁴¹。『裸のランチ』を訳出した1965年になされたこの二重の改稿は、第一に、初出の1947年時点では、カフカ「皇帝の使者」を援用して、限りない反復と差延の地平に投げかけんとした「アメリカ……」という問いに、「われわれのアメリカはまだ発見されていない」という暫定的結論を付与していたという点で、第二に、1965年という時点で、鮎川が東西冷戦の構図から一定の視線の自由を獲得したらしいことを暗示する点において、1960年代半ばが鮎川の戦後にとっての大きな転換点でもあったことを明確に指し示している。

日本の知識人はアメリカについて実は何も知らない、「ぼくらがアメリカというものをわかるのはずうーっと先じゃないか」⁴²と考え続けていた鮎川は、1970年代の終わりになると、カウンター・カルチャーなど「六〇年全体の反体制ムードに乗った」⁴³文化も、風俗としてはそれなりに定着した、という認識を獲得するとともに、それに反する動きが新保守主義として主流になりゆく動向にことさらに関心を寄せるようになる。その意味では、長詩「アメリカ」と同じく多くの引用のコラージュで構成された、読みようによっては、アメリカ的自由讃美のプロパガンダともとられかねない、ある種の政治思想詩「Solzhenitsyn」(1974年)と、前衛詩人の宿命とアメリカ的自由の幻影を主題にした、先に触れた「必敗者」(1978年)とは、野沢啓の指摘するように、「鮎川におけるこの〈アメリカ〉という表象の意味を探るうえできわめて象徴的な」⁴⁴詩作品であったと言うべきである。

アメリカの雑誌を長期にわたって16誌購読していたと語る鮎川が、かくして「六〇年安保から七〇年安保を通して八〇年が近づいて」ようやく「考えていることを言ってもいいかな」(『アメリカとAMERICA』、168頁)という気になって発表し始めたものこそ、後に『時代を読む』(文藝春秋、1985年)などにまとめられることになる一連の時評コラムであったに他ならない。

かつてはアメリカ雑誌渉猟をするときも、どこかで「生の中心」(「アメリカ覚書」)足りうるよう

な「普遍的な理念」⁴⁵を求めていた鮎川も、冷戦構造の呪縛から半ば解き放たれたことによって、予断を排して、「なるべく違った立場の人が書いたものを読んで、比較検討」（『私のなかのアメリカ』、70頁）していくという、相対化の方向に舵を切ることになる。目指すべきは、アメリカの現在を定位するための、そして何よりも反全体主義、反共産主義を貫くりベラリスト、徹底した本性のモダニストとしての「自分の位置を確認するため」の「パースペクティヴ」（『私のなかのアメリカ』、199頁）の獲得である。

しかし、1920年代以降、政治、経済、科学技術、文化、生活様式におけるアメリカ的標準が、「世界のアメリカ化」「アメリカの世界化」として再帰的に展開していった過程と現実と、その可能性と限界との双方に目を向けるのではなく⁴⁶、自由原理体現者としてのアメリカの変容の実態報告と、日米関係の今を照らし出す羅針盤の提示という限定的、受動的な位置取りに終始してしまうのなら、そうした視座が「われわれのアメリカはまだ発見されていない」と歌った詩人の「発見」した「われわれのアメリカ」なのだとするならば、それは何より、戦後30年を経て、鮎川を理論的支柱とする「『荒地』的方法が飽和状態に達してしまった」（野沢啓『単独者鮎川信夫』、150頁）という事態を雄弁に物語るものなのではなかろうか。そうした事態は同時に、詩的表現を特権視せずに、歴史や思想が詩作品と詩語とに占める位置をあらためて見定めようとした『荒地』詩人たちの営為が、冷戦崩壊前夜の時代の波に呑み込まれて、その有効性を喪失していったという歴史的必然を、冷厳に示唆するものでもあっただろう。

[注]

- ¹ Edward W. Said. *Culture and Imperialism*. New York: Vintage Books, 1994. p.290. E. W. サイド（大橋洋一訳）『文化と帝国主義2』みすず書房、2001年、168頁。以下、欧文文献からの引用の日本語は、特に断らぬ場合はすべて拙訳である。
- ² 瀬尾育生「戦後詩の原形」、鈴木貞美編『日本文芸史 第8巻 現代II』河出書房新社、2005年、80

頁。

- ³ 野沢啓『単独者鮎川信夫』思潮社、2019年、150頁。
- ⁴ 文中引用文はともに、鮎川信夫「『荒地』の立場」『近代文学』1948年5月、『鮎川信夫全集』第二巻、思潮社、1995年、32頁。
- ⁵ 宮田昇『戦後「翻訳」風雲録——翻訳者が神々だった時代』本の雑誌社、2000年、33頁。
- ⁶ Antoine Berman. *L'Épreuve de l'étranger, Culture et traduction dans L'Allemagne romantique: Herder, Goethe, Schlegel, Novalis, Humboldt, Schleiermacher, Hölderlin*. Paris: Gallimard, 1984. アントワーヌ・ベルマン『他者という試練——ロマン主義ドイツの文化と翻訳』、藤田省一訳。みすず書房、2008年。
- ⁷ Antoine Berman. *Pour une critique des traductions: John Donne*. Paris: Gallimard, 1995, pp.73-79. 以下、この書からの引用はページ数のみを記す。
- ⁸ 田口麻奈『〈空白〉の根底——鮎川信夫と日本戦後詩』思潮社、2019年、10-11頁。
- ⁹ 本稿は『現代詩手帖』2021年8月号所収の拙稿「『荒地』派詩人たちのアメリカ」（64-67頁）に大幅な加筆・改稿を施して、論文として書き改めたものであることをお断りしておく。
- ¹⁰ たとえば黒田三郎は、カフカ特集を組んだ『荒地』1948年1月号の編集後記に、「T・S・エリオットが『荒地』を書き、ポオル・ヴァレリイが『精神の危機』を書いたことが、今日新たな意味を持って我々に我々自身の運命について考えさせる」と記している。『黒田三郎著作集2 評論・エッセイI』思潮社、1989年、131頁。
- ¹¹ 北村太郎「戦後数年の思い出」、『世紀末の微光——鮎川信夫、その他』思潮社、1988年、33頁。
- ¹² 荒地同人「Xへの献辞」、『現代詩読本 さよなら鮎川信夫』思潮社、1986年12月、290頁。
- ¹³ 北村太郎「カフカの「変身」について」、『北村太郎の仕事3 散文II』思潮社、1991年、18頁。
- ¹⁴ たとえば、『黒田三郎日記 戦後篇I』（思潮社、1981年）の1947年5月の項には、「田村と約束してからもうかなり長い間フランツ・カフカの短篇集の訳出を怠っている」[212頁]のような記述がある。

- ¹⁵ 日本現代文学におけるカフカ受容をめぐる基本的文献である、有村隆広・八木浩編『カフカと現代日本文学』（同学社、1985年）には、管見する限りにおいて、『荒地』派への言及は見当たらない。
- ¹⁶ 鮎川信夫「アメリカ」、『鮎川信夫全集第一巻 全詩集』思潮社、1989年、28頁。以下、「アメリカ」および自注「「アメリカ」覚書」からの引用はこの全集により、ページ数のみを示す。
- ¹⁷ 黒田三郎「一九四七年の詩壇と「アメリカ」、『純粹詩』、1947年12月号、『黒田三郎著作集2 評論・エッセイ I』思潮社、1989年、113頁。以下、黒田のこの論からの引用は、引用箇所後にページ数のみを表記する。
- ¹⁸ 生島治郎『浪漫疾風録』講談社、1993年、48頁。なお、『浪漫疾風録』は自伝的実名小説である。
- ¹⁹ Roald Dahl. *Charlie and the Chocolate Factory*. New York: Puffin Books, 2013. p.7. 以下、引用原文および訳文の下線部はすべて論者による。
- ²⁰ *Selected Poems T. S. Eliot*. London: Faber & Faber, 1969. p.107.
- ²¹ 田村隆一『アメリカからの手紙』、『現代詩手帖』12（4）-13（5）、1969年4月号～70年5月号。引用は、『田村隆一全集2』河出書房新社、2011年、425頁。以下、『アメリカからの手紙』からの引用は、全集第2巻のページ数のみを示す。
- ²² 田村隆一「言葉のない世界」、『言葉のない世界』昭森社、1962年、『田村隆一全集1』河出書房新社、2010年、69頁。なお、『すばる』20（11）、1998年11月号「追悼特集 田村隆一」の菅野昭正「垂直的人間と出会ったころ」によれば、「垂直的人間」とは、「時代に叛逆し凛冽な異議を叩きつける」[162頁]、「もはや言葉の要らない絶対的な世界へたえず近づこう」[163頁]とする者の謂いである。
- ²³ 田村隆一は池田満寿夫との対談「体験的アメリカ論」（『現代詩手帖』11（8）、1968年8月）においても、「とにかく空間が違うということを痛感しました」[19頁]と語っている。
- ²⁴ ちなみに、種村季弘「言葉という母胎に帰ってくる旅人」（『現代詩手帖』43（11）、2000年11月）は、田村の英詩との出会いを、比喩的に「水平で横の世界に接する」（『田村隆一——20世紀詩人の肖像』河出書房新社、2010年、25頁）機会と評している。
- ²⁵ 「ジム・ビームの思い出——恐怖に関する詩的エッセイス」、詩集『死後』（河出書房新社、1976年）所収。『田村隆一全集1』河出書房新社、2010年、200頁。
- ²⁶ 佐々木幹郎「詩人の謎と魅力——佐々木幹郎インタビュー」、『田村隆一——20世紀詩人の肖像』河出書房新社、2010年、114頁。
- ²⁷ 「ロスト・ジェネレーション」という用語は、戦前すでに大久保康雄『アメリカ文学史』（三笠書房、1941年12月）などに登場するが、ヘミングウェイ（Ernest Hemingway, 1899-1961）世代の作家たちは「幻滅の文学」（高垣松雄・龍口直太郎・杉木喬『現代のアメリカ文学』三省堂、1941年5月）などと呼ばれることが多かった。戦後日本のアメリカ研究、アメリカ文学研究において、この語が批評用語として使われ、定着していくのは、戦後アメリカ文学研究の先導者の一人、志賀勝の著書『アメリカ文学手帖』（朝日新聞社、1948年12月）の刊行されたあたりからのことと推察される。
- ²⁸ ともに荒地出版社刊行（1982年）。同出版社よりの原本刊行は、それぞれ1955年、57年である。
- ²⁹ 北村太郎「ヘミングウェイの短篇について」、『ヘミングウェイの世界』荒地出版社、1970年、『北村太郎の仕事3 散文II』思潮社、1991年、42頁。同文中の他の引用箇所についてはページ数のみを記した。なお北村はこの文章の中で、自身の詩「存在」（1964年）に、ニックが鱒をさばくこの場面を転用したと語っている。
- ³⁰ 戦後日本、ことに1950年代日本における、ハードボイルド文学およびハードボイルド文体の受容については、以下の拙稿を参照されたい。「ハードボイルド文学と1950年代日本——男の声の翻訳とその反転の可能性をめぐる（上）」『比較文学研究』106号（東大比較文学会）、2020年12月、71-88頁。
- ³¹ 北村太郎「頑固な精神」、『純粹詩』1947年3月、『北村太郎の仕事2 散文I』思潮社、1990年、

- 49頁。
- ³² 黒田三郎「エリオットと日本の詩」、『内部と外部の世界』昭森社、1957年、『黒田三郎著作集2 評論・エッセイ I』思潮社、1989年、192頁。同文中の他の引用箇所についてはページ数のみを記した。
- ³³ Christopher Carduff ed. *John Updike: Collected Early Stories*. The Library of America, 2013. p.56. 以下この書からの引用は、ページ数のみを記す。
- ³⁴ 北村太郎『『アリス』を楽しく訳して』『毎日新聞』1987年8月5日、『北村太郎の仕事3 散文II』思潮社、1991年、179頁。
- ³⁵ 東京外国語学校仏語部文科を経て、パスカルで卒論書いて東京大学文学部仏文科を卒業した北村太郎の、文学的教養の基盤形成に預かるところ大だったのはフランス詩やフランス文化であった。翻訳家北村のこうした経歴は、その英米語との間の距離感を考えるとき、無視しえないものであるだろう。下記の論を参照。岡本勝人「北村太郎論——パスカルからルイス・キャロルへ」『現代詩手帖』36(7)、1993年5月、73-81頁。
- ³⁶ 鮎川信夫・吉本隆明『全否定の原理と倫理』、『鮎川信夫全集第八巻 鮎川信夫・吉本隆明全対談』思潮社、1989年、459頁。
- ³⁷ William Burroughs. *The Naked Lunch*. London: Paladin, 1986, p.17.
- ³⁸ 山形浩生『たかがバロウズ本。』(大村書店、2003)の中で山形は、「かれの訳はまともだ。というか、異様なくらいにできがいい。もちろん一部の俗語表現ははずしていたりする。でも意味の通る文はちゃんと意味が通るように訳しているし、俗語やドラッグ関連の理解も、当時としては驚くほど正確なものだ」[359-60頁]と鮎川訳に高い評価を与えている。なお、引用した原文の“come on hip”の鮎川訳「麻薬をほしがり」を、原著完全版刊行に応じた加筆補正を担当した山形は、「ワルぶりたがり」と訂正している(鮎川信夫訳『裸のランチ』河出書房新社、1992年、18頁)。
- ³⁹ Jennie Skerl and Robin Lydenberg eds. *William S. Burroughs At the Front: Critical Reception, 1959-1989*. Southern Illinois University Press, 1991. の編者2名による序章の整理するところによれば、『裸のランチ』の発禁処分、裁判が世間の耳目を集めた1960年代前半は、バロウズの描く麻薬と性倒錯と暴力の世界やモンタージュ的手法の芸術的価値、実験的価値をめぐって、両極化された賛否両論が激しく戦わされた時期でもあった。そうした評価史の展開は、鮎川の「訳者あとがき」にも反映されている。
- ⁴⁰ Thomas Pynchon. *Slow Learner: Early Stories*. Boston: Little Brown & Co., 1984. p.6. トマス・ピンチョン(志村正雄訳)『スロー・ラーナー』ちくま文庫、2008年、12頁。
- ⁴¹ 中井晨「『アメリカ』再訪」、『現代詩手帖』44(11)、2001年11月、122頁。
- ⁴² 鮎川信夫・石川好『アメリカとAMERICA』、時事通信社、1986年、ちくま文庫、1991年、168頁。
- ⁴³ 鮎川信夫・吉本隆明『対談 文学の戦後』講談社、1979年、講談社文芸文庫、2009年、130頁。
- ⁴⁴ 野沢啓『単独者鮎川信夫』思潮社、2019年、143頁。
- ⁴⁵ 鮎川信夫『私のなかのアメリカ』大和書房、1984年、69頁。
- ⁴⁶ 古谷旬「『アメリカの世紀』の終わり?」、『岩波講座 世界歴史27 ポスト冷戦から21世紀へ』岩波書店、2000年、147-178頁、参照。

論文

高濃度ビタミンC投与がヒラメの栄養特性に与える影響について

難波 亜紀^{※1}・森 美里^{※2}・柴崎 康宏^{※3}・間野 伸宏^{※4}・安齋 寛^{※5}・上田 龍太郎^{※6}Nutritional characteristic of Japanese flounder *Paralichthys olivaceus* upon feeding a diet supplemented with high concentration of ascorbic acidAki NAMBA^{※1}, Misato MORI^{※2}, Yasuhiro SHIBASAKI^{※3}, Nobuhiro MANO^{※4}, Hiroshi ANZAI^{※5} and Ryutaro UEDA^{※6}

ABSTRACT

Flounder is a globally important fish species in aquaculture. In the present study, we analyzed the effect of high concentration vitamin C administration on fatty acids in the muscle of Japanese flounder *Paralichthys olivaceus*. Although the fatty acid content in the muscle of the vitamin C administrated fish tended to be higher than that of the control fish, the fatty acid ratio did not differ between two administrated groups. In the future, it must divide muscles into sections such as the lateral body and engawa muscles, and then analysis each section separately.

1. はじめに

水産物は、良質のタンパク質を含む一方、カロリーが低いという特徴がある¹⁾。またビタミンや必須ミネラル、高度不飽和脂肪酸など健康維持に役立つ栄養素が多く含まれており、世界的に需要が増加している。一方で漁業による水産物の確保は限界に達しており、養殖産業による供給増大が

期待されている。実際、世界的にみると養殖生産量は年々増加しており、2014年には養殖生産量は漁業生産量を上回った²⁾。このような養殖生産量の大幅な増加は、初期餌料や育種など多岐にわたる育成技術の進展によるところが大きいですが、課題も多く残されている。魚類養殖では、経営的な問題から高密度の状態での飼育されることが一般的で

※1 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 非常勤講師 Part-time lecturer, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※2 日本大学大学院生物資源生産科学専攻・博士後期課程学生 Graduate School of Bioresource Sciences, Bioresource Production Sciences Nihon University

※3 日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科 助教 Assistant Professor, Department of Marine Science and Resources, College of Bioresources Sciences, Nihon University

※4 日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科 准教授 Associate Professor, Department of Marine Science and Resources, College of Bioresources Sciences, Nihon University

※5 日本大学生物資源科学部くらしの生物学科 教授 Professor, Department of Bioscience in Daily Life, College of Bioresources Sciences, Nihon University

※6 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 教授 Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

あり、それだけ魚病の発生リスクが高く、毎年多くの被害が生じている³⁾。また国内だけをみると、調理が面倒などの面から水産物の需要はむしろ減少傾向にあり、魚価も低迷している。

このような状況を背景として、魚病の発生を予防し、より付加価値の高い水産物の養殖生産が模索されている。魚類養殖における魚病対策としては、魚類の自然免疫を向上させる免疫賦活剤が期待されており¹⁾⁴⁾、アスコルビン酸（ビタミンC）などの栄養素、グルカンなどの多糖類、ラクトフェリンなどの機能性タンパク質などが用いられている⁵⁾⁶⁾。著者らも安価で安全性の高いビタミンCに着目し、配合飼料に過剰添加することにより（以後、高濃度ビタミンC投与方法と称す）、魚類の高水温耐性や複数の魚類病原体に対する抗病性向上効果を確認している⁷⁾⁸⁾。

ビタミンCは生体内の結合組織（コラーゲン）の生合成に必須であり⁹⁾、牛などの脂肪前駆細胞にビタミンCを加えると脂肪細胞への分化が促進されるなど¹⁰⁾、肉質の改善にも寄与することが期待されるが、高濃度ビタミンC投与が魚類生体内での脂肪代謝に及ぼす影響についての知見は乏しい。魚種により含有量は異なるが、魚類の可食部にはドコサヘキサヘン酸（DHA）やイコサペンタエン酸（EPA）など、人の健康に寄与する多価不飽和脂肪酸が含まれており、免疫賦活剤を利用してこのような脂肪酸も増やすことができれば、栄養学的に価値の高い食材として、より付加価値をつけることが期待できる。

そこで本研究では、魚類に対する高濃度ビタミンC投与方法を栄養学的な観点から評価することを目的として、同投与を行った重要養殖魚の一種であるヒラメ *Paralichthys olivaceus* を対象に、筋肉の脂肪酸組成および脂肪酸含有量に及ぼす影響について解析を行った。

2. 材料および方法

2.1 供試魚

実験には、マリンテック株式会社より購入した2歳魚のヒラメ 70.1 ± 15.6 g（平均値±標準偏差）12尾を用いた。水温を20°Cに設定した500 Lの上面濾過式水槽を2槽設置し、それぞれビタミンC

投与水槽および対照水槽として、1水槽につき6尾ずつ収容した。その後、総体重の3%となるように市販の配合飼料（ひらめEPF-4、日清丸紅飼料株式会社：粗蛋白50.0%、粗脂肪6.0%、粗繊維2.0%、粗灰分17.0%、カルシウム2.5%、リン1.7%）を毎日与えることにより馴致した後、下記試験を実施した。

2.2 供試薬剤および調整

供試薬剤には、L-アスコルビン酸（以後、ビタミンC；Wako）を使用した。既報¹¹⁾に従い、ビタミンCは蒸留水で溶解後、直ちにビタミンC濃度が2,000 mg/kg飼料となるように配合飼料に展着させた（以後、ビタミンC展着飼料）。なお、対照用の飼料には同量の蒸留水を加えた配合飼料を用いた（対照飼料）。調整した各飼料は使用時まで-20°Cで保存した。

2.3 飼育試験およびサンプリング手順

2.2で調整した飼料を1日1回、総体重の3%となるように給餌した。7日間給餌した後、全尾取り上げ、0.2g/L 3-aminobenzoic acid ethyl ester（Sigma）を用いて麻酔した。体重を測定後、尾柄血管より採血を行い、脱血した。次に包丁を使ってえんがわを含む筋肉を切り出し、皮を剥いで細切した。1尾当りの筋肉重量が 29.5 ± 7.1 gと測定必要量である50gに達しなかったため、2尾分の筋肉をプールしたものを1筋肉試料として、脂肪酸組成および脂肪酸含有量の分析に用いた。更に、ビタミンC組織含有量測定のため、開腹して肝臓を採取し¹²⁾、使用時まで-80°Cで保存した。

2.4 ビタミンC組織含有量の測定

ビタミンCの測定は、ヒドラジン法により肝臓からビタミンCを抽出した後、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法により実施した（衛生試験法・注解2000.219-220）。実施の詳細は下記に示す。

1) ビタミンCの抽出

ビタミンCの抽出はヒドラジン法により行った。すなわち、2.3で得た肝臓0.02gに1,200 μlの

5% (W/V) メタリン酸を加え、ホモジナイズした。遠心後 (4°C, 12,000×g, 10分)、得られた上清 1 ml にインドフェノール溶液を色が消失しない程度に数滴加え、さらに 2% チオ尿素-メタリン酸溶液 2,000 μl および 2% ヒドラジン硫酸溶液 500 μl を加え、50°C で 90 分加温した後、酢酸エチルを 2 ml 加え、60 分間混和した。遠心後 (室温, 2,000×g, 5 分)、得られた上清に対して、無水硫酸ナトリウムを少量加えて脱水させた。最後に 0.50 μm の PTFE フィルター (ADVANTEC 社) で濾過したものを抽出試料として、測定まで常温暗所で保存した。

また、ビタミン C の検量線を作成するため、ビタミン C を 5% (W/V) メタリン酸溶液に直接溶解させ、0、2、6、10、および 20 μg/ml となるように調整した。以後、肝臓と同一手順で各濃度溶液 1.0 ml からビタミン C の抽出を行った。

2) HPLC 法による定量

ビタミン C の測定は、シリカゲルカラム (Silica-215-N, 株式会社センシュウ科学) を用いた HPLC 法により実施した。なお、移動相には酢酸、n-ヘキサン、酢酸エチルを 1 : 4 : 5 (V/V/V) の割合で混和し、0.50 μm の PTFE メンブレンフィルター (ADVANTEC) により濾過したものをを用いた。測定は、抽出試料 20 μl をアプライし、流速 1.5 ml/min、カラムオープン温度 40°C、検出 495 nm の定量条件で行った。なお、1 試料につき測定は 3 回行い、その平均値を 1) で抽出処理したビタミン C 標準液で求めたピーク面積を基準として作成した検量線にあてはめることにより、ビタミン C 濃度を得た。そして、最終的に組織含有量 100 g 当りのビタミン C 含有量を算出した。

2.5 脂肪酸組成

脂肪酸組成は、筋肉試料に 0.5 M 水酸化ナトリウムのメタノール溶液を加えてけん化した後、三フッ化ホウ素メタノール錯体メタノール溶液に溶解させた。ヘキサンに溶解後、飽和食塩水を加え、ヘキサン層を採取した。得られたものをガスクロマトグラフィー (Agilent 7890B, アジレント・テクノロジー株式会社) にて測定を行った。

2.6 脂肪酸含有量の測定

脂肪酸含有量の測定は、筋肉試料からクロロホルム-メタノール混合液を用いて脂質を抽出した後、ロータリーエバポレーターにて濃縮・乾固した。得られた総脂質を少量のクロロホルムなどに溶かして -20°C で測定まで保存した。その後、2.5 の脂肪酸組成と同一手順で実施した。

2.7 脂肪酸含有量の算出

試料中の脂肪酸含有量は、以下の計算式を用いてヘプタデカン酸メチルによる内部標準法により算出した。

$$\text{試料中の脂肪酸含有量 (g/100 g)} = \frac{A \times C \times K}{B \times W} \times 0.1$$

A : 被定量脂肪酸メチルの面積
 B : ヘプタデカン酸メチルの面積
 C : ヘプタデカン酸の添加量 (mg)
 K : 感度補正係数
 W : 試料採取量 (g)

3. 結果

3.1 肝臓中のビタミン C 含有量

ヒラメ肝臓中のビタミン C 含有量を測定した結果、ビタミン C 展着区では 20.4 ± 3.2 mg/100g 組織重量であったのに対し、対照区では 8.2 ± 1.7 mg/100g 組織重量となり、ビタミン C 展着区において有意 (p < 0.05) な増加が認められた (図 1)。

3.2 脂肪酸組成

表 1 にヒラメ筋肉中の脂肪酸組成を示した。ビタミン C 展着区と対照区を比較したところ、脂肪酸組成比に明瞭な差異は認められなかった。比率の高い脂肪酸をみると、飽和脂肪酸ではパルミチン酸が最も高く、ビタミン C 展着区 18.3~18.7%、対照区 18.8~18.9% であった。一価不飽和脂肪酸ではオレイン酸/cis-パクセン酸が高く、ビタミン C 展着区 14.0~15.3%、対照区 13.4~14.3% であった。多価不飽和脂肪酸ではドコサヘキサエン酸が高く、ビタミン C 展着区 21.8~24.7%、対照区 22.9~25.6% であった。

3.3 脂肪酸含量

表 1 にヒラメ筋肉中の各脂肪酸含量を示した。

ビタミンC展着区の総脂肪酸含量は0.3~0.5 g/100g可食部であったのに対して、対照区は0.3 g/100g可食部であり、ビタミンC展着区の方が高い傾向がみられた。また、飽和脂肪酸も、対照区が0.1 g/100g可食部であったのに対してビタミンC展着区は0.1~0.2 g/100g可食部と高い傾向を示した。しかし、両区ともに多くの測定項目が測定限界以下であり、明瞭な差を示す測定項目は認められなかった。

4. 考察

本研究において、実験に供したヒラメの肝臓中のビタミンC含量をみると、ビタミンC展着区は対照区と比較して2倍近い値であり、有意な差がみられたことから、実験期間を通して十分量の給餌および魚体内での蓄積はできていたものと判断した。

そこで脂肪酸含量をみると、ビタミンC展着区は対照区と比較して多い傾向がみられた。哺乳動物では、ビタミンCが脂肪前駆細胞の分化に影響をもたらすことが報告されている¹³⁾。本研究では多くの測定項目が測定限界以下となり比較することができなかったが、中山・高嶋(2016)は、養殖と天然のヒラメで脂肪酸組成を比較し、その比率が大きく変わることを報告している¹⁴⁾。これは摂餌物の違いを反映したものと予想され、脂肪酸の蓄積が外部から得る栄養素の影響を受けることを示唆している。しかし、本研究では、ビタミンC展着区と対照区の間で、脂肪酸組成において明瞭な違いは認められなかった。

人の神経細胞に影響をもたらし、脳の発達促進や認知症予防などの効果が期待される栄養素として注目していたDHAやEPAも、両区の間で差は認められなかった。中山・高嶋(2016)が示した組成比は、養殖ヒラメのDHAが平均37.9%であったのに対し、本研究ではビタミンC展着区で21.8~24.7%、対照区で22.9~25.6%と約半分程度の値であった。一方、EPAは6.4%であったのに対して本研究におけるビタミンC展着区では7.9~8.2%、対照区では8~8.3%と数割高い値を示した。これらの相違は、魚体サイズ、給餌期間、配合飼料中に含まれる脂肪酸含量や組成の違いによるものと推察される。

中山・高嶋(2016)は、ヒラメの筋肉中の脂肪酸組成についてブリ、トラフグ、クロマグロと比較し、DHAについてはヒラメが最も高い比率であったことを報告しており、魚類の中でも栄養学的に有用な水産物であるといえる。なお、ヒラメなどの異体類の筋肉組織は、通常の体側筋以外に背鰭や臀鰭を動かす軟条を動かす筋肉組織である縁側(えんがわ)があり、脂肪酸比率などが異なることが報告されている¹⁵⁾。本研究でも筋肉組織毎の測定も試みたが、魚体サイズの的に実施することができず、全ての筋肉部位を混合させて測定を実施せざるを得なかった。今後、より大型の魚体を用いて、えんがわなどの筋肉組織を区分して脂肪酸組成をみることで、ビタミンCの投与のより詳細な効果検証ができるものと考えている。

文献

- 1) 若林久嗣: 第9章 環境性疾病およびストレス。「改訂・魚病学概論」(小川和夫、室賀清邦編)。恒星社厚生閣, 東京, 2008, 123-134.
- 2) 岩下 誠: 第5章 養殖「水族育成学入門」(間野伸宏、鈴木伸洋編) 成山堂書店, 東京, 2020, 57-73.
- 3) 泉 庄太郎: 第6章 養殖形態と関連施設。「水族育成学入門」(間野伸宏、鈴木伸洋編)。成山堂書店, 東京, 2020, 74-89.
- 4) 小林牧人、金子豊二、会田勝美: 第4章内分泌。「魚類生理学の基礎」(会田勝美編) 恒星社厚生閣, 東京, 2002, 128-159.
- 5) Roy A. Dalmo and Jarl Bogwald: β -glucans as conductors of immune symphonies. *Fish & Shellfish Immunology* 25, 2008, 384-396.
- 6) M. Sasaki: Current research status of fish immunostimulants, *Aquaculture* 172, 1999, 65-92.
- 7) T. Ishikawa, N. Mano, K. Minakami, A. Namba, T. Kojima, H. Hirose and T. Nakanishi: Efficacy of high-concentration ascorbic acid supplementation against Infectious Hematopoietic Necrosis in salmonid fish influenced by viral strain and fish size. *Fish Pathology*, 48(4), 2013, 113-118.
- 8) T. Ishikawa N. mano, T. Nakanishi and H. Hirose: Adverse and benercial effects of long-term high-

- concentration ascorbic acid supplementation in rainbow trout *Oncorhynchus mykiss*. *Fisheries Science* 77(6), 2011, 1009-1014.
- 9) 池田静徳、佐藤守、吉中禮二：魚類のコラーゲン合成におけるビタミンCの役割. *ビタミン*, 57, 1983, 433-449.
 - 10) 鳥居伸一郎、松田恭子、大山路世、松井徹、矢野秀雄：黒毛和種から単離した脂肪前駆細胞の影響. *肉用牛研究会報*, 60, 1995, 27-28.
 - 11) M. Mori, T. Ito, R. Washio, Y. Shibasaki, A. Namba, T. Yabu, D. Iwazaki, N. Wada, H. Anzai, H. Shiba, T. Nakanishi and N. Mano: Enhancement of immune proteins expression in skin mucus of Japanese flounder *Paralichthys olivaceus* upon feeding a diet supplemented with high concentration of ascorbic acid. *Fish and Shellfish Immunology*, 114, 2021, 20-27.
 - 12) K-J Lebastese, K-W Kim and S C Bai: Effects of different dietary levels of L-ascorbic acid on growth and tissue vitamin C concentration in juvenile Korean rockfish, *Sebastes schlegeli* (Hilgendorf). *Aquaculture Research*, 29, 1998, 237-244.
 - 13) 末長将志、河内浩行、松井徹：アスコルビン酸リン酸による3T3-L1脂肪前駆細胞の分化促進作用のメカニズムの検討, *Trace Nutrients Research*, 25, 2008, 61-64.
 - 14) 中山祐輔、高嶋康晴：脂肪酸分析によるブリ、ヒラメ、トラフグ、クロマグロの養殖判別法の検討, *食品関係等調査研究報告*, 2016, 40.
 - 15) 佐藤守、吉中禮二、西中義裕、森本晴之、小島朝子、山本義和、池田静徳：天然および養殖ヒラメ肉の栄養成分の比較. *Bulletin of the Japanese Society of Scientific Fisheries*, 52(6), 1986, 1043-1047.

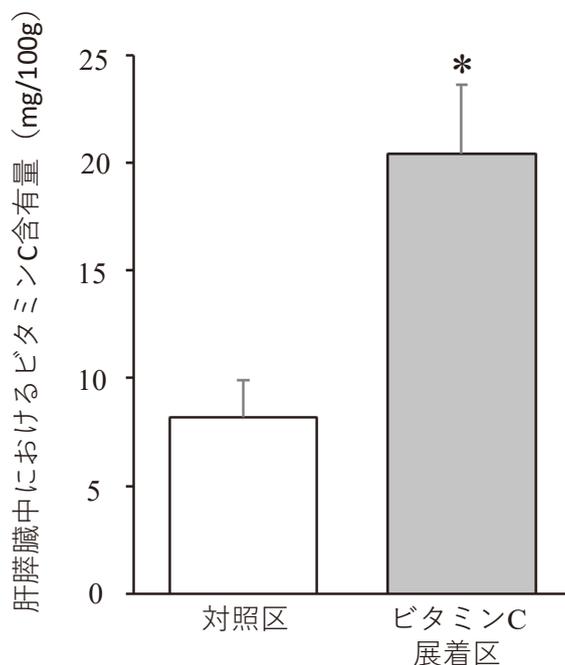


図1 ヒラメ肝臓中におけるビタミンC含有量。
* ; $p < 0.05$, studentのt検定.

表1 各試験区におけるヒラメ筋肉組織中の脂肪酸含有量および脂肪酸組成

項目	対照区				ビタミンC産着区								
	No. 1		No. 2		No. 3		No. 1		No. 2		No. 3		
	炭素数： 二重結合数	含有量 (g/100 g 可食部)	脂肪酸 組成 (%)	含有量 (g/100 g 可食部)									
総脂肪酸		0.3 g		0.3 g		0.3 g		0.4 g		0.3 g		0.5 g	
飽和脂肪酸		0.1 g		0.1 g		0.1 g		0.2 g		0.1 g		0.2 g	
一価不飽和脂肪酸		検出限界以下		0.1 g									
多価不飽和脂肪酸		0.2 g											
n-3系多価不飽和脂肪酸		0.2 g											
n-9系多価不飽和脂肪酸		検出限界以下		0.1 g									
ミリスチン酸	14:00	検出限界以下	3.1	検出限界以下	3.3	検出限界以下	2.9	検出限界以下	2.9	検出限界以下	3.3	検出限界以下	3.5
ペンタデカン酸	15:00	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.5	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.5
パルミチン酸	16:00	0.1 g	18.9	0.1 g	18.9	0.1 g	18.8	0.2 g	18.7	0.1 g	18.3	0.2 g	18.5
パルミトレイン酸	16:01	検出限界以下	3.2	検出限界以下	3.4	検出限界以下	3	検出限界以下	3.1	検出限界以下	3.4	検出限界以下	3.8
ヘキサデカジエン酸	16:02	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.3								
ヘプタデカン酸	17:00	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.5	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.5
ヘプタデセレン酸	17:01	検出限界以下	0.3	検出限界以下	0.3								
ステアリン酸	18:00	検出限界以下	5.6	検出限界以下	5.5	検出限界以下	5.7	検出限界以下	5.6	検出限界以下	5.6	検出限界以下	5.1
オレイン酸/cis-バクセン酸	18:01	検出限界以下	14	検出限界以下	14.3	検出限界以下	13.4	検出限界以下	14	検出限界以下	14.3	検出限界以下	15.3
リノール酸	18:2n-6	検出限界以下	3.6	検出限界以下	3.9	検出限界以下	3.6	検出限界以下	3.7	検出限界以下	3.8	検出限界以下	3.9
γ-リノレン酸	18:3n-6	検出限界以下	-	検出限界以下	0.1								
α-リノレン酸	18:3n-3	検出限界以下	0.6	検出限界以下	0.6	検出限界以下	0.5	検出限界以下	0.6	検出限界以下	0.6	検出限界以下	0.7
オクタデカテトラエン酸	18:4n-3	検出限界以下	0.9	検出限界以下	0.9	検出限界以下	0.8	検出限界以下	0.9	検出限界以下	0.9	検出限界以下	1.1
アラキジン酸	20:00	検出限界以下	2	検出限界以下	2.2								
イコセン酸	20:01	検出限界以下	2	検出限界以下	2	検出限界以下	1.9	検出限界以下	2	検出限界以下	2	検出限界以下	2.2
イコサジエン酸	20:2n-6	検出限界以下	0.3	検出限界以下	0.3								
ジホモ-γ-リノレン酸	20:3n-6	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.1	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.1	検出限界以下	0.1	検出限界以下	0.1
エイコサトリエン酸	20:3n-3	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.1	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.1	検出限界以下	0.2
アラキドン酸	20:4n-6	検出限界以下	2.2	検出限界以下	2.3	検出限界以下	2.3	検出限界以下	2.2	検出限界以下	2.3	検出限界以下	1.9
イコサテトラエン酸	20:4n-3	検出限界以下	0.5	検出限界以下	0.5								
イコサペンタエン酸	20:5n-3	検出限界以下	8	検出限界以下	8.4	検出限界以下	7.9	検出限界以下	8	検出限界以下	8.3	検出限界以下	8.3
ヘンニコサペンタエン酸	21:5n-3	検出限界以下	0.3	検出限界以下	0.3								
ドコセン酸	22:01	検出限界以下	0.8	検出限界以下	1	検出限界以下	0.8	検出限界以下	1	検出限界以下	0.9	検出限界以下	1
ドコサテトラエン酸	22:4n-6	検出限界以下	0.2	検出限界以下	0.2								
ドコサペンタエン酸	22:5n-6	検出限界以下	1	検出限界以下	0.9	検出限界以下	1	検出限界以下	1	検出限界以下	1	検出限界以下	0.8
ドコサペンタエン酸	22:5n-3	検出限界以下	2.7	検出限界以下	2.6	検出限界以下	2.7	検出限界以下	2.9	検出限界以下	2.7	検出限界以下	2.8
ドコサヘキサエン酸	22:6n-3	0.2 g	25	0.2 g	22.9	0.2 g	25.6	0.2 g	24.7	0.2 g	23.2	0.2 g	21.8
リグノセリン酸	24:00:00	検出限界以下	-	検出限界以下	-								
テトラコエン酸	24:01:00	検出限界以下	0.3	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.3	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4	検出限界以下	0.4
未測定		-	4.8	-	5.4	-	5.8	-	5.2	-	5.8	-	5.3

研究ノート

経口摂取量維持に対し多職種による早期介入を必要とした
COVID-19重症症例の検討菅沼 志保^{※1}・馬庭 厚^{※2}

Report of COVID-19 severe cases required early multidisciplinary approach to maintain oral intake

Shiho SUGANUMA^{※1} and Ko MANIWA^{※2}

ABSTRACT

PURPOSE: Two cases of critically ill COVID-19 patients were examined by a registered dietitian. Our aim was to improve the quality of early intervention through multidisciplinary collaboration, and nutritional management, and investigated nutritional intake in these patients.

METHODS: From the paper medical records, we retrospectively investigated the post-hospital course and estimated nutritional intake of critically ill COVID-19 patients admitted to the Susono Red Cross Hospital from November 9, 2020 to January 29, 2021.

RESULTS: Through multidisciplinary collaboration in the patient that recovered after critical illness, we found that the estimated energy intake sufficiency rate and estimated energy intake were maintained at 20% and 300 kcal/day, respectively, without falling, and the estimated intake increased as the patient recovered. Additionally, we found that the estimated protein and fat ratios were 17.8% and 28.4%, respectively, which greatly exceeded the required amount.

CONCLUSIONS: Critically ill COVID-19 patients have a rapid progression of pathology, and a sharp decline in oral intake. In order to maintain a patient's nutritional status, early intervention through multidisciplinary collaboration, and continuous nutritional management that leads to an increased nutritional intake, while considering the condition of the patient, are important.

1. 序文

裾野赤十字病院(以下当院)は、感染症指定病院となっている。2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の陽性患者を受け入れてきた。一般的に第3波と言われている時期に当院の感染病棟に入院した患者のうち、重症にて死亡した1症例と、重症診断となったが経口摂取を継続し退院した1症例についての栄養補給について報告する。

2. 目的

感染病棟は陰圧管理がされており、感染対策の必要性が高いエリアであるため、管理栄養士は患者のベッドサイドまで訪問することができていない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の罹患者には、味覚異常や嗅覚異常、呼吸器症状が高頻度で確認されており¹⁾、経口栄養補給にとって重要な感覚を奪われてしまう特徴がある。直接的ではないが管理栄養士が関わった2症例を検討することは、多職種連携による介入および栄養管

※1 日本大学短期大学部(三島校舎)食物栄養学科 非常勤講師 Part-time lecturer, Department of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※2 裾野赤十字病院内科 医師 Doctor, Internal medicine, Susono Red Cross Hospital

理の質の向上に寄与すると考えられる。

3. 倫理的配慮

本研究は、裾野赤十字病院倫理審査(承認番号2021-1)の承認を得て、ヘルシンキ宣言の遵守のもと実施した。また、対象者には、オプトアウトにより研究の実施情報の公開と拒否の機会を保証し実施した。

4. 方法

2020年11月9日から2021年1月29日の期間中、当院に入院した新型コロナウイルス感染症重症患者のうち、重症診断後に死亡した1症例と回復し退院となった1症例の年齢、性別、既往歴、生活歴、入院時身体所見、入退院時検査所見、入院後経過、推定摂取栄養量を紙カルテから調査した。新型コロナウイルス感染症患者において急激に肺炎が悪化し重症となる期間の中央値が4日であったという報告²⁾から4病日までの平均摂取量、以降、当院において管理栄養士が栄養評価を実施する基準期間7日間ごとの推定平均摂取栄養量を、病院提供食以外の持ち込み食を含めて算出した。対象患者ごと必要エネルギー量に対する推定摂取エネルギー量充足率および経口摂取量における推定摂取たんぱく質量、推定摂取脂質量のエネルギー産生比率について検討した。

5. 症例経過・結果

【症例1】

患者：61歳、男性

既往歴：左上腕骨折(10歳)・高血圧(45歳～)

生活歴：単身赴任中

入院時身体所見：身長181.0cm、体重95.0kg、Body Mass Index(以下BMI)29.0kg/m²、体温39.0℃、血圧129/78mmHg、経皮的動脈血酸素飽和度(以下SpO₂)92～93%、入院5日前から咳嗽と咽頭痛あり、4日前に体温38.0℃であった。

入退院時検査所見：血液検査成績を表1に示した。炎症反応C-reactive protein(以下CRP)が高値であったが、栄養評価指標Albumin(以下Alb)では低値を認めなかった。死亡退院直前検査でCRPは低下したが、白血球数(WBC: white blood cell)とD-dimer

は上昇した。

入院後経過：独歩にて入院し、咳嗽による呼吸困難、悪寒と多発汗あり、経鼻カニューラより酸素量1Lから開始となった。必要エネルギー量は、身体計測値より理想体重72.1kgを用い、当院基準の(理想体重×28kcal)から米飯食2020kcalとした。たんぱく質は(理想体重×0.9g)の64.9g(12.9%)、脂質21.4%の48.0gを必要量とした。第2病日の朝は体温36.2℃、SpO₂96～98%、呼吸状態に改善がみられ、食事も全量摂取であった。第3病日、食事については味覚の改善がみられたとの発言があった。しかしシャワー浴のための移動等でSpO₂80%台へ低下を認める。第4病日、酸素量3Lへ上げるもSpO₂88～90%、体温37.5℃となり酸素量4Lの指示、1時間後に5Lの指示となる。第5病日より酸素量6Lの指示となるもSpO₂86～88%、食事量も急激に2～3割摂取まで低下した。末梢静脈より細胞外液補充液500ml×2本が追加される。同日、リザーバー付き酸素マスクにて酸素量8L、10Lと上げ、SpO₂96%まで上昇した。第7病日、飲水はできていたが、ヨーグルトや果物、また持ち込み食のパンや菓子を数口のみ経口摂取となった。第16病日、SpO₂70%以下も認められ、リザーバー付き酸素マスクを外して食べると苦しくなるのが怖いとの訴えがあった。リザーバー付き酸素マスクの隙間から飲めるような食事を提供できるかとの依頼があり、提供エネルギー量は400kcal/

表-1 入退院時検査所見【症例1】

	入院時	退院時 (第18病日)
WBC(×10 ³ /μg)	6.0	14.4
Hb(g/dL)	14.2	16.5
TP(g/dL)	7.3	6.4
Alb(g/dL)	4.0	3.6
CRP(mg/dL)	5.71	0.07
D-dimer(μg/mL)	0.5	28.6
AST(U/L)	24	49
ALT(U/L)	18	42
LDH(U/L)	229	617
γ-GTP(U/L)	65	62
CK(U/L)	226	96
FPG(mg/dL)	115	—

日と低下するが、少しでも経口摂取が可能なものとして栄養課にて流動食300ml(ストローで摂取可能な食事)に変更した。ジュースやヨーグルトは自己摂取できた。第18病日、死亡退院となった。

【症例2】

患者：75歳、男性

既往歴：前立腺癌(67歳)・2型糖尿病(無治療)・アルコール性肝硬変(今回の入院後発覚)

生活歴：妻と二人暮らし、仕事をしており旅行やゴルフを趣味としていた。

入院時身体所見：身長168.5cm、体重77.0kg、BMI27.1kg/m²、体温38.0°C、血圧176/79mmHg、SpO₂89～95%、入院5日前から悪寒と発熱38°Cあり、咳嗽は軽度であった。

入退院時検査所見：血液検査成績を表2に示した。入院時、CRPが高値であったが、Albは低値を認めなかった。肝機能指標(AST: aspartate aminotransferase・ALT: alanine amino-transferase)とLactate Dehydrogenase(以下LDH)で高値がみられたが、退院時は改善されていた。

入院後経過：酸素量1Lから開始、第2病日の朝は体温36.6°C、SpO₂95%、症状に変化はなかった。必要エネルギー量は、身体計測値より理想体重62.5kgを用い、当院基準の(理想体重×28kcal)から全粥食1750kcalとした。たんぱく質は(理想体重×1.0g)の62.0g(14.2%)、脂質24.2%の47.0gを必要量とした。食事については全量摂取であったが、徐々に低下が見られ、第7病日に重症と診断された。息切れがあり咳嗽時や排尿時にSpO₂80%台となった。SpO₂90%台への回復までに30分を要し、リザーバー付き酸素マスクにて酸素量10Lの指示となる。食思低下がみられ牛乳や果物のみの摂取となり、末梢静脈より細胞外液補充液500ml×2本が追加され10日間継続された。第9病日より下痢症状が4日間ほど続きブリストルスケール6～7の便がみられたが、発熱は無かった。末梢静脈からの細胞外液補充液の終了にともない、栄養課に半消化態栄養剤(1kcal/1ml)を200ml/食の追加依頼があり、通常の食事に付加した。半消化態栄養剤と主食の全粥、そのほかの飲料や持ち込み食のゆで卵のみ摂取が維持できていた。第31病日、症状の改善がみられ一般病棟へ転棟となるが感染

対策は継続され、リハビリテーションのみ患者への直接介入が開始となる。経鼻カニューラから酸素量5Lの指示にて、室内歩行等のリハビリテーションが1日40分実施された。推定摂取エネルギー量充足率は、重症時の第18病日に22.5%であったが、第46病日には65.6%まで上昇した。第61病日以降、喫食量に日間変動はあるものの推定摂取エネルギー量充足率が91.5%以上となった。酸素量も徐々に減量され、第80病日の計測で体重65.2kg、BMI23.0kg/m²、第82病日に退院となった。

表-2 入退院時検査所見【症例2】

	入院時	重症時 (第8病日)	退院時 (第94病日)
WBC(×10 ³ /μg)	4.6	5.8	8.2
Hb(g/dL)	14.7	15.1	13.5
TP(g/dL)	7.6	6.3	6.8
Alb(g/dL)	3.8	2.9	3.4
CRP(mg/dL)	1.69	0.18	0.58
D-dimer(μg/mL)	0.9	—	2.9
AST(U/L)	285	77	32
ALT(U/L)	258	125	24
LDH(U/L)	423	438	261
γ-GTP(U/L)	564	544	146
CK(U/L)	344	—	—
FPG(mg/dL)	188-225-163	155-124-139	—

肥満患者は新型コロナウイルス感染症重症化のリスクが高い³⁾とされており、2症例とも身体計測値BMIが、肥満症診療ガイドライン2016(日本肥満学会)⁴⁾の肥満1度に該当していた。また新型コロナウイルス感染症重症患者の血液検査では軽症患者と比較し白血球、肝機能、LDH、心筋逸脱酵素、D-dimerが上昇する⁵⁾とある。2症例とも入院時にCRPの上昇が認められ、D-dimerについては、退院時に上昇がみられた。アルコール性肝硬変の既往があった症例2では肝機能指標とLDHの上昇があり、症例1においても軽度上昇が認められた。

次に必要エネルギー量に対する推定摂取エネルギー量充足率、経口摂取量における推定摂取たんぱく質比率、推定摂取脂質比率について図-1、2、3に示した。推定摂取エネルギー量について、

症例1は短期間で急激に減少し、充足率20%以下、エネルギー量270kcal/日以下となった。一方、症例2では重症診断後も推定摂取エネルギー充足率20%および推定摂取エネルギー量300kcal/日を下回ることはなく維持し、症状の回復とともに上昇していった。さらに経口摂取量における推定摂取たんぱく質比率と推定摂取脂質比率についても、一般病棟転棟後、必要量の比率より高くなる結果となった。

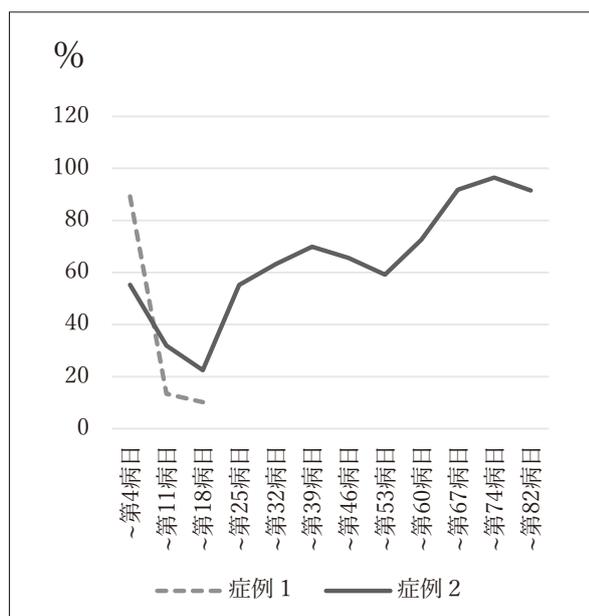


図-1 必要エネルギー量に対する推定摂取エネルギー量充足率

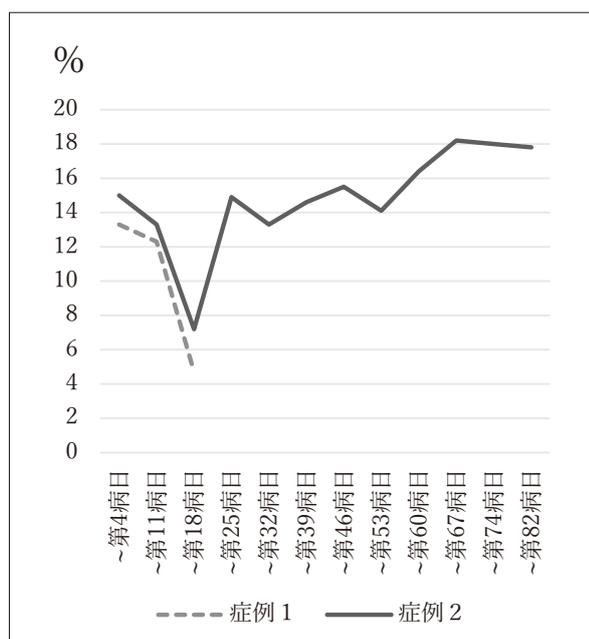


図-2 経口摂取量における推定摂取たんぱく質比率

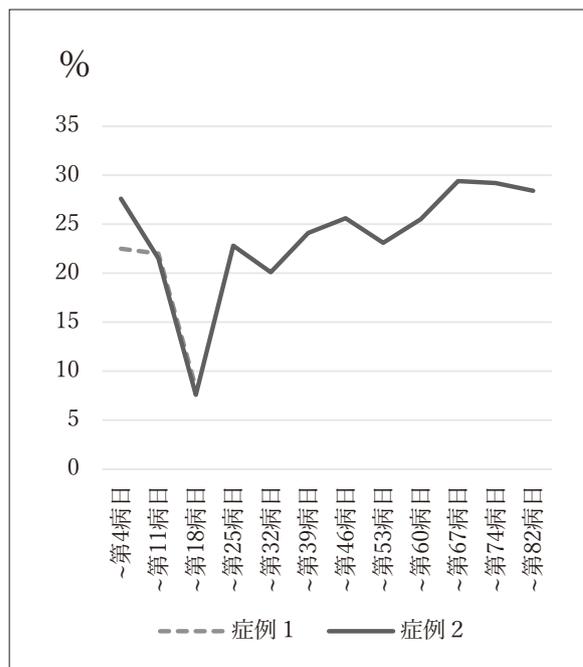


図-3 経口摂取量における推定摂取脂質比率

6. 考察

新型コロナウイルス感染症が重症化する症例では、発症から5～7日程度経過して急激に肺炎が悪化する²⁾とあるとおり、当院で経験した2症例においても入院5～7日前後で重症診断となり、経口摂取量が急激に低下した。しかし、高齢者、2型糖尿病、前立腺癌という重症化リスクの要因⁶⁾のほかアルコール性肝硬変の既往があり、新型コロナウイルス感染症でみられる消化管合併症の食欲不振および悪心、嘔吐のほか下痢も併発⁷⁾した症例2では、良好な転帰を迎えた。この患者は経口摂取量が300kcal/日を下回る前に、半消化態栄養剤が開始となり摂取することができていた。急性呼吸不全や慢性呼吸不全、急性呼吸窮迫症候群 (ARDS: acute respiratory distress syndrome) では、肺の機能障害だけではなく全身の各臓器に対して障害を伴い、積極的な栄養管理が必要となることはすでに認知されている。このような病態の場合は、消化管機能維持のためにもすみやかな経腸栄養の開始が勧められる。急性呼吸窮迫症候群 (ARDS) 患者においては、治療早期に25 kcal/kg体重/日以上⁸⁾の投与を推奨する根拠はなく500 kcal/日 (≒10kcal/kg/hr) 程度の少量経腸栄養を行うことに対する強い反対根拠はないとある⁸⁾。このことから食思や喫食量の低下時に、半消化態栄養剤を開始し経口

摂取できていたことは、消化管やほかの臓器の損傷を妨げる一助となっていた可能性が考えられた。また、日本臨床栄養代謝学会(旧日本静脈経腸栄養学会)のガイドライン⁹⁾では、高齢者には経口摂取が第一選択で、食事摂取量の増加、補食の推進を図ることが推奨されている。このなかでも特に「Sip feed(ちびちび飲み)」を推奨している。呼吸困難があり食思が低下しているなかでも、症例2の高齢者はSip feedが可能であり消化管機能が維持できていたことがその後の回復につながったと考えられた。

症例1においては、リザーバー付き酸素マスクを外した際の呼吸困難が経口摂取を妨げる要因のひとつとなっていた。そこで医師や看護師と相談し、リザーバー付き酸素マスクの隙間からストローを入れ飲めるような食事に変更をしたが、呼吸困難があるなかでは吸飲も困難であることが考えられた。また急速な状態悪化に対して、さらに早い段階での半消化態栄養剤等の付加が必要であったことも考えられた。それでも可能な限りリザーバー付き酸素マスクを外さない状態を維持するために、多職種間で「串刺し食(写真-1)」の検討もされていた。これは利き腕の骨折やベッドアップ指示30°以下の患者対象に提供される食事であり、栄養課では新型コロナウイルス感染症患者への提供

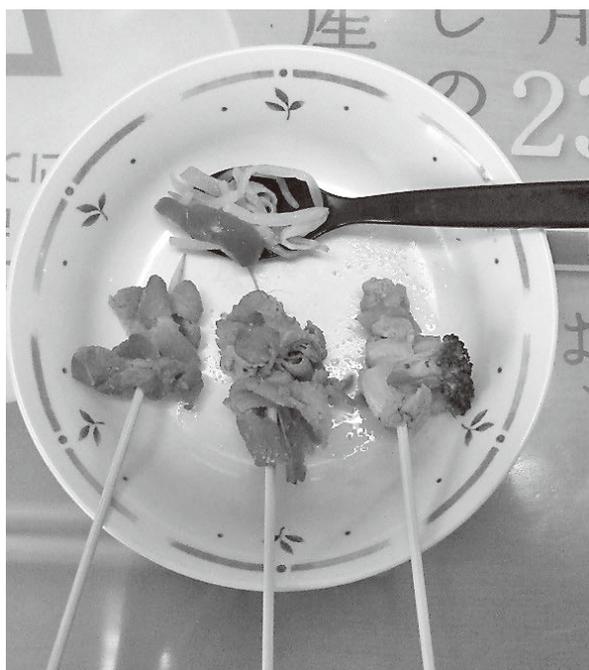


写真-1 串刺し食

を想定していなかったため、当院において多職種連携ができていたからその発想であったと言える。本症例においては実施に至らなかったが、呼吸不全や腹臥位療法中の患者に対する経口栄養提供法のひとつとしての検討が今後の課題として残った。

病態が回復した症例2は、第31病日に一般病棟に転棟しリハビリテーションが実施されると、3週間かけ緩やかに推定摂取エネルギー量が増加していった。本研究ではエネルギーを構成するたんぱく質と脂質について、推定摂取量からその比率を確認している(図2・3)。肺疾患のひとつである慢性閉塞性肺疾患(COPD: chronic obstructive pulmonary disease)の栄養食事療法では、栄養状態の改善には十分なエネルギー投与を最優先し、著しい換気不全があれば呼吸商を考慮した脂質主体の経腸栄養剤を考慮するという報告¹⁰⁾がある。また、新型コロナウイルス感染症重症者においては、サルコペニア状態に陥るリスクがあるため早期からのたんぱく質投与や運動(リハビリテーション)の重要性が言われている¹¹⁾。栄養改善がみられた症例2において脂質とたんぱく質のエネルギー産生比率が必要量の比率より高い結果となったことは、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の栄養食事療法や新型コロナウイルス感染症重症者の先行研究での報告と一致していると言える。しかし必要エネルギー量を一般的な当院基準で設定しており、また1症例の結果であるため、たんぱく質と脂質について新型コロナウイルス感染症患者の必要量を満たしていたかはわからない。各栄養素の影響については、今後の調査で症例数を増やし解析することが必要である。症例2においては、日本人の食事摂取基準¹²⁾のエネルギー産生栄養素バランスに適合した半消化態栄養剤と嗜好等も考慮した柔軟な食事対応の継続により、病態回復のための治療を支えるだけの経口摂取エネルギー量が維持できていたと言える。さらに、リハビリテーションの介入が加わり活動量と全体の経口摂取エネルギー量が増加したことにより、日常生活動作(ADL: activities of daily living)と栄養状態の改善がみられ自宅への退院となったと考えられた。重症時であっても対象患者の嗜好を考慮しながら食事提供を継

続し経口摂取維持を支えたこと、感染対策が優先されるなかでも可能な限りの情報共有をおこない多職種連携を進めていたことが功を奏し、回復できた症例であった。

7. 結語

新型コロナウイルス感染症は、今まで経験したことのない速度で病態が進行し、また経口摂取量が低下していく。栄養状態を維持させるためには多職種連携による早期介入と、対象者の状態や嗜好などを考慮し経口摂取量増加につながる継続的な栄養提供と栄養管理が重要である。

8. 参考文献

- 1) 厚生労働省, 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第5.2版 P11, 2021. 07
- 2) Guan WJ, Ni ZY, Hu Y, et al. Clinical characteristics of coronavirus disease 2019 in China. *N Engl J Med*.2020; 382 (18): 1708-1720. Doi: 10.1056/NEJMoa2002032. Equib 2020 Feb 28.
- 3) Min Gao, MSc Carmen Piernas, PhD et al. : Associations between body-mass index and COVID-19 severity in 6・9 million people in England: a prospective, community-based, cohort study, *THE LANCET*, VOLUME9 (ISSUE6), P350-359, 2021
- 4) 日本肥満学会肥満症診療ガイドライン作成委員会, : 肥満症診療ガイドライン2016,
- 5) M Liu, P He, H G Liu, X J Wang, F J Li, S Chen, et al. : Clinical characteristics of 30 medical workers Infected with new coronavirus pneumonia. *Zhonghua Jie He He Hu Xi Za Zhi*.2020; 43(0): E016. Doi: 10.3760/cma.j.issn.1001-0939.2020.0016.
- 6) 厚生労働省, 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第5.2版 P13, 2021. 07
- 7) 蘆田玲子, SARS-CoV-2消化管症状95例の検討, *日本消化器内視鏡学会雑誌*, 62巻 (9号), P1686, 2020
- 8) 一般社団法人日本呼吸器学会, 一般社団法人日本呼吸療法医学会, 一般社団法人日本集中治療医学会, 3学会合同作成委員会, ARDS診療ガイドライン2016 (part 1), 3 栄養治療, 水分管理, P119, 総合医学社, 東京, 2016
- 9) 日本静脈経腸栄養学会 (現一般社団法人日本臨床栄養代謝学会), : 静脈経腸栄養ガイドライン—第3版, P386-387, 東京, 2013
- 10) 岩川裕美, : 慢性呼吸器疾患の栄養管理—COPDの経口栄養療法—, *日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌*, 第20巻, 第2号, P104, 2010
- 11) 一般社団法人日本臨床栄養代謝学会COVID-19対策プロジェクトチーム (P009), : 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の治療と予防に関する栄養学的提言, *学会誌JEPEN* 2, P6.9, 2020
- 12) 伊藤貞嘉, 佐々木敏, 他, 厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書: 日本人の食事摂取基準2020年版, 各論1-5エネルギー・産生栄養素バランス, P166-170 第一出版, 東京都, 2020

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告に関する内規

平成21年 3月18日制定
平成21年 4月 1日施行
平成24年 3月 7日改正
平成24年 4月 1日施行
平成27年 5月14日改正
平成27年 5月15日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部生活科学研究所（以下研究所という）が発行する生活科学研究所報告（以下研究所報告という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究所報告の発行者は、生活科学研究所長とする。

2 研究所報告は、毎年3月に発行するものとする。ただし、生活科学研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部生活科学研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究所報告の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、生活科学研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、生活科学研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、生活科学研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 生活科学研究所報告に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

- ① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）
- ② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）
- ③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師
- ④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種類)

第5条 研究所報告に掲載する原稿は、生活科学に関する研究成果等とし、原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は原則として1号につき1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究所報告執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿（図表、写真を含む）と当該原稿のデジタルデータ（原則として図表、写真を含む）を保存した電子媒体及び所定の「研究所報告掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内または学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、原則として二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究所報告の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究所報告に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

2 ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部生活科学研究所報告からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 生活科学研究所報告に掲載された論文等は原則として電子化（PDF化）し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

この内規は、平成27年5月15日から施行する。

生活科学研究所報告執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の形式は次のとおりとします。以下に示すように整理してください。
 - ① 表紙
 - (1) 原稿の種別
 - (2) 原稿の表題（原稿が和文の場合は英文表現，原稿が他の言語の場合は和文表現も並記してください）
 - (3) 著者名（全著者）
 - (4) 所属・資格（国際関係学部国際○○学科・資格，短期大学部（三島校舎）○○学科・資格，英文も記入してください）
 - ② 英文要旨（原稿が和文以外の言語である場合は和文要旨）
 - ③ 本文（本文には下段中央にページを記入してください）
 - ④ 引用文献
 - ⑤ 図・表，写真
- 3 投稿原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1)論文 (2)研究ノート (3)資料 (4)学会動向
 - ② (1)~(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 4 本文は常用漢字，現代かなづかいとし，学術上で必要な場合においては，その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い，外来語はカタカナ書きとしてください。
- 5 要旨，和文要旨は400字程度，英文要旨は200語程度とし，目的，方法，結論などを明確に要領よく記述してください。
- 6 原則として横書きで，字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - (1) 日本文 22字×42行×2段
 - (2) 英文 50字×42行×1段
- 7 単位はSI単位系を原則とします。補助単位系を使用する場合はSI単位を（ ）に並記してください。
- 8 数式：以下の様式に従ってください。
 - ① 数式は通常に用いられる常識的な表現としてください。数式に用いる記号は最初に使用するところで明確に定義してください。本文の途中で定義を変えることは避けてください。

- ② 数式には本文で通し番号を付けて、() 内に表示してください。文中での数式の引用は、式 (), としてください。
- ③ 数式中の上付・下付は明確に示してください。場合によっては赤鉛筆で∨∧を記入してください。
- ④ 数式が分数表示の場合は2行と考えてください。

9 本文中の見出しは、原則として以下のとおりとしてください。

- ① 章 1 2 3……
- ② 節 1.1 1.2 1.3……
- ③ 項 1.1.1 1.1.2 1.1.3……
- ④ 見出しの後は改行し、1文字空けて文章を書き始めてください。
- ⑤ 章の見出しはボールドタイプ(太字)としてください。

10 箇条書きは

- 1) 2) 3) ……としてください。

11 図、表、写真は、パソコンを使用して作成し、デジタル原稿に含めて提出してください。

- ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
- ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
- ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
- ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
- ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。

12 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。

- ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
- ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
- ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れ〔・・・より引用〕と明記してください。

13 参考文献は文末にまとめてください。表記については、12の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S.537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

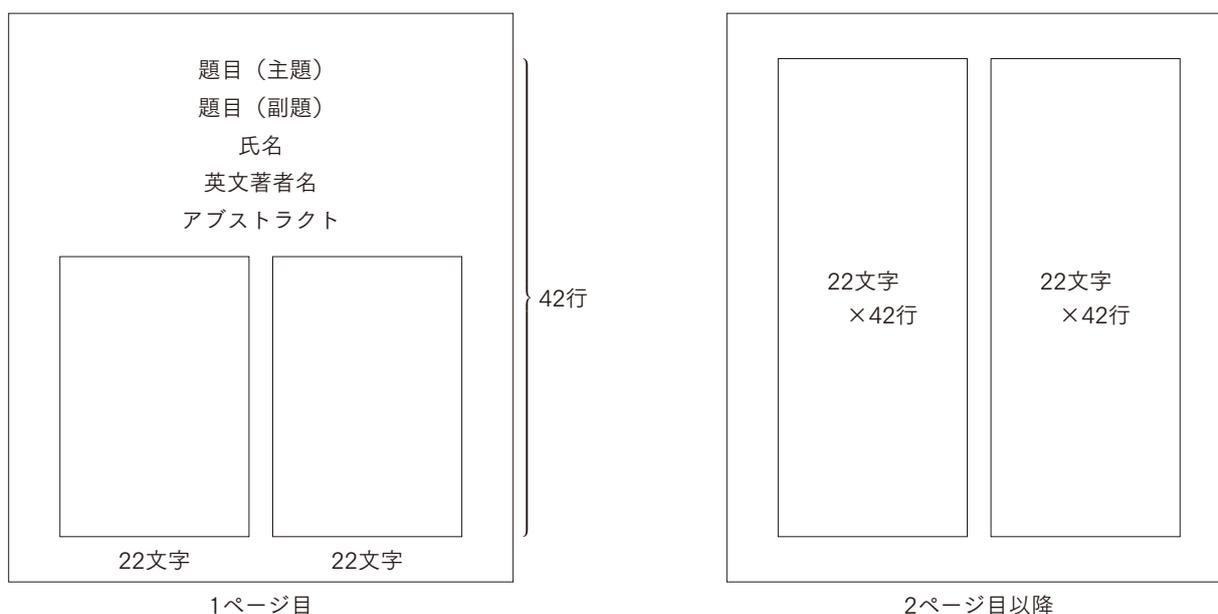
Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.*

他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

令和3年度 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告編集委員会

委員長・研究所長	四之宮	玲子
副委員長・研究所次長	伊坂	裕子
委員	小代	有希子
	安元	隆子
	永田	美江子
	石川	元康
	小副川	琢
	川戸	秀昭
	篠原	啓子
	杉崎	穰
	藤澤	博隆（幹事）

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告 第44号

令和4年3月1日 発行

発行 日本大学国際関係学部生活科学研究所
三島市文教町2丁目31番145号（〒411-8555）
電話 055(980)0808（研究事務課）

印刷 みどり美術印刷株式会社
沼津市沼北町2-16-19（〒410-0058）